

黍はペンビウ (Pwinlyu) と云ふ寄生植物に荒されやすい。豌豆、蠶豆は全国各地に産出する。棕梠中ダニ (Dani) 種はイラワディのデルタ地方で栽培されてゐる。以上の如くビルマにおける農業は米を大宗として、其他諸種の熱帯農産物に恵まれてゐるが、一九三七年三月までの英領印度統治下にあつては、米並にゴム以外殆んど見るべき發達をとげなかつたのである。

第七項 濠洲

濠洲は各種工業の急速な發達を見せてゐるが、しかもまだ農牧を主とする原始産業資源國たる色彩は濃厚である。試みに最近十ヶ年の統計に依れば、全生産額中原始産業に依る生産額は六四%を占め、工業生産額は僅かに三六%に過ぎない。而

して此の原始産業に依る生産額六四%を内譯すれば、牧畜二三・五六%、農産二〇・六五%、乳牧産一二・〇〇%、鑛産五・〇〇%、林漁産三・〇%で、牧畜業が主位を占め、これについて農業が重要な地位を占めてゐる。

濠洲の農業は先づ最初にニュー・サウス・ウェルス地方で、移住者たちにより計畫され、パーラマッタ及びハックスバリー河で農業適地を發見、其の後、ブルュー・マウンテンの西方で行はれた。一七九七年八月十九日附の總督發表によれば、當時ニュー・サウス・ウェルス地方の農業は小麥三、三六一エーカー、玉蜀黍一、五二七エーカー、大麥二六エーカー、馬鈴薯一一エーカー、葡萄園八エーカー、計四、九三三エーカーといふ微々たるものであつたが、一八〇八年には小麥六、八七四

エーカー、玉蜀黍三、三八九エーカー、大麥五四四エーカー、燕麥九二エーカー、豌豆並豆類一〇〇エーカー、馬鈴薯三〇一エーカー、燕菁一三エーカー、果樹園五四六エーカー、亞麻及ヘンプ麻三七エーカー、計一一、八九六エーカーとなり、更に一八五〇年には一躍、四十九萬一千エーカーといふ驚異的な發達を見たのである。このうち十九萬八千エーカーは現在のニュー・サウス・ウェルス地方、十六萬九千エーカーはタスマニア地方、残る五萬二千九百九十一エーカーは當時のニュー・サウス・ウェルス州ポート・フィリップ地方——現

在のビクトリア地方に分布してゐた。

一八五一年、金鑛が發見されるや、農業の發達に頓挫を來たし、一八五四年には栽培面積四十五萬八千エーカーにまでやゝ減少を示したが、しかし人口の増加に伴うて農産物の需要が増加したので、必然的に農業の發達を促し、一八五八年には早くも百萬エーカーを突破するに至り、濠洲農業の重要性は愈々その重きを加へ、一九三六—三七年には次表の如く二千六十萬エーカーを占めるに至つた。(單位エーカー)

ニユー・サウス・ウェルス	一八六〇—六一年	一九二〇—二一年	一九三〇—三一年	一九三六—三七年
ビクトリア	二四六、一四三	四、四六五、一四三	六、八二一、三四七	五、九五七、五〇〇
	三三七、二六三	四、四八九、五〇三	六、七二五、六六〇	四、四〇七、三二二

クキンスランド	三、三五三	七七九、四九七	一、一四四、三二六	一、五〇六、四三三
サウス・オーストラ	三、五九、二八四	三、三三一、〇八三	五、四三六、〇七五	四、五七七、七〇七
ウエスト・オースト	二四、七〇五	一、八〇四、九四七	四、七九二、〇一七	三、八八四、三四九
タスマニア	一五二、八六〇	二七九、三八三	二六七、六三三	二六三、二五一
ノース・テリトリー	—	二九六	一、五五〇	一、三〇五
オーストラリア・カ	—	一、九六六	五、四一九	四、七二八
ブテン・テリトリー	—	—	—	—
總計	一、一七三、六三八	一五、〇五二、八二八	三五、一六三、八一六	三〇、六〇二、五九五

即ち農業栽培面積は一九三〇—三一年をレコードとして近年減少しつつあるのは、小麦市價が振はぬため、植附擴張を手控へてゐるためである。

而して、一九三六—三七年のこれら栽培面積を品種別に分析すれば（單位はエーカー、括弧内ハ百分比）

地方名	小麦	乾燥雑草	燕麥	生秣量	大麦	甘蔗	玉蜀黍	果樹園	馬鈴薯	葡萄園	其他	計
ニュー・サウス・ウエルズ	三、九六、八八〇	一、七、七〇七	一、五、七〇七	一、〇、〇〇〇	一、〇、〇〇〇	一、〇、〇〇〇	一、〇、〇〇〇	一、〇、〇〇〇	一、〇、〇〇〇	一、〇、〇〇〇	一、〇、〇〇〇	三、九六、八八〇
ビクトリア	二、三三、八七三	一、一、八八三	一、一、八八三	一、一、八八三	一、一、八八三	一、一、八八三	一、一、八八三	一、一、八八三	一、一、八八三	一、一、八八三	一、一、八八三	二、三三、八七三
クキンスランド	二、八、八八三	一、一、八八三	一、一、八八三	一、一、八八三	一、一、八八三	一、一、八八三	一、一、八八三	一、一、八八三	一、一、八八三	一、一、八八三	一、一、八八三	二、八、八八三
總計	九、一八、六三六	三、〇、三七三	三、〇、三七三	三、〇、三七三	三、〇、三七三	三、〇、三七三	三、〇、三七三	三、〇、三七三	三、〇、三七三	三、〇、三七三	三、〇、三七三	九、一八、六三六

また農産物の生産高は次表の如く九千百萬噸を突破してゐる。（單位千噸）

品名	一九三五—三六年	一九三六—三七年
大豆	一、〇三六	一、三三六
玉蜀黍	一、六一九	一、七五五
燕麥	二、一三六	二、三二二
米	四、〇九	四、五八
小麦	三、九、七六八	四、〇、四七一
生秣量	二、七〇三	二、九四
乾燥秣量	一、〇、〇一	一、〇、〇一
豆類	一、六五	二、五八
薯類	二、九七	二、九七
葱	二、五六一	二、五六一
馬鈴薯	七	七
砂糖	三、七五	三、七五
葡萄酒	三、七五	三、七五
胡椒	七、四九三	七、四九三
烟草	四、八四	四、八四
棉花	三、七六	三、七六
市場果實	二、二四〇	二、二四〇
果實	一、〇、七	一、〇、七
總計	二〇、〇〇	二〇、〇〇

其他 二、三三五
計 七、四三六

なほ主なる農産物の輸出状況を見れば(單位千噸)

小麥粉	一九三四— 三五年	一九三五— 三六年	一九三六— 三七年	一九三七— 三八年
小麥	四、六〇七	四、五二〇	五、五九二	六、〇三三
乾葡萄	二、六二二	一四、〇五一	一八、七六一	二〇、九〇七
	二、〇三二	一、八七七	一、九六二	二、五三八

一九三七—三八年においては輸出總額一億五千七百五十八萬噸に對し、小麥及小麥粉は一七%、乾葡萄は一・六%の地位を占めてゐる。

第九章 鑛業

第一節 概説

鑛物資源の存在は地質構造と緊密な關係がある。南洋の地質を觀るに大陸部と島嶼部とは著しく相違し、大陸部即ち佛領印度支那、タイ國、馬來半島等では上部古生層が極めて廣い地域を占めて分布し、これを貫入して三疊紀の花崗岩が廣く露出して、各地に接觸變質作用を與へて居る。島嶼部ではボルネオ中央部及び西部、ニューギニアの東部にも同様の地層が見られるが、南部諸島、比律賓、蘭領印度に於ては第三紀層が廣範に互つて分布し、花崗岩を被覆し、新期火山岩が之を貫

く。爪哇、スマトラ、セレベス等に於て特にこれが著しい。

さて南洋各地の鑛産物中世界的に有名で、且つ我國として最も關心の深いのは錫、石炭、石油及鐵等である。馬來半島及び蘭領印度のバンカ、ピリトンに産する錫は世界産額の五五%を占め、蘭領印度の石油は世界第六位、主としてボルネオ、スマトラ、ジャバに産する。佛領印度支那のホンデー無煙炭は其品質の優秀なること周知の事實で其他スマトラのバレンバン州及び西海岸州にも産

出して居る。

然し乍ら南洋各地の地質調査は一般に未だ完全でなく、従つて鑛産物の開發未だ幼稚の域を脱して居らぬのであるが、各方面の調査開發の促進につれ、今後益々世界の注目を惹くに至るであらう。今左に濠洲及び附近の島嶼を除く南洋各地最近二ヶ年の重要鑛産物の生産高を示せば、

種別	一九三六年	一九三七年
錫 英領馬來(總)	六七、七〇〇	七、五四三
タ イ 國(總)	三〇八、五三四	三、五、九四〇
鐵 英領馬來(總)	一、四三、三三二	一、六二、三〇九
石炭 佛領印度支那(總)	一、五九、〇〇〇	一、五九、〇〇〇
石油 蘭領印度(千噸)	六、四三、七九三	七、二六、〇七〇

これら各地の各種鑛業中、現在本邦資本による

在り、昭和八年稼業に着手、品位五三%内外)、南洋鐵鑛會社のタマンガン鑛山(ケランタン州、昭和十二年より出鑛、褐鐵鑛で平均品位は五七-五八%)等がそれである。

鑛夫は支那人が最も多く、馬來人、印度人がこれに次ぐのであるが、邦人經營の諸鐵山は品位が高い許りでなく、採掘が比較的容易で、低勞銀の鑛夫を容易に、しかも多數得ることが出来る。

佛領印度支那には、我が印度支那産業會社の鐵山、比律賓パラワン州ブスマンガ島に日比鑛業會社(日比合辦で、昭和十年設立)の滿俺鑛事業地、爪哇に石原鑛山會社(石原産業系)のソロ銅山(昭和六年の買収で、黃銅鑛を主として多量の黃鐵鑛を伴ひ、高品位のものは一五%の銅を含有する上に微量の方鉛鑛、閃亜鉛鑛も含む。出鑛設備に多

企業としては英領馬來の鐵、滿俺、錫、英領北ボ

ルネオの石油、蘭領爪哇の銅、セレベスの雲母等を擧げ得るのであるが、地域別では先づ英領馬來を核心としなければならぬ。即ち石原産業會社のスリメダン鑛山(ジョホール州の西海岸に位し、大正九年稼業開始、主として赤鐵鑛、品位六〇%)、太陽鑛山(トレンガヌ州、主として滿俺鐵鑛で、品位滿俺約一六%、鐵約三五%、品位約六〇%の赤鐵鑛も出る)、天滿、カンピンの兩錫鑛山(共にトレンガヌ州、太陽鑛山に近い)、日本鑛業會社のヅンゲン鑛山(トレンガヌ州ヅンゲン河口、大正五年既に權利讓渡を受けたが、昭和二年改めて採掘權を得、同五年から事業開始、赤鐵鑛に三〇%内外の磁鐵鑛を含有するもので、品位平均六〇%以上の良鑛)、タンドウ滿俺鑛山(ケランタン州に

額の經費を要する模様)があり、セレベス東方のバンガヤ島では、昭和十一年、邦人がその雲母試掘權を獲得した。

南洋に於ける石油企業に對し、邦人が初めて手をつけたのは大正六年で、久原鑛業會社(現在の日本鑛業會社)が英領北ボルネオ企業組合と契約を結び、クダツ島西岸セクワチで試掘を行った。然しこれは成績思はしからず契約期間満了と共に中止してしまつた。當時スタンダード系のコロニアル石油會社が、同じく良果をあげ得なかつたスマトラ油田を、日本へ讓渡方を希望するところがあつたのだが、本邦事業家中に之れに應ずるものが無かつた。

昭和四年、三井物産と日本石油の兩社が提携し、和蘭の東ボルネオ會社と協同して日蘭合辦のボル

ネオ石油會社を設立した。會社は翌五年、サンクリランに於て試掘を始め、一八〇〇米に達した深井もあるのだが、遺憾乍ら未だ採油の運びに至つてゐない。

英領馬來では石原産業及び日沙商會がボーキサイトを採掘して居り、蘭領のビンタン島でも同礦採掘を行つてゐる。

ビルマの鑛物の中で最も値打のあるのは石油で、一九三八年二六四、三一、一九〇ガロンの産出を見、これに次では鉛、銀鑛がある。一九三八
年北シアン州のビルマ・ボードウィン鑛山株式會社は四十七萬二千百噸を産出してゐる。ビルマと云へばルビー其他の寶石を聯想する。世界中へ供給するルビーの大部分はビルマ上部のモゴーン鑛山から出るのであるが、しかしそのルビーも一九三八

年に於て錫の半にも、銀の四分の一にも及ばないのである。

比律賓に於て、既に発見された有用鑛物の種類は尠くない。即ち金屬性のものには金、銅、鐵、錫、鉛、亜鉛、滿俺、クロム等、非金屬性のものには石炭、石油、岩鹽、アスファルト、大理石、石灰、石膏等がある。この中金、鐵、クロム、滿俺を除けば何れも殆ど未開發の状態にある。それは交通運輸の便がよくないのと、水力電氣の甚しい貧弱、石炭の著しい不足、それから比島憲法が天然資源の開發に對し、外國資本の流入を掣肘してゐる點などが與つてゐるのだが、然し、近年に於ける發達は相當顯著で、一九二五年八月末現在の鑛業會社は一一三社、其拂込額三、八一八萬ベツであつたものが、一九三七年三月末現在では

四〇五社、其の投資額は九、三一九萬ベツに激増してゐる。其中拂込資本二百萬ベツ以上のものが二四社、最高拂込資本はベンゲット合同會社 (Benguet Consolidated Mining Co.) の六百萬ベツである。

濠洲に於ける鑛物資源は未だ完全に確かめられて居ない、今尙ほ組織的探鑛を待つ状態であるが、主要なる鑛物は金、石炭、鉛、銀、錫、亞鉛等で石油には恵まれて居ない。政府としては幾度か各地に試錐を行つては居るが、未だ其の産出を見ない。金が産額の首位を占めて居る事實は、濠洲の地が白人を招致し今日の大をなした一因である、即ち金發見前に於ける人口が平均一ヶ年二萬の増加であつたのに對し、金發見の一八五一年は三萬二千人、一八五二年は一躍八萬六千人、爾來三四

年に平均一ヶ年九萬三千人の驚くべき増加振を示して居る。この金に次では最近飛躍的發展を遂げつゝある鐵鑛と石炭とに着目する必要がある。

新西蘭は鐵、石炭、金及び銀を以て鑛産中の大宗とし、石油は政府の幾度かの試錐に依り良質の存在を確認したが、しかし今日の所豊富に産出する迄には至つて居ない。一九三七年末までに原油の總産出量は二百七十六萬五千ガロンと推算される。一九三七年石油法が議會を通過した結果、含油地帯は一切國家の所有に歸し、國家の保護獎勵の下に大規模に開發が企圖されるに至つたので、今後の發展は相當注目に値するものがある。
ニューギニアは面積約三十萬方哩と稱せられ、未だ科學的の探鑛も精細に行はれては居ないが、鑛産資源の見地から重要な地域は中央高山山脈地

帶である。此地帯は前寒武利亞の複雑な岩石から構成され、金、石油の外、プラチナ、錫、銅、硫黄、鐵、滿俺等が発見されては居るが、開發されたのは金だけである。石油に關しては濠洲聯邦政府より専門家が派遣され、大規模の試錐が行はれたが、未だ大量の石油は発見されて居ない。ニューカレドニアは全島地下埋藏資源が豊富で

あり、殊にニッケル鑛、クロム鑛共に世界的に其名を知られる外、未開發の儘に存する鐵、石炭、鉛、亞鉛、マンガン、コバルト等凡て採掘を待ちつゝある状態である。近時太平洋岸各國に重工業の擡頭すると共に、軍需資源として各鑛物の重要視せらるる今日、ニッケル、鐵、クロムは夫々着眼せられつゝある現状である。

第二節 鑛業行政

蘭領印度——政府は歐洲大戰前までは自由許可主義に則り、鑛物の發見者に對し無制限に鑛業權を與へたが、その後一轉し閉鎖主義に傾き、一九一八年鑛業法の一部を改訂し、特に石油、石炭、褐炭、アスファルト及び可燃性瓦斯の採掘權は、政

府以外は新に私人又は會社に許可せざる方針を採るに至つた。其理由とする所は、

- 一、政府は官營又は共同經營の方法に依り、これを鞏固なる財政に資せんとすること
- 二、この種國家的特殊事業に對し、外國資本を混入

せしむることは、國際關係上將來面白からざる影響あるべきを慮れたること

得せられる。

右の如く財政上及政治上の見地よりして蘭領印度政府は可燃性鑛物は勿論、金、銀、鐵等の重要鑛物を埋藏すると思はれる地帯の調査は、政府調査を終了するまで保留するに至り、現在に於ては鑛物資源の外國資本に依る調査は殆んど全部保留されて居る。

英領馬來——馬來に於ける鑛業は、錫鑛採掘に限られて居る。錫以外の金、鐵、石炭等も産出するが、錫に比すれば殆んど取るに足りない。

鑛業用の土地は、(一)鑛業地租借人より租借權を買受けるか、(二)試掘免許を申請して試掘免許證を受け、然る後租借地を選定許可を得るか又は、(三)租借を直ちに政府に出願するかこの三方法に依り獲

英領北ボルネオ——當領の鑛産物として石炭、金

のみが採取されて居るに過ぎない。一九二七年鑛業法(石炭、寶石及鑛油には適用されない)に基き、鑛物試掘免許は一年限りとして手数料五弗にて何人にも許可せられる。一萬英反を超えざる地域に互る獨占試掘免許は、英反當り五仙の地代にて許可せられ(作業が十分遂行されたりとの證明あれば毎年免許を更新す)、右に對しては他の者に優先して右一萬英反を超えざる土地に對する鑛區租借權を申請するの權利を賦與される。

比律賓——現在比律賓鑛業法の根幹を成すものは一九三六年十一月七日施行の鑛業法である。同法第三章に「本章に於ては公有に屬する鑛業地及鑛物は全部國家に歸屬し、其開發利用は比島人或は

會社及組合にして少くとも其資本の六〇%迄が比
律賓人に依り所有せらるゝものに限る」旨の規定
がある。特別規定に依つて約束されて居る石炭、
石油及其他の鑛油及瓦斯を除き、外國人にも鑛業
參加の機會を與へて居る。

タイ國——當國の重要鑛産物と云へば錫である。
錫採掘は南方亞細亞の重要經濟資源の一である。
現在稼行しつゝあるマレー半島の西海岸一體（タ
イ領）の錫鑛山は殆んど全く英國資本の獨占によ
る所である。

タイ國政府としては錫以外の鑛物資源の開発を
急がず、自力を以て政府が開發し得るに至るまで
一般に許可せざる方針なるものゝ如く、従つて未
だ之が權威ある調査も行はずして、外國資本に對
しては極めて消極的態度を持して居るものゝ様で

ある。

佛領印度支那——鑛業に關する現行基本法は一九
一二年一月二十六日附大統領令であつて、これに
は外國人企業に相當の餘地を認めてゐたのである
が、その後鑛業界の發展に伴ひ、數次の改正が行
はれ、今日では外國人には殆んど參加の餘地なき
ものとなつた。即ち現行規定によれば、

- 一、鑛區の調査及拂下許可は當該聯邦各州行政長官
の發給する認許證を有する個人又は會社に限る
- 二、右認許證を獲得せる個人又は會社は鑛區所在地
の行政廳に申請し、三軒平方の地域を限定して調
査許可書の下付を受くることを得（手数料一〇〇法乃
至五〇〇法）
- 三、鑛區調査許可の有効期間を三ヶ年とし其期間内
に鑛區拂下の手續を終らざるときは無効とす。尙
手續は當該州長官に提出するものとす（手数料五〇

〇法

四、調査又は採掘を目的とする者は個人にあつては
佛國民、同籍民又は保護領民、會社にあつては本
社を佛國又は印度支那に有し且重役の四分の三が
佛國民、同籍民又は保護領民たる場合にのみ許可
せらる（佛國資本は過半數を占むる規定である）

濠洲——濠洲聯邦政府は貴金屬探鑛法（一九二
六年）、産金獎勵法（一九三〇年）、油田調査法（一
九三六年）、貸附金充用法（一九三四年）及び北部
濠洲調査法（一九三四年）等の諸規定に基き、鑛
業補助金を交付して、これが開發を獎勵してゐる
が、これもまた白濠主義を堅持して居り、試掘權、
採掘權其他一切の鑛業に關する權利は英國民の手
に握られてゐる。英國人以外の白人は五ヶ年以内
の期限附で鑛區租借の請願が出来るが、東洋人に
至つては絶対に鑛業者の權利を持つてぬばかりでな

く、更に如何なる資格でも鑛區の中、又は附近で
働くことが禁ぜられてゐる。

新西蘭は鐵、石炭、石油、金、銀、ウォルフラ
ム、マンガン等多くの鑛物に富んで居るが、石炭
の産額が第一に居り、金これに亞ぐ。石炭は確定
埋藏量六億六千三百萬噸、鐵六千四百萬噸と推算
されてゐる。然し濠洲と同様、白濠主義を堅持し、
東洋人其他の鑛産資源採掘參與を絶対に禁じて居
る。

ニューギニア——西半分は蘭印に東半分は濠洲委
任統治領（北部）と濠洲領バプアに屬するが、そ
の東半分に關する限り、一九二八—三六年の鑛業
法に依り出願者は各關係鑛物に付き左記の願書を
提出せねばならぬ。

- A、一般産鑛出願
- B、砂金産鑛出願
- C、

河川産金出願 D、鑛岩採掘權出願 E、金
含有砂地權出願 F、試掘權下付願 G、擴
張申請 H、水力採掘權下付願 I、浚渫權
下付願

借地權には、

A、金山借地權 B、鑛山借地權

鑛山權は毎年一磅を支拂ひ、十ヶ年有效となつてゐる。鑛山權の所有者に附與される試掘面積は四〇〇米四方以内で、鑛山所有者には獨占的試掘權が與へられるが、その面積は七、〇〇〇ヘクタールと限定されてゐる。この外、土人勞働者の就業條件を規定し、其の日當をも一定してゐる。鑛以外の鑛物に關し、鑛區權は一〇〇ヘクタールとし、二十一ヶ年附與せられる。借地料は年一磅五志である。

蘭領ニューギニアに於ては他の蘭領印度諸島に見る通り、從來の自由許可主義から一轉して閉鎖主義に傾き鑛物の採掘權は和蘭人以外には新たに許可しないことになつた。此點第二節鑛業行政の(イ)蘭領印度を参照せられたい。

ニューカレドニア——當領の鑛山の試掘及採掘に關する法規は幾回となく改變を見、現行法は一九二七年八月二十八日大統領令を以て制定せられたもので、本令に依り一般原則が確定するに至つた。これに依ると採掘物質鑛床を左の五種に分つてゐる。

- 一、固體燃料鑛物
- 二、岩鹽、磷酸鹽、硝酸鹽その他の合成鹽
- 三、ニッケル、クロム鐵、コバルト、滿俺、鐵
- 四、滷青、液體炭化水素、氣體炭化水素
- 五、其の他の鑛物

鑛業權取得の條件たる資格證書については、一九二四年二月二十七日附大統領令の規定に依り、當事者の申請に基き申請人の資産及能力を調査した上、總督より資格證書を發給する。其の所有者は單に届出の優先を以て試掘權を取得し、移轉若

くは讓渡を以て鑛業財産を取得することを得るのである。試掘許可出願人は出願地域内に於ける鑛物賦存を證明するの義務はないが、總督は一定期間を限り且特定地域に對し凡ての試掘を禁止することを得る。

第三節 金屬鑛業

〔錫〕——現在世界の總生産量二十萬噸の約六七割は南洋から生産せられて居る。更に南洋の内、其過半は英領馬來の生産である。蘭領印度、タイ國、佛領印度支那、ビルマからも生産するが、何れも大なり小なり英國の勢力の及ぶ所であるから、世界の錫は英國の牛耳つて居る所であるとも云へる。

錫の賦存状態を少しく地質的に述べて見よう。本章の第一節にも述べた様に、馬來半島は古期岩層の廣く達する所で、石炭紀石灰岩と三疊紀後半に之に侵入した花崗岩とが分布し、花崗岩は錫の運鑛岩となり、錫は石灰岩との接觸地帯に、花崗岩のグライゼン化地帯に鑛筒として又は原地殘留鑛床として、又は石灰岩上の沖積層中に砂礫鑛床

として賦存する。かうした錫鑛床は馬來のみならず、蘭領印度、佛領印度支那に度々見られる。英領馬來に於ける錫鑛は半島を南北に略々平行し山脈の東西にある。西部には約七十二の鑛山あり、東には二十九を算する。

西海岸ではキンタ、セラシゴル、モランゴール等附近に集中し、東海岸ではクママン附近を主とし、ババン・コンソリヂェト鑛山は世界最大の錫鑛山である。

馬來の錫採掘は支那人によつて早くも十八世紀に着手され、英領に屬するに至つて益々繁榮し、十九世紀中葉には世界最大の産地となつたが、殆んど華僑の獨占的事業であつた。二十世紀初葉に及ぶと、特に世界大戰後には大資本と新技術を有する白人企業家が進入し、斯くて舊式且つ小規模

な支那人經營は急速に驅逐され、現在では白人七〇%、支那人三〇%の勢力分野である。こゝに最近に於ける精製錫生産高(噸)を示すと、

	一九三七年	一九三八年(推測)
世界生産高	三〇七、七〇〇	一四八、〇〇〇
蘭領印度	三九、七九	二一、〇〇〇
馬來半島	七七、五四二	四三、二四七(實計)
タイ國	一六、三八五	一三、五〇〇
ビルマ	四、〇三三	四、〇〇〇
佛領印度支那	一、五三三	一、六〇〇

タイ國に於ける唯一の鑛産物ともいふべき錫採掘は英領馬來に接するタイ半島に限られてゐる。従來は西海岸のブケット島を核心とするブケット州が當國生産の七〇%を占めてゐたが、既にその全盛期を過ぎ、産出量漸減し、近年は東海岸のナコン・シタマラート、バタニ附近が擡頭しつゝあ

る。ヤブリ地方も相當有望鑛區として傳へられてゐるが、實際の産出高も少いし、また將來も特に期待されるといふのではない。

一九三五―三八年の四年間に於ける代表的鑛區とその總産出高を示せば左の通りである。(單位擔)

地 方	一九三五―三六	一九三六―三七	一九三七―三八
ブケット	四三、七〇〇	五四、九三七	五九、一四三
ナコン	二七、七四八	三九、六五三	五九、四〇八
バン・ナコン	三九、八二七	五四、四六八	五五、七九五
タクラアパ	三九、九三一	五三、〇七三	六二、六七四
ソンクラ	二一、五三三	一九、八〇三	二六、四六六
シタマラート	一五、一九六	一九、六二七	二三、八二二
ヤラ	一七、九六六	二九、三七五	四三、二二五

この統計を見ても判る通り、曾てはタイ國錫生産額の王座を占めたブケット地方も今や漸く凋落の徴が見られるに對し、一方ラコン、バン・ナコン、タクラアパ、ヤラの各鑛區が有力な錫鑛區とな

りつゝあるのである。

蘭領印度鑛産物中、錫はスマトラに於てのみ見られ、其生産額は一九三七年度に於て三九、三九一担に達し、世界第三位を誇つて居るが、其大半二三、四七六担は政府直營である。

錫の産出は初成鑛床並に砂礫鑛床に分けられるが、何れもバンカ(Bangka)、ピリトン(Biliton)、シンケップ(Sikep)の諸島並に東海岸の一部に産する。錫の初成鑛床は、北はタイ國より馬來半島を経てバンカ、ピリトン諸島に延長する花崗岩の貫入地帯に見られるもので、まれにはグライゼン

(英雲岩)質鑛床と錫石と石英より成る水成岩鑛床とに分けることが出来る。前者はピリトン島のチクス鑛山の鑛床が典型的なもので、花崗岩中に錫石、マンガン鐵重石の結晶を含む不規則な石英

塊があり、それが黄銅鑛、黄鐵鑛、方鉛鑛其の他の鑛物より成る幅四〇米の英雲石を伴つて居る。又バンカ島のもの、如く花崗岩多く、ために錫花崗岩と呼ばれることもある。後者はビリトン島のテボン鑛床、並にバンカ島のサムボンギリ鑛床に見られる。然し錫採鑛の最も盛に行はるゝものは砂礫鑛床に於けるものであつて、それは歐洲人の渡來前古くより土人により行はれて居たものである。砂礫鑛床に二種あり、谷鑛床は多く現在の谷底に發見され、直接岩盤上にあり、砂又は粘土に覆はれて居る。他は殘留鑛床であつて、母岩より分離した岩屑の堆積によるものであり、多く海面下の低所に見られる。尙ほ砂礫鑛床は前記の諸島以外、東海岸のカンバル、ロカン兩河の本支流域にも發達して居る。最近二年間に於ける各島の錫

の産額を挙げれば次の如くである。(厘)

	一九三六年	一九三七年
バンカ島(官營)	一八、三九二	三三、四七六
ビリトン島(官民共同)	三、一六六	一八、八九二
シンケツプ島(〃)	二、三六三	二、〇四四
計	三、七三〇	四四、三九二

當領の錫採掘業は土民、支那人によつて先づ經營され、一八一六年來、政府の直營である。錫よりの収益は政府の主要財源の一になつて居る。従來は錫鑛の儘で殆ど全部新嘉坡に輸出されてゐたが、一九三三年本國のアルンヘムに大規模の精鍊工場が竣工する外、現在ではバタビヤ、バンカ、ビリトンにも近代的設備を有する精鍊工場が出來てゐる。

馬來半島に含まれるビルマの一部の錫の産狀は英領馬來と全く同様で、又ウォルフラムを伴つて

ゐる。これが採掘は大半支那人とタイ人移民の手によつてなされる。産地はメルグイ地方、タヴォイ地方、カレンニ地方、タトン地方の四に分れ、前二地は最も重要な産地である。メルグイ地方はビルマ南端で東部タイとの國境は高峻の山岳地で花崗岩より成り、山麓の沖積層から錫鑛を産し二十餘の鑛山がある。タヴォイ地方には錫とウォルフラムを共に産する多數鑛山がある。

〔鐵〕南洋の鐵鑛は主として赤鐵鑛と褐鐵鑛とである。其産額は左表に見る通りで、大體その全部が我國に輸出されてゐる。(單位千噸)

世界生産總額	一九三六年	一九三七年
馬來半島	一七〇,〇〇〇	二二五,〇〇〇
比律賓	一,六〇〇	一,八〇〇
佛領印度支那	三〇〇	三〇〇
	一〇	一五

産額そのものは、まだ大したものではないが、しかし我國製鐵業の今日の進歩は、主としてこの南洋鐵鑛に負ふ所多いのだし、今後またそれに依存するところが多いのである。比律賓、佛領印度支那、馬來半島には未着手の豊富な鐵山が多いとあつては、尙更のことである。埋藏量の推定は比律賓の五億餘噸、蘭領印度の十億餘噸、英領馬來の約二億餘噸と稱せらる。然し調査が進行すれば一層増大するであらう。蘭領では爪哇南部海岸の砂鐵(埋藏量三千五百萬噸)、ボルネオの磁鐵鑛(約五億噸)、セレベスの湖沼地方(約四億噸)、モルッカ群島、ニューギニア等に埋藏されてゐるが、未だ採掘は行つてゐない。

比律賓では分布が廣く埋藏量十億噸と推算される。ルソン島の東北部山地には鐵鑛脈あり、赤鐵

鑛又は磁鐵鑛で、品位は五八―六〇%内外、硅酸、硫黄、磷を僅少量含有する。カガヤン州のアバリ鑛山、北カマリネス州のカルンバユンガン島が代表的で、小規模な露天掘に依り、木炭を燃料として小型堅爐で精鍊してゐるものが見られる。またミンダナオ島東北部のスリガオ州の鐵山は約三十年前の發見で品位は五四%であるが、埋藏量は五億噸以上と推定せられる世界屈指の大鑛床で、比律賓政府の保有鑛區となつてゐる。海岸近く存在し、沖積粘土を被覆する厚サ約二〇米のラテライト鐵鑛がある。鑛石は海綿狀又は粉狀の粘土であるが、時に多孔性の母岩は碎片と共に赤色の小凝結物に被はれてゐる。目下稼行中のものは殆ど前記諸州に限られ、而も石炭の不足等から其の殆ど全部が日本に輸出され、更に製鐵されて比島へと

再輸出される。一九三八年一月乃至六月比律賓の產鐵總量を示せば左の通りである。

	數量(噸)	價額(ペソ)
比律賓鐵鑛會社 (Philippine Iron Mines, Inc.)	三、七四、六〇五	一、六六五、七三・五〇
サマール鑛山會社 (Samar Mining Co.,)	三、八七一	一〇六、三三・九三
計	三、七八、四七六	一、七七一、〇六九・四三

佛領印度支那ではカムボヂヤのブノンデック、トンキンのタングエンの赤鐵鑛及び赤鐵鑛が知られてゐるが、運輸の不便で大して發展もしてゐない。従來は日本向輸出を主目的として採掘されたが、タングエンの附近にはホンゲー炭があり、石灰山も控へてゐるので、製鐵所の建設が進められてゐる。尙ほ最近安南サムソン海岸でチタン鐵鑛が發見されたと云ふ。

石原産業公司は、ジョホール州西部ブキタダンで、現在赤鐵鑛(品位六四%内外の良鑛)及び滿俺鑛を採掘し、日本鑛業會社はトレンガヌ州ケマン附近でドンダン鑛山を、南洋鐵鑛はタマンガン鑛山を稼行し、飯塚鐵鑛はバハン州にエンドウ鑛山を經營して居る。

鐵の重要産地として指摘すべきは濠洲、新西蘭である。鐵鑛は濠洲鑛産額中第三位に居るもので、鐵鑛埋藏量約九億噸と推算せられてゐるが、今各州別に鑛量の發表された統計を見れば次表の如く四億六千九百六十萬噸に達する。

濠洲鐵鑛産額

年次	一九三五年		一九三六年	
	數量(トン)	價額(ポンド)	數量(トン)	價額(ポンド)
ニューサウスウェルス	111,032	5,836	111,880	11,041

州名	埋藏量(百萬トン)	州名	埋藏量(百萬トン)
西オーストラリア	150.5	南オーストラリア	165.0
タスマニア	100.0	ニューサウスウェルス	53.0
ビクトリア	5	ウエルズ	46.6
合計		合計	469.6

最も豊富なる埋藏量と良好なる開發條件を有するのは、南オーストラリア州のアイアン・ノップと西オーストラリア州のヤンビー・サウンドの鑛床で、前者は一億三千五百萬噸、後者は一億一千七百萬噸の埋藏量と推定されてゐる。濠洲に於ける最近二ヶ年の鐵鑛の産額と仕向國別濠洲鐵鑛の輸出額を示せば次の如くである。

計	一九三〇—三一年		一九三二—三三年	
	數量 (100トン)	價額 (ポンド)	數量 (100トン)	價額 (ポンド)
クキンスランド	—	—	—	—
南オーストラリア	—	—	—	—
タスマニア	—	—	—	—
計	一、八七七、〇三九	二、一七〇、三九二	二、一七三、八三四	二、一七三、八三四

濠洲主要仕向國別鐵鑛輸出額

國名	一九三〇—三一年		一九三二—三三年	
	數量 (100トン)	價額 (ポンド)	數量 (100トン)	價額 (ポンド)
英國	—	—	八〇五	一〇七
新西蘭	一六三	一八	七〇六	七九
白耳義	三六〇、二〇〇	九、九〇七	七三、〇〇〇	一、八九二
日本	五、八五九、三三〇	一五八、〇六四	三、八九〇、〇八四	×
和蘭	三二〇、七〇〇	八、一五九	—	—
米國	二、二六、五四〇	五五、六六二	一、三三六、七〇〇	三七、五七五
其他	—	—	二、二〇〇	五二七
計	八、六四六、八四三	二二一、八二〇	五、三四三、五八五	四〇、一六九

〔ボーキサイト〕——本鑛採掘の歴史は新らしいが、南洋のボーキサイトは一層新らしく、僅に十年の歴史しかない。我國が原鐵として相當量使用する様になつたのは、四、五年のことであるが、しかし年々急速に増加して居り、且つ地質的にも成因的にも熱帯地はボーキサイトが随分埋藏されて居るのであるから、探査に従ひ増産の可能性はある。特に南洋のボーキサイトは灼熱度が大であるだけ、溶解度も高く、従つてアルミナ回收率が多いので、他のアルミ原鑛より遙に適當な優良鑛石と云へる。地理的に恵まれて居る我國として南

洋のボーキサイトに一層依存出来る筈である。

ボーキサイトの主産地は蘭領印度リオー群島のピントン島に豊富に存在する。こゝでは蘭領印度錫採掘會社の子會社たる蘭印ボーキサイト採掘會社が採掘し、主として日本に輸出して居る。一九三六—三七年に於ける産額は左の如くである。

	一九三六年	一九三七年
世界總生産高	一九〇八	三、七二〇
蘭領東印度	一五〇	三〇〇
馬來半島	—	五〇

英領馬來諸州中ではジョホール州が最もボーキサイトを多量に産出して居るが、目下採鑛山二つのみで、其の一は西海岸のバトバハ附近の石原産業会社のバシル坑、他の一は一支那人の經營するスンガイ・キム・キム坑である。一九三七年には

一二、六二八噸の輸出高が、一九三八年には五五、七五一噸に著増して居る。その内譯バトバハより四〇、七六六噸、ベンゲランより一四、九八五噸である。

〔金〕——金は第三紀の安山岩、流紋岩中にある鑛脈として蘭領のスマトラ、ボルネオに産し、比律賓ではマサバテ、ベンゲット地方に鑛脈として、またカマリネス地方には砂金として産し、比律賓鑛産物の首位を占める。タイ國の半島部に於ても既に砂金又は鑛脈が発見され、採掘されつゝある。

今、世界の金産額を見るに、一九三七年には三四、七八三(千純オンス)で、翌三八年には三六、七五〇(千純オンス)、その内南洋の産金地に關するものは(單位千純オンス)

地名	一九三七年	一九三八年
漆 洲	一、八六一	一、五七〇
ニューギニア	二二七	三三〇
比 律 賓	六六三	八六三

である。

比律賓は金産出額に於て世界の主要産金國の第七位に居り、近年黄金狂時代の出現と共に一層の活況を呈し、比律賓の四〇五會社中三七五社は金鑛で、その拂込資本金合計八二、七五二、四四一比、關係従事員數約二萬人と稱せらる。鑛床は第三紀層及び之に進入した火山岩中に鑛脈として産し、一部は砂礫鑛床として採掘される。年産一〇〇萬比以上の鑛山十一、五〇萬比以上のもの四ある。就中主要鑛山はルソン島バギオ近くのベンゲット地方で、マスベート島及びミンダナオ島等は之に次ぐ。

濠洲は濠洲年鑑によれば、その産金額約千百八十萬純オンス（一九三六年度價額にして約一千二十萬四千四百磅）であつて、世界總産金額の二・五八%で第五位を占めてゐる。一九三七年濠洲各州に於ける産金高を比較すると次の如くである。

州 別	數量(オンス)	%
西オーストラリア州	一、〇〇〇、六四七	六三・四
クィンズランド州	一、三七一	九・二
ヴィクトリア州	一、四七、七九九	一〇・六
ニューサウスウェルス州	六六、六〇七	五・〇
タスマニア州	二〇、二七六	一・五
ノーザンテリトリ	一〇、五三二	〇・八
南オーストラリア州	六、九六二	〇・五
計	一、三六〇、〇九三	一〇〇・〇

前表に見る通り、濠洲の産金はその約七割三分を西オーストラリア州より産し、同州のカルグリ

ー鑛床は西濠洲總産金高の七割に達する。カルグリー地方の地質は太古代に屬し、岩石は前寒武利亞の片麻岩、綠岩等からなり、鑛床は甚だしく皺曲せる盆地の綠岩中に胚胎してゐるといはれる。

ニューギニアは産金高に於て一九三八年二十二萬純オンス、世界の第十六位を占むる。

ニューギニアは所謂濠洲委任統治領及び濠洲領バプアの意であつて、蘭領ニューギニアについては、最近英蘭合辦で蘭領ニューギニア鑛業會社の設立を見たが、未だ特筆すべき金鑛の發掘を聞かない。濠洲委任統治領および濠洲領バプアにおいて、現在開發されてゐるのは、この金だけで、モロベ金鑛區の産金會社十四、内大規模のもの七會社を數へるに至つた。最近三ヶ年の産金高左の如くである。

年 次	産 額
一九三二—三三年	九三九、九四〇磅
一九三三—三四年	一、三六七、六二六
一九三四—三五年	一、八七七、三四四

〔ウォルフラム〕——錫と同様の成因のウォルフラム鑛は、錫と共生して花崗岩中に或は沖積層の砂礫中に産するので、その産出は錫産地と殆んど一致する。英領馬來が主産地でもペラ州の灰重石鑛床が豊富であり、タイ國の半島部、佛領印度支那のラオスでも錫と共伴して沖積層から生産される。濠洲でも錫鑛と共に採掘され、一九三六年三百十八噸、價格にして三萬九千五百二十磅で、未だ主要地下資源と稱されない。ニュージールランドではウォルフラムの主要鑛石の一つである灰重石が、多年金鑛と共に採掘され、一九三六年には

三千四百四十八噸、一九三七年には二十四噸、即ち六千四百六十八噸の精鑛の産出があつた。

〔亞鉛・鉛〕——佛領印度支那トンキンの明江、紅河及びハノイからランソンに至る鐵道沿線に分布する。石灰岩と花崗岩との接觸地帯である。殆んど全部が異極鑛で方鉛鑛は少いが、この異極鑛は平均四〇%の亞鉛を含有する。大部分は佛本國及び日本に輸出される。昭和元年の産出六萬餘噸を以て最高記録とし、近年は約一萬噸に著減してゐる。佛領印度支那に於ける一九三六年、三七年の亞鉛及び鉛の生産高は次の通りである。(單位噸)

印度支那鐵產會社(亞鉛)	一九三六年	一九三七年
カルタ(安南、ホアン・マイ)(鉛)	二、三〇〇	二、一〇〇
	五、一〇〇	四、九〇〇

ビルマには亞鉛産出の稱すべきものもないが、

濠洲では主としてシドニーの西方六百哩、沙漠に近い高原地帯のプロークンヒル鑛山から産出せられ、一九三六年二二〇、七六七噸、一九八、四六〇磅の産額であつた。

〔クローム鐵鑛〕——國際情勢の緊迫化は軍需工業の殷賑を招來し、世界に於けるクローム、滿俺の需要が激増した。これが主として蛇紋岩地域に残留鑛床として胚胎することは世界共通であるが、比律賓のルソン島サムバレス州ラウイス河上流のマシンロックに埋藏量一千万噸といふ、世界第一のクローム鑛區が発見された。また同州のサントクルス、南カマリネス州ラゴネイ灣岸、北イロコス州、ルバン島、パネイ島のアンテイチ州、サマール島、ミンダナオ島スリガオ州等にも埋藏量は少いが、相當良質のものが発見され、一部は

既に稼行してゐる。比律賓に於ける一九三八年一月乃至六月のクローム鑛産出量と、その價額を産出會社別に示せば左の通りである。

	數量(噸)	價額(ペソ)
アコジエ鑛山會社	二〇、三九・〇〇	五〇九、九四・〇〇
合同鑛山會社	一〇、〇一・〇四	四八、九三・三三
フロランニー鑛山會社	二九、七四・〇〇	三九八、三三・四〇
ルソン合同鑛山會社	二、七〇〇・〇〇	五四、〇〇〇・〇〇
計	五二、八五三・〇四	一、〇一、一四七・七一

佛領ニューカレドニアの最も重要な鑛業の一であるクローム鑛の埋藏量は少くとも三百萬噸と稱せられ、生産量は一九三七年四八、〇二二噸、一九三八年五二、二一六噸、一九三三年乃至三五年の輸出高一年平均五五、〇〇〇噸、一九三七年六九、七五三噸、一九三八年四二、二六三噸に達してゐる。米國は本島産クロームの最大顧客

で、一九三七年六一、五〇〇噸、一九三八年二、四、五八八噸を輸入した。本島産のクローム鑛は品位相當高く良質のものは五〇%内外より五四%である。

〔滿俺〕——比律賓の滿俺は、多く硬滿俺鐵、軟滿俺鐵、滿俺土として、また金鑛に混入して所在する。ルソン島、バラワン島、ブスアンガ島で見され、就中、北イロコス州アレゴス附近には埋藏量約九〇萬噸の鑛區があり、一九三四年以來米比資本家によるイロコス滿俺鑛業會社(Miocos Manguanese Mining Co., 資本金三十萬ペソ)が採掘中で有望視されてゐる。ブスアンガ島には邦人出資の日比鑛業會社がある。一九三八年一月乃至六月の比律賓マンガン産出量及びその價額を示せば左の通りである。

	數量(噸)	價額(メソ)
合同採鐵會社 (Amalgamated Minerals Inc)	5,000	136,000
マインズ・ファクター會社 (Mine Factors, Inc)	15,000	300,000
日比鐵業會社 (Philippin-Nippon Mining Co.)	3,500	60,000
計	23,500	496,000

更に一九三八年一月より九月までの滿俺輸出高は合計四千二百噸で、其の輸出先は米國、英國、

第四節 非金屬鑛業

〔石油〕——世界總產額より見て、南洋の石油產額は僅かに三パーセントに過ぎないが、我國にとつては米國產石油と共に重要な供給地である。南洋と云つても石油は廣範圍に分布して居るので

日本であり、主としてマニラ、イロイロ、セブ、アバリ、バンガニバン各港より輸出されてゐる。一九三九年七ヶ月間の生産高は約七十五萬メソであつた。
 ビルマ、濠洲は共にマンガンの産出はないが、新西蘭では稍々見るべきものがある。一九三七年までに輸出した滿俺鑛の總額は約一萬九千噸、約六萬二千磅である。

はなくて、主として蘭領印度で、他はサラワク及びブルネーにその一割程度を産出する。蘭領印度の石油は曾て砂糖、ゴムと共に三大産物として知られたのであるが、その後砂糖及びゴムは世界的

生産制限に依り著しく退歩し、今日では石油が斷然第一位に光つて居る。以下少しく地方別に石油產出狀況を調べて見よう。

蘭領印度——ビルマから南方に延びる地向斜はスマトラ、爪哇、ボルネオに於て再び陸上に現れ、新第三紀層の砂岩、頁岩、石灰岩と之を被覆する。火山碎屑物より成り、此中に豊富な石油を埋藏する。従つてその油田は、スマトラ、爪哇、ボルネオ、セレベス、ムナ、チモール、セラム及びニューギニア等に大別する事が出来る。現在採掘中のものはスマトラ、爪哇、ボルネオ及びセレベスの各油田で、他は目下調査中である。

サラワク・ブルネー	六六〇	六九	不詳
蘭領印度	九四七	七三三	七三六
ビルマ	一、〇六七	一、〇六六	不詳

蘭領印度に於ける石油業は一八九〇年頃から急速に發展してゐる。一八八七年ドルッセ石油會社 (Dordtsche Petroleum Mij) の創立によつて、その企業化の端を開き、次で一八九〇年にはスマトラ北部のテラガ・サイド (Telaga Said) 油田を基礎として、ロイヤル・ダッチ石油會社 (Royal Dutch Company for Exploiting Petroleum Wells in the Netherland Indies) が、更に一八九七年にはボルネオのサンガ・サンガ (Sanga-Sanga) を基礎として、英國系のシエル輸送會社、蘭領印度商工業會社の創立を見た。また一九〇七年には和蘭のロイヤル・ダッチ石油會社と、英のシエル會社と

	一九三六年	一九三七年	一九三八年
世界生産額	二四六、三三九	二七八、六四四	二七一、八〇〇

が、石油販賣市場に於ける米國のスタンダード石油會社との競争力強化の爲に合同して、バターフセ石油會社 (Bataviafche Petroleum Mij) 資本金三億盾、和蘭六〇%、英國四〇%) を興し、順次に既有的の諸會社を併合して事業を擴張してゐる。

石油の生産と販賣に於ける世界の覇者米國系スタンダード會社は、この英蘭兩國の共同戦線結成に對抗して、一九二二年にはコロニアル石油會社 (Nederlandsche Coloniale Petroleum Mij) 資本金二千五百萬盾) を創立し、爪哇、スマトラ、ボルネオの各地に鑛區を獲得した。しかしスタンダード會社は蘭領に關する限り立遅れで、スマトラのジャムビ油田の採掘權をめぐる、バターフセとの競争に敗退を餘儀なくされた。たゞ同社はその後スマトラにネーデルランセ・バシフィック石

油會社を創立し、大規模な試掘を續けて居り、また爪哇のバンタム州にあるサジラ石油會社を買収する等不斷の努力を續けてゐる。

一九三五年このスタンダード會社とロイヤル・ダッチとの共同出資で、ニューギニア石油會社 (Nederlandsche Nieuw-Guinea Petroleum Mij) 資本金一百万盾、英蘭系四〇%、米國系六〇%) を設立し、無盡藏視されるニューギニアの油田開發に着手して居るのは特に注目に値する。蘭領印度の原油總生産量のうち、一九二三年にはロイヤル・ダッチ系九三%、スタンダード系〇・八%、其他六・二%であつたものが、一九三五年にはロイヤル・ダッチ系六二%、スタンダード系三〇%、其他八%の割合を示して居る。ス社系の躍進は世界恐慌以後のこととて、その殆んど全部がスマ

トラのバレンバン Palembang 油田の産油である。即ち世界的に石油を兩分してゐる觀を呈してゐる英、米の兩社が、蘭領印度に於ても其の生産と販賣をめぐつて鎬をけづり、角逐を演じてゐるのである。

日本は一九二九年三井と日本石油とが提携し、東ボルネオ會社 (和蘭の石炭會社) と協同してボルネオ石油會社 (Borneo Oile Mij) 資本金二百萬盾) を設立し、ボルネオ東海岸のサンクリラン Sangkoelirang 灣附近で試掘に當つて居る。

元來ボルネオに於ける石油は何れも新第三紀の砂岩、頁岩中に胚胎し、中新統下部から鮮新統下部に至るものが多い。即ちサラワクのミリ油田は一條の背斜構造上に成立し、石油は主として中新統上部の砂岩層から産出してゐる。又蘭領のタラ

カン油田はタラカン島を西北に貫く一大背斜構造上に成立し、中新統上部の砂岩層中の石油を採取して居り、バリクババン油田では、中新統の中部乃至下部の砂岩層中に侵染してゐる。

ボルネオに於ける石油採掘は何れもバターフセ石油會社 (B.P.M) の獨占經營に依り、資本金三億ギルダ、その六割は和蘭で、四割は英國であるが、その背後の巨大なる石油資本と全世界に誇る販賣網よりして、英國こそ蘭印の石油を支配しつゝありと云へる。ボルネオ油田は一九三四年以來産出量を減じ、蘭領第一の産油地たるの地位は、これをスマトラ島バレンバン州に奪はれたが、未開發の坑區多數あり、新油田開發の曉は再びその地位を挽回するものと視られ、現にバリト河下流附近に於て大規模の試掘が行はれて居る。

一九三六年度に於けるボルネオ石油生産高は一、七七〇、〇〇〇瓩に達し、タラカン油田の如きは極めて良質なる石油を産し、全部その儘燃料油として使用し得る程多分に重油を含んで居る。尙最近協和鑛業會社(資本金五百萬圓)が設立せられ、既に事業を開始して居る。

スマトラの油田の主なるものは、現在東海岸一帯に限られ、殊に東部のアチエー州から東海岸州北部に亘る地帯と、ジャムビ州南部よりバレムバン州に亘る廣大なる地域が主である。バレムバン州の油田は現在その生産極めて盛んで蘭領印度產油地中斷然第一である。油田は高地と低地とに分れ、高地にはタラン・アカル、ヘンドボ、ブラカト、ムアラ・エニム、スパン・チリヂの五油田あり、低地にはムシ河中流にババト油田がある。

右の中ベンドボ、スパン・チリヂ兩油田は其產油量最も多く、この結果一九三四年以來バレンバン州の產出量は從來第一位を誇るボルネオを凌駕するに至つた。一九三六年の統計に依ればスマトラ全產油額は四百十一萬四千百十瓩、其過半二、七六一、七一瓩はバレンバン州に産する。

スマトラの石油は蘭領印度財源の主要なるものである許りでなく、將來最も注目すべきものである。英蘭系資本によるロイヤル・ダッチ・エンド・シエル會社(スマトラ石油投資中五割を占む)と、アメリカ資本によるコロニアル石油會社(三割強を占む)の爭覇は著しきものであり、其の投資額は二億盾を超えて居る。

比律賓——比律賓の石油資源は未知數であり、果して石油が存在するや否やすら確定的でなく、

現在迄の處餘り有望視されてゐない。ルソン島タヤバス州ボントク半島では昭和八、九年に亘り、米本國の石油會社に依り約二百萬ベソの試掘費を投じ、約一千里の深度まで掘進したが、結果は面白からず、現在は放任されてゐる。セブ島、レーチ島及びミンダナオ島のコタバト州は有望視され、殊にセブのトレド油田は試掘の結果、滲出量が頗る良好であると噂されたが、その後更に進展せず。コタバト州のピタダン、レーテのベイラバ等の殘留瀝青及び石油滲出も試掘の結果は望み薄らしい。パネイ島のアンテイク州シバロには良質の含油頁岩層が発見されてゐるが、埋藏量が局限され、收支償ふ程度には勿論至つてない。

ビルマ——ビルマの產油高は、トリニダットに次いで英領第二位と稱せられ、イラワヂ河の中流

地域とベンガル灣岸のアラカン島沿岸に産する。

現在稼行中の油田十二個、產額は一九三五年二億五千百三十餘萬ガロンが一九三六年には二億六千五百五十萬ガロンに増加してゐる。最も古い最大油田はビルマ石油會社の主要油井のあるエナンギヤウンにある。この油田の產額は漸減を示し、一九二一年の一億八千四百五十萬ガロンが一九三六年には殆ど一億三千萬ガロンになつてゐる。之に次ぐ油田も亦同地方シング(別名チャウク)にあるが、同様漸減を示してはゐるが、一九三六年に一億ガロンの產出を見て、多少回復を示してゐる。上部チンドウィン地方に於ける各油井は増産を續けてゐる。ビルマ石油會社はエナンギヤウン及シング油田からの油をパイプでラングーンにある精油所に輸送し、他の會社は河平底船に依つて輸送

してゐる。

濠洲——濠洲大陸の地質は第三紀の地層に乏しく全體として石油貯藏に恵まれてゐないが、政府は近年油田調査を大いに奨励し、地質調査及掘鑿作業に過去十年間に相當な金額を支出してゐる。

ニューサウスウェルス州では各地で試錐が行はれた。未だ石油の産出を見ないが、此の州の油母頁岩の埋藏量は四千萬噸と推定されて居る。此外政府が大なる期待をかけてゐるのはクェンズランド州の含油地帯である。油田調査はロマ石油會社其他に依り海岸地帯の諸地方に續けられ、西オーストラリヤ州では一九三六年石油地質學者が産油會社の依頼を受け諸地方を検討したが、將來の稼行は此調査報告如何にかゝつて居る。以上濠洲の油田調査の成績は思はしくない。然し聯邦政府は調

査された地域の掘鑿による油田調査を報告して居る。新西蘭も産油の状況稍々濠洲に類似し、今日迄のところ豊富に石油を産出するまでに至つてゐない。而して一九三七年末までの原油の總產出量は二、七六五、七九六ガロンと推算される。ニューギニアでは從來各地の試掘を開始したが、未だ大量の石油は發見せられない。

〔石炭〕——南洋の石炭は概して品位が悪く、我國より寧ろ輸出する立場にある。然し佛領印度支那のホンゲー無煙炭は全く例外で、其優秀さ、火力の強さの點に於て我國は從來豆炭、煉炭の原料として輸入した數量も相當なものである。工業の發展と共に將來或は恐らく我國産石炭は之を液化原料とし或は骸炭原料として使用し、家庭用炭の如き必ずしも良質を要せざるものは南洋炭に仰ぐ

時代が來るかも判らぬ。

今最近二ヶ年間に於ける石炭の世界產出高及南洋各地の產出高を左に掲げて、南洋に於ける產炭國の一々に就き述べて見よう。(單位噸)

世界產炭額	一九三六年	一九三七年
馬來聯邦州	一、四八、九〇〇	一、三〇、〇〇〇
佛領印度支那	五二一	六三六
蘭領印度	一、二四七	一、三四〇
佛領印度支那	三、一八六	二、一八九
比律賓	三五	—

元來佛領印度支那北部の侏羅紀層と南洋島嶼の古第三紀層は含炭層で、現在採掘せられるのは佛領印度支那、蘭領印度、比律賓及び英領馬來の地方で、其埋藏量は蘭領印度の三億五千六百萬噸、比律賓六千萬噸と稱せられて居る。

佛領印度支那の地質は概ね古生層と之を貫く花

崗岩とより成り、古生層は變質して東京、安南地方に於ては雲母片岩又は片麻岩となる。又東京の東北部は侏羅紀層が古生層を被覆する。更に冲積層は厚く東京、河内附近の紅河流域及び交趾支那に發達する。本地域の重要礦物資源たる石炭は良質の無煙炭で產額は總產額の七割乃至八割に達し、又一九三〇年以來は總產炭量の九六乃至九八%を占める。産地は東京北方海岸鴻基炭田地に最も多く産し、鴻基炭と呼ばれ、全地域無煙炭產額の六〇乃至七〇%を占める。此石炭は發熱量七、八〇〇—八、三〇〇カロリー、灰分三・七%で、艦船用として優れ、約半數は我國に輸入される。最近三年間に於ける佛印の無煙炭產出高は左の通りである。(單位噸)

一九三六年 一九三七年 一九三八年
 無煙炭 二、一五〇、〇〇〇 二、二六五、〇〇〇 二、三〇〇、〇〇〇
 (推定)

産炭量は四六〇、〇〇〇噸に達し、バレンバンより毎年約一四五萬噸が新嘉坡に輸出されてゐる。ボルネオにては南東部地方の東北—西南に連る地に産し、ベラウ河流域のランタン・パンジャン炭坑に於て稼行される。本炭坑の一九三六年の産額二五三、四〇〇噸、一九三七年三〇三、四五〇噸である。

蘭領印度の主要の含炭層は古第三紀層で主として西部諸島に分布し砂岩、礫岩、頁岩か夾炭層である。スマトラの炭田は西部海岸バダン地方と東部バレンバンの兩地方でバダン地方の埋藏量は一億九千三百萬噸と推定され、其面積南北十軒、東西九軒、炭層十米に達するもの三—四層あり、炭質は概ね良好である。バレンバン州炭田はムアラ・エニムの南西約十二軒の地に在り、推定埋藏量十八億噸と稱され、四層の炭層厚さ夫れ夫れ十二米、六米、五米及び三米である。炭質他に優り海軍炭に適する。一九三八年度に於ける蘭領印度

比律賓群島の石炭は、一八二七年、西班牙人がセブ島に於てこれを發見したのを嚆矢とする。しかしその最初の採掘は一八四七年バタン島に於て行はれたといはれる。第一次大戰當時、石炭の需要増大に刺戟せられ、俄かにこれが勃興した。現在主要炭はバタン(北イロコス州)、ポリロ(タヤバス州)、ミンドロ、マスバテ、セブ、ミンダナオの六島に所在し、含炭層は我が國の場合と一致し

第三紀に屬する。第三紀炭層の特徴として地殻變動を多分に受け、炭層は概ね平坦を缺き、斷層で中絶したりして採炭作業は困難で、生産費は嵩み勝ちである。炭質は軟脆で揮發分多く、不粘結性のもものが大部分で、發熱量は、最良のものでカーチフ炭の三分の二乃至四分の三、大體において我が内地炭やボルネオ炭に類似する。比律賓科學局の見積では含炭區域の總面積は五〇〇平方軒、その埋藏量は六、一五〇萬噸(内譯は褐炭二、六五〇噸、半瀝青炭三、一五〇萬噸、瀝青炭または半無煙炭三五〇萬噸)である。

今一九三八年一月乃至六月の産炭量及價額を示せば左の通りである。

月	數量(噸)	價額(ペソ)
一月	一、八五三	一五、〇三三・〇〇
二月	一、七七〇	一四、六一七・五五
三月	二、六六〇	二一、六七六・六一
四月	三、三〇四	二七、二六六・〇八
五月	三、七〇〇	三〇、七〇〇・六三
六月	三、七六三	三二、三四一・九一

ルソン島の北方に在るバタン島は現在の最盛業地で、島の東北部を除けば凡て含炭層が分布し、其面積三四平方軒、比律賓炭礦會社が經營してゐる。セブ島には數個の炭田があるが、國立炭礦會社(一九一八年創立)の主要炭坑の所在地なるジブゲー以外は殆ど稼行してゐない。同島のカフマイフマヤンでは四米の厚層がありマナンガ河流域には粘結性石炭も所在するといふ。ミンダナオ島の主要含炭地區は西端のサンボアンガ州で、ゴタスポトングには亞瀝青炭層があり、その厚さは二

米強であるが、未だ着手されてゐない。要するに比律賓の石炭は賦存量が大ならず、また品質も一般に優良で無い。炭業は未だ緒についた程度で、年産量は二萬—三萬噸に過ぎなく、島

内の需要を充たすに足らず、年々三十萬噸内外を輸入して居る。今輸入統計を示せば左の通りである。

輸入國	一九三七年		一九三八年	
	數量(キロ)	價額(ペソ)	數量	價額
支那	40,310	440	4,297.55	56,090
英領印度			5,448.808	35,667
蘭領印度			5,913.620	
佛領印度支那	13,349.907	74,600	2,809.733	
香港	33,000	133		
日本	36,643.324	1,265,658	186,795.093	1,388,565
濠洲	23,447.633	237,948	41,769.364	377,562
英領アフリカ			8,072.055	107,105
計	263,514.84	1,566,798	255,038.388	1,944,879

濠洲の石炭は金に次ぐ重要資源で、其の産額一九三五年千三百十萬噸、六百七十八萬磅であつて、總産額二千三百二十萬噸の約三〇%を占めて居る。含炭地域は主としてシドニーを中心とするニューサウスウェルス州の盆地に限られ、其の出炭高は濠洲總出炭高の七割乃至九割近くを占めてゐる。

ラー河口のウェストポートとグレイ河口のグレイマウス附近で、最大最良の炭田が稼行されてゐる。ニューギニアでは褐炭が濠洲委任統治領のアストロペ灣附近のカペナウ河流域及びニューアイランド島の南部に、更に、濠洲領バプアのイーラ河の支流に夫々発見されてはゐるが、採掘に至つてゐない。

ニュージーランドに於ては石炭は鑛産資源中其の價額に於て第一位を占め、一九三七年度の出炭價額は約二、二七七、〇〇〇磅で總産價額の六三%に相當する。一九二七年の調査による推定埋藏量は十六億三千百萬噸と推算されてゐる。之等石炭層は中世代上部白堊系から新生代第三紀の始新統・漸新統・中新統の各地層中に分布し、重要な埋藏地帯は西海岸ネルソン州の諸炭田で、
中
巴

第十章 林業

第一節 概説

南洋の林業といつても、濠洲の森林面積は、あの大陸の一・〇二四%を占むるに過ぎないし、新西蘭は濫伐の結果、今日では却つて木材輸入國であるし、また濠洲領バブアや濠洲委任統治ニューギニアなどは、殆んど山野を以て覆はれて居り、後者は有用材に富むのであるが、しかしこれも運輸の便ある地域は、既に伐採されてゐるし、といつて一方委任統治區域の方には、有用材が少ないのだから矢張り重きをなすものは、從來の外南洋といはれた區域の林業である。

この方面では、英領馬來と爪哇を除けば、耕地面積極めて少なく、殆んど森林の海といつてもいい位で、特にタイ國、スマトラ、ボルネオの如き、その全面積の七、八割が森林である。即ち各地の森林面積と、その全面積とを示すと、

國別	全面積	森林面積
蘭領印度	一、八九九、〇〇〇平方呎	一、三四三、四九〇平方呎
英領馬來	一、三六、〇〇〇	九四、一七〇
比律賓	二、九六、〇〇〇	一八八、一九三
タイ	五、一八、〇〇〇	四二四、五三九
佛領印度支那	七、四〇、〇〇〇	三、三六、〇〇〇
英領北ボルネオ	七、五、〇〇〇	(二百萬エーカー)

サララック 一三、四、〇〇〇 (五千平方哩)
 蘭領チモール 一、九、〇〇〇 一、一、五〇〇

このやうに森林の多いのは、(一)爪哇を除けば人口密度極めて少いこと、(二)従つて農耕地も少いこと、(三)材木の輸出販路少きこと、(四)森林繁茂に必要な氣候的條件に恵まれてゐるからである。

世界海運の發達と、各國の用材並にバルブ資源の不足とは、近年俄かに、この千古の富源に着目せしめ、林業の發達また頗る顯著である。我が國は關東大震災後、年額一億圓以上に上る木材を年々海外よりの輸入に仰ぎつゝあつたが、その後數回關稅の引上げを行ひ又近年我爲替低落、輸入制限措置の影響があつて輸入は減少した。しかし今日、國內材のみを以てしてはその需要を充すに足らず、依然海外よりの輸入を續け、特に南洋材の

輸入増加を見つゝある。

南洋材需要増加の原因には北洋材の凋落と、ベニヤ板工業の勃興とを擧げることが出來よう。特に南洋にはベニヤ板原料たるラワン材の如きが極めて豊富であり、また我國輸出品としてベニヤ板及箱が前途益々有望なることが大に與つてゐる。南洋材の輸出先は、日本、英國、米國、濠洲及び支那が主なるものであるが、大藏省輸出入統計表に依る我國の南洋材輸入の趨勢は左の如くである。

年別	國別	蘭印	比島	タイ	北ボルネオ
一九三五年		二、二〇	五、〇九五	一、六三四	二、五五三
一九三六年		二、〇二	七、三三〇	一、七三三	四、三〇六
一九三七年		二、四七七	一、二六〇	三、一〇二	三、一九八
一九三八年		二、二八一	六、六九五	一、三三六	一、九八〇

出所：大藏省統計年表

南洋の密林は、極めて多種多様の樹木を包蔵する。紫檀、黒檀等古來我が國に知られたる唐木類は勿論、鐵木類、香木類、南洋マホガニー等、其の種類は千數百種に及ぶ。就中タイ、佛印、ビルマ

は世界的チークの産地で、又ボルネオ、セレベス、スマトラのラワン材はベニヤ板の用材として、海外各地へ輸出せられる。

第二節 林業行政

蘭領印度——蘭領印度の山林行政は經濟部山林局の管轄に屬し、山林局は本局の外に左の六部を設け夫々林業の保護獎勵、林産物の増産等に當つてゐる。

- (a) チーク事業部
 - (b) 爪哇及マヅラ木材部
 - (c) 外領雜木部
 - (d) 營林企畫部
 - (e) 林業試験所
 - (f) 面積測量部
- 以上六部のうち、實際に森林の管理に當つてゐる。

るのは(a)(b)(c)の三部である。爪哇及びマヅラの森林はその性質、目的に依り之を區分し、前者に依る區分は之をチーク林と雜木林に、後者に依る區分は保護林と非保護林にそれぞれ分けてゐる。チーク林はすべて保護林に屬し、雜木林も保護林に指定されたるものは山林局に於て管理し、他は地方長官が之を管理してゐる。

一八九七年林業法を施行し、チーク林は相次い

で調査測量し、チーク林を二千五百乃至一萬ヘクタールの區劃に分ち、各區に林務官を置き、林地を精確に測量し、立木の伐採、再植、老幼木の手入、道路、軌道の新設、修築、其他一切の管理を行はしめた。現在チーク林は三十六區に分けてゐる。雜木林は十八區に分け各區に矢張り林務官を置いてゐる。以上は爪哇及マヅラの林區であるが外領は十三區に分けてゐる。

森林伐採權は申請に依り、(一)地方長官之を下付し、土侯にして本權を有するものは地方長官及森林局の承認を得て土侯が下付する。(二)下付林業コンセッションの面積は三十年を一期とし五百バラ(三五・四八ヘクタール)を超えざる限度に於て許可する。(三)許可面積一バラに付最小限十五仙、木材及び林産物出價額の一%以上の税を收める。

尙森林調査は以上の規定に準據し最高十萬ヘクタール期間五ケ年以下を限つて踏査が許可される。

英領馬來——最近、海峽植民地及び馬來聯邦各別箇の林務局を合併し、森林行政は統一的に管理することになつた。其の結果山林關係の官吏は半島の何れの部分からでも採用し得ることになり、また聯邦の山林關係官を非聯邦に貸與し得ることになつたのであるが、森林行政は林務局の管掌に屬し、海峽植民地に於ては林務局長、馬來聯邦に於ては林務顧問がその長官である。一九三四年の行政改革に當り左の如き職制を置いた。

- △海峽植民地 局長、代理局長、副保管官、監視員、林務手、見張人
- △馬來聯邦 顧問、副顧問、保管官、代理及副保管官、技師、員外及下級副保管官、監視員、

林務手、見張人

右のうち局長、顧問乃至技師は主に英人で、特に保管官の如きは英本國大學出の若い英人官吏で、下級官吏は主に馬來人である。

森林に關する法規は左記の如くである。

a、海峽植民地

森林法 (The Forest Rules, 1927. S.S.) 最初一

九〇八年に林産物並に山林を一層有效的に保護するために實施され更に一九二七年に改正せられ現在に及んでゐる。

b、馬來聯邦州

森林法 (The Forest Enactment 1918. F. M. S.)

森林規則 (The Forest Rules 1925. F. M. S.)

現行の森林法は大體前者に従つて行はれる。この法律は一九一四年に聯邦森林法が廢止された結

果設けられたのである。

c、馬來非聯邦

ジョホール州、聯邦州のものと殆ど異るところなし。

ケダ州、森林法 (一九一八年)

ケランタン州、木材並林産物規則 (一九一四年)

トレンガヌ州、木材並林産物規則 (マホメット

紀元一三四年)

森林伐採權を得るには國有林は森林保管官の署名ある特許狀を得るか又彼との間に特別契約を結ぶことが必要である。保護林は地方官の文書に依る許可を必要とする。許可面積、年限に制限はない。

比律賓——比島の森林行政は農商務部山林局が管掌してゐる。同局は山林調査課及山林租借課の二

課に分れ、山林調査課は生産・保護・作業等に關し、山林租借課は製材工場、租借許可、公有森林地測量等に關する事務を取扱ふ。全群島を十四林区に分け、森林官を置いて之を監督する。

次に森林伐採權であるが、現在のコンモンウェルス成立前は、比律賓の法律に依り設立されたる法人なれば、その株主の國籍の如何を問はず、最大面積一千二十四ヘクタールを限度として拂下を許可し森林伐採權下付にも何等制限がなかつた。

ところが最近の急激なる日本人の發展に對し何等かの制限を設けることが比律賓の自衛上必要となりたる爲か、森林を含む天然資源開發に對し種々の制限を設け、外國人には伐採權のライセンス下付並に直接投資を許さず、又専門技術員の外、外國人の労働を許さぬことになつた。天然資源は總

て國有とし、國有林伐採權取得の責任者は米比人若くは比律賓市民に依り、其の資本が少くとも六％を所有せらるゝ會社又は社團に限らるゝことになつてゐる。ライセンス(許可證)、コンセッシヨン(租借權)の期限は一年であるが、特別の事情なき限り何回でも更新することが出来る。木材は其の性質に依り山林税を課せられるが、林産物は市價の一〇％を課税される。森林に關する立法は左記の如く多數である。

a、森林契約法 (一九一七年)

b、森林法 (一九一七年)

c、共同森林及牧場に關する規定 (一九二七年)

d、森林伐採權に關する法規 (一九三〇年)

e、森林局に關する規定

f、森林土地契約法

g、公共森林不法破壞に關する規定

h、無許可下等木材伐採許可規定

タイ國——山林行政は農務省山林局の所管に屬する。山林行政の單位は林區で、現在十七林區とし、各林區に主事を置く。タイはチークの産地として世界的に著名であるが、十九世紀末葉にこの有用材に着目し、多數の歐人會社が進出して來た。時恰も世界は造船業の勃興に際會し、チーク市價の暴騰により伐採數量は急増し、その結果、放置し得ぬ事態に直面したので、政府は一八九六年、専門家をビルマより招き、林業行政の組織化に着手した。次で内務省内に山林局を置き、林政の改革を斷行しチーク林の支配權及び徵稅權を獲得した。引續きチーク材以外の林業の價値及その濫代に依る損害を自覺し、貴重樹伐採に對する課稅、伐採上の制限、其他各種の保護手入を講じたのである

が、一九一三年に現行山林法を公布し、初め主な地方にこれを實施し、順次その施行區域を擴張して一九二二年に至つて、全國に及んだ。又一九二一年には、重要林産物（樹脂、樹膠、樹油等）に對する保護規則を制定した。

外人に對しては法律上何等の制限なく伐採權を許可し、その面積にも制限なきことになつてゐるが、最近は資源確保に熱心で、外人に對する許可は簡單でない。チーク伐採稅は伐採の難否材質の良否に應じて課稅してゐる。

佛領印度支那——佛印の各州には各々地方林野局があり、森林行政に當つてゐる。河内には林野管理官を長官とする中央機關があり、地方林野局の監察をしてゐる。各地とも森林をもつて行政上財政上自治單位となし、地方森林主事が森林區長の

任に當つてゐる。森林區は更に多數の小林區に分けてゐる。佛國領有以前は森林は顧みられることなかつたのであるが、佛國領となつてから組織的管理方法が行はれ、約二百萬ヘクタールに餘る大森林を保護林となし濫伐、火災の防止に努めた。一九三〇年三月、總督令を以て現行印度支那林業法を制定した。その大要は、

(a)、森林は編入林、保安林及び特別林に分けてゐる。編入林は伐採の制限或は保護林及び植林地の如く特別規定を適用せるもの、並に公共團體の造成に屬するものを云ひ、普通の伐採は州長の許可、特別の伐採は總督の許可を要し、伐採物の賣買は公入札法に依るを原則としてゐる。保安林は林野局長の所管に屬し、原則として材木の伐採及副産物の採集を禁じてゐる。特

別林は公安を害せざる限り州長の許可を得て伐採し得る森林である。

(b)、編入林及び保安林の伐採及び伐採物の賣買の受益者、又は名義人は佛國民、保護領民又は會社に限られてゐる。

(c)、林産物の収入額は百分の一を管理資金として國庫に徵收する。

英領北ボルネオ——北ボルネオの林政は林務局の所管であり、伐採權は内外人を問はず、自由に取得することが出来る。面積には別に制限はないが、許可期間は普通許可證十二ヶ月、獨占的許可證五ヶ年以内、ライセンス契約三十ヶ年以内となつてゐる。伐木に際しては木材の品質に依り伐木稅を課せられる。以上の規定は何れも一九三六年木材及び林産物に關する法律に従ふものである。

同法は全文四十三條、施行細則二十五條より成つてゐる。

サラワク王國——森林は全部國有で、特別の事情なき限り特許料を支拂へば伐採を許可されることになつてゐるのであるが、近來濫伐の弊あるために土着人の薪炭用以外大規模の伐採權を與へてゐない。伐採税は品質に依り重量税を課してゐる。

葡領チモール——チモール島の森林地帯の主なるものはローレ地帯にあるが、一九三四年この地帯の森林資源確保のために、ローレ林務署を設けて林業技師を置き、土着人の濫伐、焼拂の防止をしてゐる。

濠洲——クキンスランド州を除き、森林行政は森林法に従ひ行はれてゐる。各州には森林局または森林管理委員會を置いてゐる。此等の行政機關の

主なる仕事は下記の如くである。即ち、(a)森林の保護、(b)森林地の保有確保、(c)森林の科學的經營方法の研究紹介、(d)林産物の製造賣買及經濟的利用、(e)軟性木材の不足を補ふために松柏類の森林を設けること等である。

新西蘭——一九一九年獨立の森林行政廳の設立を見たのであるが、翌年これが森林部となり、森林法に準據して、一般森林行政を司ることになつた。森林部は首府ウェリントンに置かれ部長官が之を統率し、全國を七保護林區に分け、各區には森林保護官を置く。

濠洲領、バプア及濠洲委任統治領ニューギニア——バプアに於ては土地農業局が森林行政を司り、委任統治領に於てはその名稱は明らかでないが、森林行政擔當官を置いてゐる。

第三節 各地方別林業の現況

蘭領印度——蘭印のうち爪哇の森林はチークの生

とした。

産を以て知られてゐる。チークの分布はレムバン、スマラン、マデラン、ケデリの各地方の石灰岩地帯が主で、その面積は一九三七年現在八十一萬四千ヘクタールである。元來チーク林の管理は東印度會社の統治時代及び其の後久しい間、専ら當面の利用のため伐採を急ぎ、その保護に關しては何等考慮せられなかつたので、その荒廢甚しいものがあつた。林務局は之が改善のため、一八九

雜木林はチーク林の如く重要性を認められてゐないが、その保護林は廣大なる地域に亘り、全部伐採を禁止し、伐採を許可されたる地方に於ても搬出に多額の費用を要するので採算上不利であり、従つてこれは歐人栽培の盛な箇所に限定されてゐる状態である。

この地方の主要木材はチーク、ラサマラ、檜類、栗類、ブスバ、マングッド等である。

林
七年林業法を公布し、チーク林の測量及び調査を開始し、各林區を二千五百乃至一萬ヘクタールとし、林務官を置き、其の開拓は林務局の直營事業

蘭印外領(ボルネオ、セレベス、スマトラ等)の森林は次表に於て示す通り、面積頗る廣大で、總面積の六八%を占め、殊にスマトラ、ボルネオは

爪哇及マヅラの森林面積と木材生産量

年次	チーク林面積		雑木林面積		非保留林		生産量			
	面積 (百ヘクタール)	全土面積に 對する%	面積 (百ヘクタール)	全土面積に 對する%	面積 (百ヘクタール)	チーク	雑木	間伐材	薪	木炭 (千匁)
一九三一年	七、九〇九	五・九八	一六、九三七	一三・八七	五、四〇八	二四三	二六・二	一一・九	一、一四五	七、九〇
一九三二年	八、〇六二	六・〇九	一七、六三九	一三・三四	五、二一〇	一五九	二五・一	七三・三	七九二	四、五六
一九三三年	八、〇一一	六・〇四	一七、七六七	一三・四一	三、一六三	一七八	一七・三	八六・三	八二五	八、四三八
一九三四年	八、一七五	六・一九	一七、九〇五	一三・五五	三、九九四	一七八	二五・〇	九三・〇	九一〇	一〇、六八九
一九三五年	八、一八〇	六・一九	一八、〇六九	一三・六七	三、九〇一	一三二	二一・〇	一〇六・〇	八二〇	一〇、〇四四
一九三六年	八、一四五	六・六六	一八、二二一	一三・七七	四、〇三三	一五五	二六・〇	一〇六・〇	一、〇三六	一一、四三七
一九三七年	八、一四八	六・六六	一八、七〇〇	一四・一五	三、七〇〇	二六七	二〇・〇	一七六・〇	一、二〇〇	一六、一〇九

出所 一九三八年蘭印統計年報二八三頁

未開發の大森林が多く、従つて木材資源は殆ど無盡藏といつても過言でない。それでゐる林業は餘り振はない。これは、(一)交通の不便、(二)勞力の不

足、(三)蘭印政府の伐採權許可條件の不利なること、四)許可林の林相が多種多様で、出材石數の確實なる推定困難なること等によるのである。

外領産木材の主要市場は新嘉坡で、その材木は鐵木、樟木、ディブレロカルバシア、ミラボー、黒檀、白檀等である。邦人の林業會社としては、ボルネオ島サンクリ

ランに南洋林業株式會社、同島バクババンに安宅商會、同島サマリダに播磨造船所がそれぞれ林業を經營し、木材の伐採並びに輸入に従事してゐる。

蘭印外領森林面積及び木材生産量

年次	森林面積 (單位平方呎)	全土面積に 對する%	生産量			
			木材(單位平方呎)	薪(單位匁)	木炭(單位千匁)	
一九三一年	一、二二一、七三〇	六八	六九四、六八二	八八二、二九三	八〇、四六九	
一九三二年	一、二二六、四〇〇	六九	六九六、四二六	五四〇、五一四	六〇、六五五	
一九三三年	一、二二六、四〇〇	六九	五三一、八五一	三六九、二一〇	四二、三三九	
一九三四年	一、二二六、四〇〇	六九	六一六、三〇〇	四八七、二〇〇	四五、七〇〇	
一九三五年	一、二二一、一〇〇	六八	八三三、一〇〇	五七七、三〇〇	四七、一〇〇	
一九三六年	一、二〇九、七〇〇	六八	八四三、三七三	七〇九、三三六	四八、七九三	
一九三七年	一、二〇九、三〇〇	六八	九八〇、二〇〇	一、〇一四、八〇〇	五八、一〇〇	

備考 一欄 一〇八立方呎

出所 蘭印統計年報二八六頁

英領馬來——馬來半島はマラッカ海峡に面する西部地帯主要道路、鐵道に面する地域は實によく開發され、全く栽培護謨樹を以て覆はれてゐるが、併し中部山脈、東海岸地方は大森林を成してゐる。馬來半島の森林は大體次の如く分類することが出来る。

1 海濱森林 (イ) マングローヴ湿地帯

(ロ) 乾地森林 (カ) スアリア森林帯 (キ) その他の海岸森林

2 内陸森林 (イ) 淡水湿地森林

(ロ) 乾地森林 (低地林 (二千呎迄) 高地林 (二千呎以上))

馬來の北部タイ國境地帯は淡水湿地林が多く見られる。有用木材の産出する地帯は右の低地林が大部分である。

一九三四年の調査に依る英領馬來の森林面積は

英領馬來森林面積 (一九三四年) 單位平方哩	
地方別	全面積
海峽植民地	一、三〇八
馬來聯邦	二七、五五六
馬來非聯邦	三、〇九七
總計	五〇、九六一
林野面積	
保有林	一三六
國有又は王領地	七六
計	二一二
馬來非聯邦	二、四四八
馬來聯邦	一五、六七七
海峽植民地	一、三〇八
總計	一九、一三三

英領馬來の森林は斯くの如く廣大なるにかゝらず、既に述べた如く、林業は種々の原因に依り企業的には採算が困難であるため餘り發達を見な

い。従つて材木薪及木炭の林産物は今尙輸入超過の状態である。

英領馬來木材、木炭、薪輸出入表 (一九三八年)

木炭	一三、五九九	噸	二七九、四七七 (入)	六、二八四 (出)
薪	八三、七九九	噸	四三〇、八〇四	一一、六五四
白檀	一〇八	噸	三七、三七七	一四、五七一
丸材	一五、二二一	噸	一四六、九九九	一七〇
挽丸太	九九、五九一 (立方)	噸	一、一九五、七五三	七六〇
角材	二、九九七 (單位)	噸	一四八、〇六一	四〇〇、三三二
チーク	一五、四九一 (單位)	噸	六〇七、〇四一	二、五九二

出所 英領馬來輸出入統計表

英領馬來に於て出材せられる木材の種類は殆ど一二羽柿科の樹種であるが、その代表的のものはチ

エンガルである。

チークがタイ、ビルマの代表木であるが如く、チェンガルは馬來の代表木で到る處に生育してゐる。木質は重く堅く極めて強靱にして耐久力に富み、建築、家具、鐵道枕木の用材として極めて廣い用途を持つ。

比律賓——一九三〇年の調査に依れば、比律賓の森林は面積一千八百八十一萬九千二百八十一ヘクタールで、全土の六三・五%を占め、その中一千五百九十萬四千九百四十八ヘクタールは經濟林、二百九十一萬四千三十三ヘクタールは薪炭林、其他の雜木林である。

經濟林は比律賓全土に互り存在するが、コタバト、ダバオ、バラソン、サムボアンの各州には特に其の蓄積豊富である。

比律賓の林業は他の南洋地方に比し頗る發達し、比島産業のうちでも重要な地位にある。その木材業に對する投資額は約二千七百四十七萬ペソであつて、これは全産業の第五位、生産額は第四位、従業員及び労働者は(三萬五千人)第二位である。一九三六年の木材生産量は二九二、一〇六、二一五ポルト呎、輸出總額一九六、〇六〇、九九二ポルト呎、その中日本向一二九、二一一、八八〇ポルト呎(二、三一四、一一四比)、次いで米國、支那、英國と云ふ順序である。主要輸材はマヤビス、赤ラワン、バクチガン、タンギリ、バラサピス等で、日本へ輸出されるものは赤ラワン、マヤビス、マビトン、ラニパウ、白ラワン等である。

比島材は用途廣く建築材、家具材、造船、橋梁、ベニヤ板等に使用され、殊にベニヤ板工業の進歩

と共にその需要頗る多く、比島林業の前途は洵に洋々たるものである。しかし現實の問題としては、林業行政の部に於て述べた通り、諸種の制限があり、比島材の伐採開拓乃至輸出は相當困難を伴ふものと想像せられる。

邦人林業經營の主なるものに比律賓木材輸出株式會社、タゴン商事株式會社(三井系)、テブンコ木材株式會社がある。

タイ國——タイは元來森林國として知られ、北部、東部、西部、中部は大部分原始林を以て覆はれてゐる。併し今日猶森林調査が完成しないために、その面積を正確に表すことは出来ない。全土面積五十一萬八千方呎の中、農耕地等の開墾地は僅か三萬二千平方呎、即ち六・二%に過ぎない。其他の地域は河川、湖沼、荒廢地を除いて森林面積は

四十一萬四千五百平方呎餘、即ち八〇%〇二程度が森林である。

森林はその樹木の性質に依り、常緑林及び落葉林に二大別し、常緑林は全國到るところ分布し、全森林の約三分の一を占むると云はれ、之を更に左記の如く分類してゐる。

A、熱帯常緑林 廣範圍に亘り存在し、其の種類も甚だ多く、北部タイの河川流域、南部半島地方、東南部地域に比較的多く見られる。本森林は林産物の種類も多く有望林に數へられてゐる。

B、山岳常緑林 標高三千呎以上の全國の山岳地に密生してゐるが、その經濟的價値は余りない。

C、松柏林 北部及中部全地域の二千呎乃至五千呎の高地に生育し、主として松屬の樹木が多い。

D、沿岸林 沿海低地の鹽水泥澤地に生育するマングローブ樹林で半島西岸地一帯に散在してゐる。

落葉林は北部、中部、東部の各地方に亘り生育し、秋及び冬の寒期と春及び夏の乾燥期に落葉する。このうち北部及び中部の海拔二百乃至二千五百呎の高原地にある混生落葉林(チーク混生林)は、チーク其他の有用材を産し、經濟林として重視されてゐる。

タイの代表木材は云ふまでもなくチークであり、木材の具有すべき凡ゆる美點を有し、その用途廣く、特に造船及び鐵道客車用材として著名である。従つてその需要も世界的で、これが伐採及び輸出に従事する外國人も多く、特に英國人は伐採權の大部分を所有してゐる。しかし近年この國にも國家主義勃興し、資源はなるべく外國人に開放しない方針を取つてゐるから、外人の伐採權取得は、今後相當困難となるであらう。

タイ國チーク輸出表 (一九三四年—三八年)

年別	品別	角材	挽材	丸太	小角材	其他	計
一九三四年		一、四九八、五〇七	一、一四四、七六五	七、八七〇	六、二七五	一、二八、五〇二	四、五八八、八〇八
一九三五年		一、五六三、七二七	七、八五〇	一、四三六	九、三一一	一、三、四九六	四七、五三一
一九三六年		二、一四〇、九三四	一、二九一、〇九六	二、三二六	一、九、一三三	一、〇三七、七三六	五、〇五二、二二七
一九三七年		一九、七二四	七、三九七	二、六二九	二、〇、八九六	一、六、六一六	六七、三三二
一九三八年		一、五二四、九五二	一、六一九、四四三	二、〇四、三三四	二、九三〇、七六六	二、〇六九、三五〇	九、一三三、二二六
		一、五二四、九五二	六、三三七	三、二六二	一、八、五九〇	一、四、四三三	五八、三〇六
			一、二五〇、九五九	一、八八、一五八	二、一七五、〇二九	一、五五五、一〇七	六、六九四、二〇五

出所=Annual Statement of the Foreign Trade and Navigation of Thailand.

佛領印度支那——佛領印度支那の森林は、その面積は三千百六十萬ヘクタールで、全面積の四二・六七%に互つてゐる。ラオス、カムボヂヤ、安南、トンキン等の山嶽地帯には、文字通り千古斧鉞を入れない大森林が鬱蒼として生ひ茂つてゐる。そ

の地方別森林面積は左記の如くである。

地方別	全土面積	森林面積	森林の全土に對する割合
安南	千ヘクタール 一四、七六〇	千ヘクタール 六、〇〇〇	四〇・六五
カンボヂヤ	一八、一〇〇	四、〇〇〇	二二・〇九
コーチン支那	六、四七〇	一、八〇〇	二七・八二

ラオス	三三、一四〇	一六、三〇〇	七〇・四四
トンキン	一一、五七〇	三、五〇〇	三〇・三五
計	七四、〇四〇	三二、六〇〇	四三・六七

木材は通常用材(貴重材、一、二、三、四各等材)、薪炭材、木炭材、竹及び籐、マングローブの五種に區分されてゐる。貴重材として著名のものを擧げると、ダンフォン、ヤムライ、トラク、ゴー、マイル等で、之等は家具、唐木細工、寄木細工、彫刻に用ひられる。其他の用材としてはチーク、ダウ、バンラン、ソアン、ユイン(何れも造船材、骨細材、指物用材)を擧げることが出来る。

佛印木材輸出表 (一九三四年—三七年)

年	普通材	貴重材
一九三四年	六四、七五〇	一四、七六三
一九三五年	一、七二六千法	一、二四二千法
一九三六年	三、二八〇	一、三一一、五八〇
一九三七年	八三三	九、三三五

出所=Tableau du Commerce Extérieur de l'Indochine, Année 1937.

英領北ボルネオ——英領北ボルネオは近年急激に開拓されつゝあるが、しかしなほ人跡未踏の處女林が多く、海岸より二十哩以内の所謂經濟林のみでも二百萬エーカーを超え、エーカー當二千立方呎以上の蓄積を有する大森林が到る處に點在してゐる。南洋材の權威者と呼ばれたフォックスワースイ博士 Foxworthy は嘗て東海岸地方の森林を調査して、「十七萬六千エーカーの面積を有する東海岸の森林地帯からは、十年や二十年の間に伐採に不安を感じるやうなことはあるまい。商用材として供給し得るものは約十億立方呎はあらう」

と發表した。

商用材として有名なものに朱檀、黒檀、白檀、鐵木、沈香、ヅンゲン、ブナカ、スランガンバツ、カポール、ミラバウ、ブンダンゴール、サベティル等がある。右の内、ヅンゲン以下の木材は、船舶、橋梁、建築用、壁板用、戸及び窓等に用ひられ、その輸出先は香港、日本、濠洲、英本國、比律賓等である。

サラワク——サラワクに於て採取される木材の量は極めて多く、森林は大體海濱森林、内陸森林の二つに分類出来る。前者は主に新材及び木炭に使用され、後者は種々の有用材として使用されてゐる。

葡領チモール——當領の東端テツアラより海岸線に沿ひ、北はラウテン附近迄南方はリオマルに至

る一帯にローレ森林と云ふ大密林がある。面積は二十五萬ヘクタール、樹種も四十二種以上に及び其の中有用材として白檀其他の硬質材多く、建築用材、各種木工細工に適する良材を産する。

濠洲——濠洲の森林の殆んど九〇%以上はユーカリ樹に屬する硬木で、その種類は四百種以上と云はれ、其のうち商業材として用ひられる主なるものは約五十種である。この硬木と松柏科の森林の外に、クキンズランドおよび北ニューサウスウェルスの海岸地帯には叢林が見られる。大陸の乾燥地帯には耐乾性植物及び灌木が年平均雨量十吋以下の所に生育してゐる。濠洲の各州の森林の科學的調査は行はれてゐないので、濠洲の森林の面積は明らかでない。併し専門家の觀察に依れば約一九、五〇〇、〇〇〇英反で、其の各地別の狀況を見

ると左記の如くである。

州	面積	總面積に對する%
ニューサウスウェルス	四、〇〇〇、〇〇〇英反	二・〇三
ビクトリア	五、五〇〇、〇〇〇	九・六
クキンズランド	六、〇〇〇、〇〇〇	一・四
南 濠 洲	五〇〇、〇〇〇	〇・二
西 濠 洲	三、〇〇〇、〇〇〇	〇・四
タスマニヤ	五〇〇、〇〇〇	二・六
計	一九、五〇〇、〇〇〇	一・〇三

濠洲の林産物の主なるものは木材、ユーカリ油、白檀及び白檀油、樹脂等である。濠洲内で使用せらるゝ木材は、國內産を以て足りず、年々多額の木材を輸入に仰いでゐる。例へば一九三六—三七年の丸材の輸入は一、五六六、二六六磅、之に對し輸出は六〇六、七〇二磅と云ふ状態である。

栗

濠洲領、バプア及び濠洲委任統治領ニューギニヤ—

バプアの商用木材資源は、此等の地方が大部分森林を以て覆はれてゐるので、割合に豊富である。有用材を伐採し得る森林は河川又は海岸の近くに發見せられ、ヴィララ河畔のみにても約四〇億ス—バフィシャル呎を有すると云はれてゐる。平原の林地には熱帯樹木が豊富で、就中白檀及び黒檀が著名である。高地に於ける植物は温帯植物に類似し、一萬一千呎乃至一萬二千五百呎に於ては絲杉が殊に多い。木材の種類は凡そ一二〇種を算しこの内、一一四種は有用材である。斯様に林産資源豊富なるにかゝはらず、輸送の關係上から發達が遅れ、過去に於ては木材の輸入地であつた。濠洲委任統治領ニューギニヤはバプアと殆ど同一であるからこゝに省略する。

新西蘭——既に概説に於て述べたやうに新西蘭は

今日木材の輸入國である。政府は鋭意森林の育成に力を盡してゐるが、一九二五—三七年の植付總面積は四二八、二一〇英反に過ぎず、植付は年々減少し、一九三七年の如き僅かに一、七〇五英反である。之に反し木材の伐採は年々増加し、最近五ヶ年間の木材産出量を見ても左記の如く急増の傾向を示してゐる。

新西蘭木材産出量(單位ポールド呎)

一九三二—三三年	一六、二六九、四一〇
一九三三—三四年	一七、六五四、九〇〇
一九三四—三五年	二四、七六一、六七五
一九三五—三六年	二九、〇七五、三三三
一九三六—三七年	三〇、八八九、四一八

出所=New Zealand Official Book. 1939.

森林産物の市場の開發に就いても、森林部に於て極力調査を行つてゐる。木材の生産、利用、不

毛地の排除、非商業的木材の利用等の技術的研究も着々行はれ、相當の成果を収めてゐる。商業材として利用されてゐるものは軟木では、松柏科のものが大部分で、その種類は白松、山杉、カウリイ松、黒松、ミロ、赤松、銀松、黄銀松、ピンク色松、タネカアハア、トタアラ、硬木としてはブナ樹が大部分で、其の主なるものは黒ブナ、ハード・ブナ、赤ブナ、銀ブナ、タワ、黒メーア等である。

第十一章 水産業

第一節 概説

南太平洋の水産資源、これが如何に豊富で、且つ注目すべきものであるかに就ては、改めて説くを要せぬ。こゝに漁業の勃興せぬ譯はないのだが、各地の住民は一様に魚肉を愛用するに拘らず、漁業自體には未だ刮目すべき發展を見せぬ。尤も南洋各地の住民中、漁業を營むものは、主として安南人、タイ國人、馬來人、爪哇人、比律賓人等であるが、いづれを見ても、經營、技術二つながら幼稚である。各地在留支那人は、流石に一頭地を抜いて、業績の見るべきものなしとしないので

あるが、しかし未だ以て、この無限の寶庫の開拓を背負ふに足りぬ。

そこで、斷然光るのが日本人である。邦人は、明治十年代から濠洲に於て、同二十年代から新嘉坡附近に於て、また三十年前後よりマニラ附近に於て、それぞれ漁業に従事したのであるが、この内濠洲を除いては、久しく振はず、明治の末期、關心者の増加と舞臺の擴大を以て漸く現はれ、曩の大戦前後から、いかにも邦人の事業らしく、際立つて充實し、且つ本格的な態勢を整へつゝ、一

路今日の實力獲得に邁進した。
かくて、今や邦人漁業の根據地は、タワオ、メ
ナド、メルグイ、ホロ、マニラ、サバン、タルナ
テ、アンボイナ、ブートン、シンガポール、サン
ボアンガ、パタビア、トボ、ダバオ、マカッサル、
木曜島、等々で、昭和十三年三月現在の拓務省拓
務局の統計によると、以上各地を根據地とする邦
人水産業は、ざつと左のやうな數字を持つ。

種別	業別		合計
	眞珠貝	漁業	
經營者數	八	三〇	三七
從業者數	七〇〇	八〇	二、八五三
漁船數	二四	一四	三七八
年産額	一五 萬圓	四七 萬圓	三、五三三 萬圓

邦人漁夫は殆ど沖繩縣人で、これは獨り南洋の
みでなく遠く南米に於てさへその技術の優秀さを

謳はれてゐるのだが、筆者が昨年馬來半島東海岸
旅行中、トレンガヌ州で、一邦人の話に、「州の英
人官吏が邦人の漁業の實際を見たいと云ふので、
沖繩縣人が色々の漁法を見せたのであるが、海中
に潜入して岩間より蝦を追ひ出し素手でもつて巧
に之を捕へてその英人官吏を驚歎させ、大いに邦
人の面目を發揮した」と云ふことがあつたが、斯か
る技術は到底土着人のまねることの出来ぬところ
だ。沖繩人は陸上の歩行より海面の水泳及其生活
の方がむしろ彼等に適するのではないかと思へる
し、彼等自らかゝる告白をしたのを聞いたことも
ある。邦人漁師は四百十六隻の船と、經營者を含め
て四千五百餘人活躍してゐる。邦人漁業者の斯の
如き發展は、當然の結果として、各地官民の注意
を惹き、いろいろな問題が相次で生起するのであ

るが、それだけに當業者の苦心もまた並大抵では
ないであらう。

しかし當業者は、益々以て海洋民族の本領を發
揮すべきである。各地の住民は勿論のこと、歐洲
人がいかに逆立ちしても、この事業だけは邦人の
獨擅場である。その上、南洋各地は、いづれもそ
の周圍に測り知るべからざる水産資源を有し乍
ら、左の如くタイ國を除いては、概ね輸入超過で
あつて、水産業に於ける住民の素質と、各地當局
の努力の未だ充分ならざることを語つてゐるので
ある。

南洋諸國魚類及魚製品輸出入額

蘭領印度 (一九三八年)

輸入 鹽 乾 魚	一五七、五九六、六八七	一〇、九九一、一五三
輸入 鹽 罐 詰	二四六、一七〇	一〇二、五三五

輸出 鹽 乾 魚	五〇、八〇七	七、一五四、四三三
輸出 鹽 罐 詰	四、四三六	一、一九九、八九七
輸出 魚 乾	五、〇八〇	一、二〇一、七〇七
輸出 魚 罐 詰	四三	七三、八六六
輸出 魚 乾 計	六〇、三六八	九、六二九、八八三
輸出 魚 罐 計	五三、〇四一	七、四六八、〇六九
輸出 魚 乾 計	一、四三九	二四七、五六二
輸出 魚 罐 計	五一	一四、九八九
輸出 魚 乾 計	四六	一三〇、六六五
輸出 魚 罐 計	五三、五六七	七、八五一、二八五

英領馬來 (一九三八年)

輸入 鹽 乾 魚	五〇、八〇七	七、一五四、四三三
輸入 鹽 罐 詰	四、四三六	一、一九九、八九七
輸入 魚 乾	五、〇八〇	一、二〇一、七〇七
輸入 魚 罐 詰	四三	七三、八六六
輸入 魚 乾 計	六〇、三六八	九、六二九、八八三
輸入 魚 罐 計	五三、〇四一	七、四六八、〇六九
輸入 魚 乾 計	一、四三九	二四七、五六二
輸入 魚 罐 計	五一	一四、九八九
輸入 魚 乾 計	四六	一三〇、六六五
輸入 魚 罐 計	五三、五六七	七、八五一、二八五

泰國 (一九三六年四月—一九三七年四月)

輸入 魚 罐 詰	二、一四五、六〇九	四八〇、五七九
輸入 其他魚類	一、九四六、七七八	五六七、九六七
輸入 魚 罐 計	四、〇九二、三八七	一、〇四八、五四六

輸出 鮮魚	五五、八七六	共、五二、二一	乾 燻 魚	一、八五、三〇一	四五六、八八〇
輸出 鹽魚	三〇、八三、三五三	二、三三、六四	貝 類	四〇三、七九三	二二、四七一
合 計	三、三三、二一六	二、二八、三三六	合 計	一八、五八、一七三	三、五三〇、九八八
比 律 賓 (一九三七年)			輸出 魚及魚製品	三七三、九〇〇	二九、六七〇
輸入 鮮魚	一四一、八三三	三三、五二二	ビ ル マ (一九三四年)		
魚 罐 詰	一六、一三〇、八六六	二、八二七、三五	百六十萬留比・輸入超過		

第二節 水産行政

英領馬來及北ボルネオ——英領馬來の水産行政は海峽植民地政廳、馬來聯邦政廳の司るところであるが、漁業の許可は漁業法 (Fisheries Ordinance No. 112) に準據して行はれる。使用漁船の鑑札の下附を受ければ漁業を営むことが出来る。漁業の設置も許可を受ければよい。たゞ爆薬物、毒薬の使用に依る漁獲は禁じられてゐる。漁業の許可

は斯様に容易であるが、當局は最近の邦人の進出振に狼狽し、一つは地元漁業、即ち馬來人及支那人漁業者保護と、も一つは新嘉坡が英軍の極東根據地であり、邦人の漁業根據地の存在を不安とするといふ、この二理由で一九三七年以來邦人漁業の彈壓を始めた。即ち同年四月水産局は突如邦人漁船の新規許可を認めぬ旨發令し、更に翌年二月

には之を強化して、邦人に對し外人名儀に依る漁船の使用を禁止し、次で同年末には老朽船の書換更新の不許可方針を發表した。

而して從來、漁業許可證は、有効期間一ケ年といふことであつたが、一九三九年これを半年に短縮し、同年七月、許可證更新期に達した邦人運搬船十隻に對し、更新不許可とする外、更新期に達せざる船舶に對しても、同様不許可の方針を示した。かくして一方馬來人漁夫養成のため、同年十月新嘉坡に水産學校を設立し、又漁具、漁法、漁場、貯藏、運搬、組織、製産業の各般に亘り、積極的に改良を試みて、熱心にこれが獎勵の方策を實施した。

しかし、今次大戦の勃發により、馬來の戦時食糧確保の立場から、鮮魚の供給は何としても日本

人に依存しなければならず、且つ一時險惡であつた日英關係もその後漸次緩和され、これが作用して邦人漁業彈壓も少しく讓歩するところがあつた。無論これには、現地に於ける本邦關係官民の抗議、陳情なども與つて力があるのだが、先づ七月満期のものを九月迄とし、更に同年末まで、次で一九四〇年六月までといふ風に、延期して今日に及んでゐる。

一方、同地の支那人は、排日騒ぎで邦人漁獲のものが十分に供給されず、元來魚肉の愛好者であるところから、急いで對策を講ずる必要ありとし、一九三九年福健會館の經營で、水産學校を設立して、漁夫の養成に努めてゐる。

英領北ボルネオに於ける現行漁業法規は一九一四年の漁業法であつて、これによると、凡そ漁船

を使用せんとする者は、所定の料金を拂つて港務長の免許を得ることが必要である。この免許を得れば何人でも漁業に従事することが出来る。

比律賓——水産行政は農商務部科學局漁業課の主管するところであり、同課では各種の助成政策を實施してゐる。漁業關係法規としては一九三二年の漁業法があり、それには、「比律賓市民若しくは北米合衆國市民或は比律賓若しくは北米合衆國又は州法律に依り正當に設立されたる會社、若しくは法人にして、少くとも其株式資本或は資本利益の六％が完全に比律賓市民若しくは合衆國市民に屬するもの、又は法律に依り比律賓市民に同様なる權利を認むる國の市民以外は、比島海に於ける漁業を目的とする船舶使用を禁ず」とあり、外國人に對しては原則上禁止方針を採つてゐる。従つて外

國人の漁業經營の道は、彼地會社の株式資本の三九％以内の出資を以てする以外にない。ケソン大統領のコンモンウェルス政府に於ては之を改正し外國人の資本参加を一部増加し四〇％とした。又一九三八年の漁業法改正で比島近海の漁夫の鑑札は一人當り二〇仙を一比に増額した。

比島が斯くの如く外國人の漁業を禁止的制限したのは、これもやはり邦人漁業者の活躍が目覺しく、比人漁業者の脅威を感じた結果である。邦人は現在獨立しては漁業を營むことが出来ないで、便法として比人との所謂日比合辦、即ち船は比人の所有で、網は邦人の所有、漁夫は日比兩國人と云ふ共同形態で、組合風のものを作つて姑息な方法を採つてゐる。

比律賓の漁業法令には、大體西班牙領有時代の

漁業法の傳統が遺されてゐる。爆發物、毒藥に依る漁獲は禁止され、養魚池は年限二十ヶ年、一口二百町歩以下とし、市町村に近い近海漁業の許可を得んとするものは、これを特許に附し市町村會の決議と參事會の承認を得るを必要としてゐるなど、凡てスペイン時代の舊法をその儘踏襲してゐる。

蘭領印度——經濟省農業水産局に海洋漁業課と内水漁業課があり、この両者が専ら水産業の取締指導に當つてゐる。海洋漁業課は海洋の漁獲技術及び漁撈方法を研究改善し、土人漁業の發展を圖るを目的とし、その調査研究の機關としては、海洋漁業研究所、パタビア漁業試驗場、ボイテンゾルク植物園附屬海洋研究所等がある。

水産に關する法規としては眞珠及び眞珠母貝の

採取、漁業者の利益擁護、土民自治領の漁業、漁族保護、捕鯨に關するものなどがあるが、その最も重要な規定は一九二七年の沿岸漁業令 (*Kuisscherij Ordonantie*) である。沿岸漁業とは蘭領印度に於ける領海内の漁業のことで、之を普通に沿岸漁業と小規模沿岸漁業とに分けてゐるが、重要なのは沿岸漁業である。この沿岸漁業令に依れば和蘭臣民は自由に沿岸漁業を營むことが出来るが、外國人は許可制で、地元船舶を持たない漁船の搬入漁に對して輸入税を課してゐる。日本漁船に對しては數を限つて登録し、その船に限り免税してゐる。

一方土人漁業の保護助成には非常に力を盡し、法律又は慣習に依つて土人に與へられてゐる漁業權は、如何なる場合に於ても之を侵害、賣却、讓

渡することを許さない。

タイ國——タイ國に於ける沿岸並に河川水産業は、經濟上甚だ重要なるに拘らず、顧られない憾みがあつたが、一九〇一年に新水産法令を發布して、これが發達に努め、次で一九二六年には新に水産局を設け、更に一九三五年革命政府成るや、この水産局は廢止したが、その代り農商務省農務水産局水産課に於て水産行政を主管することとなつて今日に及んだ。しかし同課は水産税關係の事務を處理するに止り、積極的にこれが保護、改良、發達に關する何等の施設もやらぬ様である。その結果、淡水漁場も海洋漁場も濫獲に陥り、漁族衰減して國民保健上輕視し得ざる事態となつたので、政府もこれを憂へ、最近湖沼河川の放流口に於ける淡水漁業獨占權の廢止、養魚獎勵及び無免

許海洋漁業の取締強化等を行ひつゝあるのである。

領海内に於ける外國人漁業取締は從來種々遺憾の點が多かつたのであるが、一九三四年領海漁業法を公布し、更に一九三九年に之を改正して大體左の如く制限した。

- (1) 有限責任の組合、商店又は會社の資本金の七割はタイ國人の資本たること
- (2) 此の組合、商店、會社はタイ國法律の下に實施し同國に本社を持つこと
- (3) 共同出資の商店の場合はその出資者の全部がタイ國々籍を有すること
- (4) 外國々籍船舶は、總てタイ國が漁業權を有する海上での作業は禁止される

佛領印度支那——印度支那に於ける水産行政は印度支那漁業海洋部の主管であるが、東京灣の漁船

は課税せられ、良や網の使用には取締規則があり、爆薬や麻醉藥の使用は禁止されてゐる。交趾支那では政府が漁場を三、六、九年の期限付で村に賃貸をなし、村は之を更に個人に賃貸する。柬埔寨では大湖の漁場を入札競賣に附し、落札者は漁夫を下請賃借人とする。下請賃貸料の最高額は各種の弊害を避くるため行政官廳の監督を受ける。ラオスでは格別の制限がない。

一九二二年九月の總督令を以て海洋研究所を設

置したが、主として漁撈の科學的専門調査、近海漁場の開發、水産工業の調査及び海底地圖の作製に當つてゐる。

新西蘭——新西蘭の漁業は海事局漁業課の司るところであるが、地方の淡水魚の行政は領内の二十八の風土馴化組合の手にある。釣魚の許可證は漁業法に従ひ、此等の組合より發行される。鱒及び鮭の漁業も許可制であつて、紅鱒の開漁期は十月一日より翌年の四月三十日の間である。

第三章 各地漁業狀況

漁業は之を分けて淡水漁業、海洋漁業に區別出来るが、海洋漁業は到る處で行はれ、就中新嘉坡、パタビアの近海、ボルネオ、セレベス、ミンダナ

オの諸島の近海が盛である。淡水漁業は主に佛印、タイ國で行はれその漁獲高は輕視することは出来ない。この兩地方に淡水漁業が發達したの

は、大河、湖沼、水田が多数存在し、毎年雨期に際しては漁族が旺盛に播殖し、しかもその漁法簡單で、土人も容易に之を行ひ得るからである。今日南洋各地に供給されてゐる鹽乾魚にも此の淡水魚が多量に含まれてゐる。

南洋各地の漁法は邦人に依るもの以外は、一般的に小規模で、動力船を用ひること少く、主に帆船を利用してゐる。しかし最近には邦人の近代的漁法に刺戟され、漸次改良されつゝある。漁法としては流網、曳網、蝦網、魚罟、投揚網、釣絲、魷刺網などが行はれる。

魚族は實に豊富で、その主なるものは、海水魚、鱒、鮪、鰹、鮪、鯛、鱈、太刀魚、鱈、蝦、白魚、淡水魚、鱸、鯉、鮒、鯰、虱目魚、ブラチオン、プライトウ等である。

南洋に於て水産業を営むためには、先づ比較的各種の事情が明かで、漁獲物處理に容易であること、更に好漁場に近い地を根據地として選ばなければならぬ。何せ地域廣大であり、此等の好條件を具備した處も少くないのであるが、その主なるものは左記の如くである。

蘭印 バタビヤ、スラバヤ、スマラン、サンダカン、マカッサ、メナド、アンボイナ、バダ、パレンバン、シボルガ

英領馬來 シンガポール、マラツカ、ピナン、メルシン、コタバル、トレンガム

佛印 海防、西貢

比律賓 マニラ、セブ、ダバオ、サンホアング、イロイロ

タイ國 盤谷

英領北ボルネオ タラオ

濠洲及新西蘭 これに就ては別に記す

英領馬來

英領馬來の住民は魚類を日常食事の一つとして用ひる關係上、漁業は英領馬來經濟生活の一特徴をなしてゐる。併しこれが重要産業として數へらるゝに拘らず、實情は頗る振はない。日本人に依るもの以外は大規模生産を行つてゐない。歐式漁業方法なども普及してゐない。之は馬來近海には大漁群の集結地とも云ふべきところなく、従つて収益的企業としての大規模歐式漁業方法なども用ひることの出來ないためである。現在の様に漁村が孤立的に又分散的に存在し、陸揚地も小規模で、漁船も邦人漁師の有する動力船を除けば、帆船或は操縦船程度のもものでは漁獲物の増産は期待されない。又土着人漁夫は漁獲物を適當に處理する能力を持たないことも大きな缺點である。彼等の漁獲物の保存方法は、乾、鹽に依るも

のであるが、濕氣の多いために乾魚に適せず、用鹽も粗悪で成績が十分でない。經濟的な保存方法たる冷凍、罐詰などは勿論行はれてゐない。

馬來に於ける漁夫の數は、一九三七年調査に依れば、總計一萬三千六百八十八人で、その内馬來人一、四七八人、支那人一〇、二四三人、日本人一、四七八人、印度人三八五人、其他一〇四人となつてゐる。此の間にあつて目覺しい活動をしてゐるのは邦人で、これは、地元よりも寧ろ遠海に大規模に出漁してゐる。即ちシンガポールを根據地として、南は從來の漁場リオー群島より遠く赤道を越え、パンカ海峽入口迄進出し、東は馬來半島東岸の支那海より、佛印沿岸、タイ灣等の六、七百哩の地點に、又西はマラッカ海峽、スマトラ沿岸より印度洋に面せるメグイ群島に至る廣大地

域に出漁活躍してゐる。

馬來の鮮魚陸揚高は一九三六年約八萬噸、新嘉坡のみに於ては一萬二千九百噸で、このうち新嘉坡に於ける四一%が邦人の供給にかゝる。邦人の漁夫は主に沖繩人で、經營者としては大昌公司、金城組、皆木組、天城組があるが、そのうち大昌公司が最も大規模に活動してゐる。

漁獲方法は追込網、流網、曳網、蝦網、魚良、釣絲、投揚網等を用ひる方法が行はれてゐるが、邦人は主として沖繩獨特の網に依る追込網漁法と流網の漁法を用ひてゐる。流網は最も資本を要するもので、通常母船兼運搬船二隻附屬漁船六乃至八隻を一組就漁單位としてゐる。現在新嘉坡を根據地とするものは四組で、母船八隻、漁船二十八隻である。

蘭領印度——馬來同様その住民が魚類を需要すること大なるにかゝはらず、斯業振はず主として邦人が爪哇及びセレベス近海に盛に活躍し、その需要を満しつゝある現況である。タイ國、新嘉坡等より輸入する乾魚、鹽魚は年々巨額に達してゐる。蘭印漁業のかゝる不振の原因は(一)政府當局に於て漁業の發達向上の施設を等閑に附し、(二)一般土民の漁法の幼稚なることにある。

邦人の漁師は外務省調査(一九三七年)に依れば總計三〇七名で、主にバタビアを中心にして出漁してゐる。蘭印の漁業は從來住民の沿岸及び沖合漁業に過ぎなかつたのであるが、一九二九年初めて日本人漁夫が新嘉坡より渡來、爾來邦人漁夫にして當地へ來る者増加し、漁業の有望性が認められるに至つたので、當領に於ける水産資源の價

値及び存在を明示した。邦人漁者の主なるものを挙げると、日蘭漁業會社、金城組、玉城組がセレベス及びモルツケン群島近海に出漁し、鯉、鮪、鱧の漁撈に、バタビア附近に於ては大昌公司、久保商會、江口漁業等が多種類の漁撈に、又スマトラ沿岸ではサバン、シドボル等に於て大城組、玉城組が活躍してゐる。

比律賓——比律賓の漁業は農業に次ぐ重要産業である。又魚類が米に次ぐ重要食糧品であることは南洋の他地方と同一である。比律賓の水産資源はそれ程豊富ではないが、漁業に従事してゐる者は極めて多い。併し彼等の漁法は一般に迂遠を極め、拙劣なることは南洋の他地方と異ならない。漁撈の中心地はバナイ、バラワン島、スルー群島等のスルー海を取圍む地方及びマニラ灣近邊であ

る。比律賓漁夫の推定人口は約一萬と云はれる。そのうち邦人は一九三七年外務省調査に依れば一、一九四人で、二割餘に過ぎないが、その近代的漁法に依る漁獲量は莫大で、邦人の發展振は目醒しものがある。比律賓政府は土着住民の保護奨励に急なる餘り、邦人の發展に不利な漁業法を設けてゐる。併し現在に於ても亦將來に於ても、邦人漁夫の支援がない限り比島の漁業の發展は望めない。

漁法としては柵梁、トロール漁業、追込網、旋刺網、刺網、地曳網、投網、延網、竿釣、打瀬網等の方法が行はれてゐる。邦人はトロール式漁法、延網、打瀬網の漁法を主に用ひてゐる。タイ國——タイ國に於ける漁業は農業に次ぐ重要

基礎産業にして、魚肉は米及び野菜と共に國民の必需食料品である。タイ人は殆ど全部佛教徒で一般に殺生は禁ぜられてゐるが、魚類は水揚すむば自ら死ぬと考へられ特に漁撈を許されてゐる。故に漁業は頗る普及し沿岸民の主要職業を成すと共に政府の重要財源をなしてゐる。タイ國の水産年額は約二千五百萬銖と推定され、而も之は輸出及び國內取引額を基礎としたもので、其他漁民間に地方的に消費されるもの及び農民等が自家用に漁撈されるものを加算すると莫大な數量となる。

タイ國の漁業の特徴として是非こゝに擧ぐべきは淡水漁業の盛なることである。これはタイがメナム河を初め其他河川湖沼が多いため、淡水魚は極めて多種豊富である。最も通俗的のものは鯉科の魚で、水ある處には必ず棲息すると云ふ状態

で、國內到る處の市場に見られる。タイ國沿海は又魚類豊富で、而も經濟的價值あるもの多く、沿岸到る處で海洋漁業が行はれてゐる。海洋漁業の漁場はタイ灣沿海の四分の三とビルマ・英領馬來間の印度洋に面する細長い沿岸を含む全長二千五百餘の海岸線一帯の沿海に散在してゐる。

一九二九年國勢調査に依るとタイ國の漁業従業者数は八二、八五二名で、其の數に於て斷然他の地方を抑へてゐる。邦人も若干この地方に於て漁業に従事してゐるが、特に今次日支事變勃發後シナガポール方面の排日と取締強化のため邦人にして此の地方に轉向した者も少くない。

魚族の主なるものはプラトー、西刀魚、アゴナシ、石首魚、マナカツラ、黒鯛、ブラチオン、鰻魚、ブラサリット、鯰、鮒等である。

佛領印度支那——佛印の食糧生産物中魚類の占むる地位は頗る重要である。印度支那海洋研究所の推定調査に依れば漁獲物は年二十六萬噸に達し、金額にして一千四十萬ピアストル即ち佛貨一億四百萬法である。國內取引及び地方消費は頗る大なるにかゝはらず、一九三六年の海外輸出額は數量二九四、一四八噸、金額六二、九八〇千フラン、一九三七年數量三六一、一三七噸、金額七五、五〇七千フランに達してゐる。併し漁法は幼稚拙劣であるから、將來漁法の改革と組織的發達を見る時に於ては、豊富なる魚族を無限に漁獲出來、輸出は更に一段と進展するものと思ふ。

佛印の淡水漁業は河川湖沼に富むため、タイ國同様に非常に發達し、漁獲高も亦相當額に達してゐる。即ち東京に於ては一定の住居を有しない

で、水上生活を營む河川漁民極めて多く、東京デルタ地方、就中タイビン州では、此の水上生活者の部落を十五餘見ることが出來ると云はれてゐる。佛印の海岸線は三千軒以上の長さに達し、然も沿岸は漁族豊富であるので、海洋漁業も亦盛である。漁場は大體下の如く區別出來る。即ち東京沿岸、安南沿岸、交趾支那沿岸、タイ灣沿岸、カンボヂヤ沿岸の諸地域である。漁業者は主に安南人支那人でその數四五萬人と推定されてゐる。カンボヂヤ人は航海にも無智で全く漁業を行はない。

英領北ボルネオ——當領は東西海に面し、領内は大河川を擁するが故に海洋、淡水兩族の魚族に富むものと想像されてゐるが、サンダカン附近に於ては漁業は極めて小規模に行はれてゐるに過ぎない。

い。之に反してタワオを中心とせる地方には邦人水産會社があり主として鯉漁業に従事し年々好成績を擧げてゐる。そのうちボルネオ水産會社が最も有名である。

濠洲及び新西蘭——魚族は極めて豊富であるが、水産業に至つては其の發達は遅々たるものがある。濠洲の漁業は現在搖籃時代とも云ふべく、其の不振の原因としては、(一)人口の過少なること、(二)住民の大部分は肉食を主とし、歴代政府當局も農牧業の開發に全力を盡し、水産業に冷淡なること、(三)勞働法制のため勞銀高く且つ現行移民法に依り賃金低廉なる有色人種の入國不可能なること、(四)漁業者は單に濠洲内の一部分の人口稠密なる地方を相手とするために、多量の漁獲に重きを置かず寧ろ少量を高價で賣捌くことに専念し魚獲

量を制限せること、(五)魚獲物の運搬の不便、輸出市場の遠隔なること、の五つを擧げることが出来る。

漁業のうち採貝漁業のみは重要産業の一部を成してゐるが、之に就いては「採取水産業」の項において述べることにし、こゝには一般漁業に就いて簡単に述べる。海岸線一萬二千哩を有する濠洲大陸は北部の熱帯より南部の温帯に互り多種類の漁類を産するが、沿海中漁場の開拓され、漁獲物の見るべきものある地域は僅に南東岸の人口稠密なる州、殊にニューサウスウェルス及びヴィクトリア兩州の沿海である。此の外タスマニヤ州の甲殼類、クキンズランド州の魚類は多産を以て知られてゐる。此等の濠洲の沿岸に行はるゝ漁業は入江、淺海及び沿岸近くで行はるゝに過ぎず、漁撈

法も通常曳網、刺網、釣漁で、遠海漁業の如き殆ど行はれない。従つて魚族豊富なるにかゝらず日常市場に現るゝ魚の種類は極めて少數である。殊に他の諸國に比して廻游性の魚族即ち鰯、鯖、鮪、鯉の魚族は豊富に棲息してゐるにもかゝらず此の漁業は行はれてゐない。市場に現るゝ魚種としてはトロール漁業の鰯、鰈、鯛、沿岸漁業の黒鯛、鱒、鱒、サヨリ等が其の代表的のものである。濠洲沿海が漁業の發展性を有することは言ふを俟たないが、現行移民法のために邦人の企業的進出は全然阻止されてゐる状態である。

濠洲魚類生産高(一九三六—三七年)

州別	種別	魚	ザニカニ
ニューサウス		六六〇、三三〇磅	六一、六三三磅
ウェルズ			
ヴィクトリア		二〇三、八〇三	一〇、四〇八

クキンズランド	一五、七六七	六、三〇〇
南 濠 洲	二〇〇、〇〇〇	一五、五〇〇
西 濠 洲	一一、八九二	二、二一六
タスマニヤ	三六、八〇三	三六、九九六
ノーザンテリトリー	四三九	—
計	一、三七〇、〇三三	一四二、九四三

新西蘭は海岸線長く、夥しい自然港と入り込んだ灣に恵まれてゐるので、昔から沿岸漁業は盛であつた。最北部の地方の海岸は南赤道海流の影響で、亞熱帯魚が豊富に棲息し、例へば飛魚、鰻車魚、刀魚、鮫等が居る。南部海岸は南氷洋の潮流に洗はれ、海豹の自然的巢窟を成し、又寒冷の海に特有の各種の魚類が豊富である。

魚撈根據地は比較的淺海で、大部分四十尋以下の所で行はれてゐる。百尋以上の深海は海岸より割合に近距離にあるが、今日迄のところ此等の

深海が如何なる程度に利用され得るか知られてゐない。また、魚類は國內需要に當てらるゝものが多いが、冷凍、燻製、鹽及び乾魚として輸出される。一九三七—三八年の魚類輸出高は左記の如くである。

新西蘭魚類及同製品輸出高(一九三七—三八年)

數量	金額
數凍魚	ハンドレドウェイト 一四七、六四一磅 四三、〇三六
燻製及鹽、乾魚	一、〇八八 二、八六六
牡蠣(生)	六五、四七〇打 九五一
(罐詰)	二〇、四六〇封度 一〇、九三四
Toheroa (カ)	四七、一九六 三、〇七三
白魚(カ)	九四、六六六 九、五八八
其他	三、〇九八 二、四八〇

採取水産業——採取水産業とは前記の魚類を除く非游泳水産物即ち貝類其他の水産物を意味する。

この種水産物は魚類の如く豊富ではないが、南洋至る處に産する。その中心地は比律賓のスールー群島、蘭印のボルネオ、セレベス及びモルツケン群島、ビルマのマグイ群島、濠洲の北部等である。採取物としては眞珠、高瀬貝、螺貝、海鼠、海龜、鼈甲龜、玳瑁、海綿、寒天草、燕巢等が其の主なるものであるが、このうち最も有名なのは眞珠貝の採取である。濠洲を除く各地の眞珠貝採取は邦人の獨占的舞臺と云つても過言でなく、比律賓の眞珠貝採取業の如き全く邦人が開發したものである。眞珠貝の採取は周知のやうに海中に潜入して行ふのであつて、従つて潜水術に於ては世界的にその優秀を誇る邦人の技術が最も之に適し、支那人、土着人は到底追隨出來ない。今後これらの方の豊富な眞珠の採取は邦人の活躍に俟つ處多

いと云はねばならぬ。併し最近濫獲のために採取高が減少してゐる。今後増産を期するためには、邦人間に於て生産統制を行ひ、この濫獲の弊を除く去しなければならぬ。内南洋に於ても眞珠の採取は盛に行はれつゝあるが、日本眞珠會社、南洋眞珠會社が主として之に従事しつゝある。外南洋地域で有名なのはブートン眞珠會社である。之は三菱系の會社で大規模に採取しつゝある。内南洋には高瀬貝の採取がバラオ、ヤップに於て行はれ、將來有望視されるものとなつた。又バラオに於ては眞珠貝の養殖が行はれてゐる。

濠洲に於ける眞珠貝漁業は十九世紀の末葉以來同地水産業中重要な地位を占め北部濠洲の富源の一つとして數へられてゐる。邦人は本採取業の創業時代より關與し、其の發達に大いに寄與したの

であるが、現今では、限られた數の勞働者がこの事業に従事するに止り、企業的發展は望めない。大體南回歸線以北の濠洲大陸の全沿海は採貝船の從業する區域にして、沿岸より三十尋以内の淺海特に十尋乃至三十尋間が主である。クキンスタン州、ノーザンテリトリ、西濠州、更に大陸を離れた東北方のパプア、ニューギニア委任統治區が其の採取地域である。魚業根據地は、木曜島(クキンスタン)、ポート・ダーウイン(ノーザンテリトリ)、ブルーム及びコサック(西濠洲)、ラパウル(ニューギニア)、ポート・モレスビー(パプア)等である。邦人の採貝業に従事する地方は木曜島、コサック、ブルーム、ダーウインで、一九三八年の調査に依れば新西蘭を含めて此等の大洋洲地方の邦人漁業者は六八六名である。

第十二章 牧畜

第一節 概説

262

濠洲及び新西蘭は、牧畜の盛んなることを以て世界に鳴る。しかしこれを除く他の南洋各地には、旺盛な發達を見せてゐるところが少ない。土着民が肉食を好まなかつたこと、牧草の如きも生長が激しくて、粗剛となり易いことなどがその不振の原因とも見られる。しかし現在では、少數の例外を除き、各地とも、斯業の發展に努力してゐる。現に行はれるものゝ中では、牛、馬、豚、山羊などが主たるものであるが、その中、各地に亘つて廣く行はれてゐるものは、水牛、豚、山羊で

ある。

濠洲及び新西蘭に就ては、後に詳述することとし、こゝでは以上數種の畜類に關し、概説を試みて置く。

水牛は土着民の農耕に使役され、又重量物の運搬に用ひられてゐる。たゞ水牛の欠點は炎熱及び病菌に對する抵抗力が割合に弱いことである。日本では水牛の肉を輸入し、市場に出し珍しがつてゐるが、南洋では水牛の肉は何時も喰はされる。水牛は殆ど放牧し、草地、水田に群をなしてゐる。

263

る。水田の稻穂摘取後には殊に多數見られるが、切株及び藁蘆（穂を摘取のみであるから藁は殆ど残つてゐる）は水牛の好物であるし、又切株は人力を用ひずして水牛の重みに依り自然的に泥中深く踏み付けられて整理される。又水牛糞は肥料になるので、このところ一舉兩得の働きをなしてゐるわけである。南洋の稻が殆ど人肥を用ひないで青々と繁茂するのもこの牛糞の御蔭である。爪哇及マヅラでは地牛の飼育が盛んで、牧畜資源として重きをなす。

畜

豚は南洋至る處に飼育されてゐるが、土着民は佛印、タイの佛教徒の一部、其他各地の印度教徒、キリスト教徒を除けば殆ど回教徒であり、回教徒は豚を喰はない。豚を最も愛好し飼育するのは華僑である。華僑以外では蘭印のバリ、ロムボック

の兩島民は印度教徒であるから、盛んにこれを飼育する。爪哇及びシンガポール方面に輸出されるものは相當多量に達する。

山羊は土着民間に於て搾乳、肉用として盛に飼育され、農民にとつては重要財産の一つである。印度人も之を牛と共に飼育してゐるが、飼主が此の牛、山羊の群を追ひつゝ草地を求めて遊牧的に飼育しつゝある姿は洵に悠暢たるものがある。

馬は各地に於て地馬、輸入馬の飼育が多少行はれてゐるに過ぎず、勞力用として馬は殆ど使用されてゐないが、只爪哇及びマヅラ、スマトラ、タイのボニーが勞力に使用され、重寶がられてゐる。爪哇及びマヅラのボニーは體軀は小さいが、體質は極めて強靱で炎暑の中を平氣で走る。このボニーが鈴を鳴らし、蹄の音高く馬車を挽いてゐる状

景は旅人を楽しませるに充分だが、しかし旅人はまたその日中の熱風の中を走る強靱さに驚歎するであらう。タイのポニーはシャンポニーと云はれ、これも體軀は小さいが悍性が良く丈夫で持久性があり、殊に強健駿足を以て聞える。

家禽は各農家に相當飼育されてゐるが、大規模のものは少ない。鶏は熱帯の氣候に弱いためか、何れも其の體は小さく、産卵率も低い。鶏の飼育数の概算なども統計上知るに困難であるが、各農家に於て少くとも一戸當り數羽以上は飼育してゐる。

大體以上のやうな次第だから、食糧としての生肉、肉罐詰、ベーコン、ハム、ソーセージ、バター、チーズ、ミルク其他乳製品の輸入は年々莫大な金額に上る。而してその輸入先は米國、日本、濠洲、

支那、英國、和蘭等であるが、此等の國の輸出統計を見るならば、今更ながら南洋の牧畜業の發達の遅いのに氣がつくであらう。併し食糧及び勞力を確保の必要上、最近に於ては各地共牧畜業の振興を企圖しつゝあり、家畜飼育の奨励、牧畜關係食糧の輸入激少に對する努力の跡が見られる。蘭印の如き國內牧畜の保護奨励と共に、それに附隨して酪農業を小規模ながら歐人が二、三經營してゐる。皮革工業も多少各地に行はれつゝあるが、それは單に鞣工場の經營に過ぎず、その製品は殆ど輸入に仰いでゐる。

第二節 蘭印及び英領馬來

蘭領印度——蘭印に於ける主要産業は云ふまでもなく農業であるが、家畜の飼育も亦土着人の經濟生活上相當の地位を占めてゐる。併し所謂廣義の意味に於ける牧畜業と稱すべきものは少い。このことは他の南洋各地に就いても云ひ得るので、牧畜業は農業用又は挽用のために飼育するを主眼とし、肉用、皮用等は第二次的のものに過ぎない。

蘭印に於ける畜産行政は經濟部獸醫畜産局が之を主管する。同局の目的は家畜の疾病を豫防制遏し、其の改良發達を奨励するにあり、各地方毎に一人以上の歐人獸醫官を置き、その下に爪哇に於て養成された獸醫と多數の助手とがある。畜産の

改良奨励策としては獸醫學校、獸醫研究所、種牡馬貸與、犢牛收容所、種豚及び種鶏場の施設がある。家畜の傳染病に對する豫防制遏は政府が無料で實施し、又國外からの傳染病襲來防止のために、その家畜に依り輸入先を指定し、特定地方よりの輸入を禁止してゐる。蘭印の主要家畜は馬、牛、豚、羊、山羊、水牛であり、以下此等に就いて概説する。

〔馬〕——地産馬は所謂ポニーであつて、大抵一・一三乃至一・二四メートルである。スムバ島産のサンデルウッド馬 (Santelwood) 及びスマトラ東海岸産のバタク馬 (Batak) は良種に屬してゐる。

この兩種は乗用、馬車挽馬として使用されるのであるが、もう一種スムバワ馬 (Sumbawa) といふのがあり、これは爪哇の大都市に於ける公共輸送機關たる荷馬に向けられる。性質従順で、持久力に富むからである。産地はスムバワ、スマトラ東海岸、南セレベスである。

〔牛〕——地産牛は何れもバンテン産の系統に屬し褐色で、處々に黒斑を持ち、體軀は小さく、一・一〇乃至一・三〇メートルである。主に挽用、屠殺用に供する。此の地牛でも、爪哇牛、スマトラ牛はヒンヅー牛との交配種である。優良牛はマヅラ及びバリ島に産し、體は爪哇牛に比し一般に大きい。荷輓家畜の増産は蘭印の農業に必要であるので、地産牛に印度牛を配したものが需要されつつある。又オングール種、ヒッサー種等の輸入優

良牛も、今日多數飼育され、乳用種には濠洲牛、和蘭牛が多い。

〔水牛〕——水牛は畜産資源として有用なるに拘らず、蘭印では奨励策を採つてゐない。その理由は、(一)地牛が多いこと、(二)仕事の行程が遅いこと、(三)牛よりも疾病に罹り易いこと、(四)屠殺後の食用價値が少いこと等の諸點にある。

〔豚〕——概説に於て既に述べた様に養豚は回教徒の間には行はれない。支那人、印度教徒の土着民に依り飼育されてゐる。印度支那種が主で、獨逸及びヨークシャ種も多少飼育されてゐる。集約的にやつてゐるのはバリ島で、年々シンガポールに多量に輸出してゐる。

〔山羊及び羊〕——政府は奨励策を採つてゐないが、山羊は乳用、肉用、皮用として、又羊は肉用

として、農家に多數飼育されてゐる。

蘭 印 家 畜 頭 數 (單位：千頭)

種別	年度	一九三〇年	一九三三年	一九三四年	一九三五年	一九三六年	一九三七年
牛		四、五六五	四、六六三	四、八三六	四、四七六	四、四〇二	四、四一四
水牛		三、二七七	三、二九三	三、二一九	三、一七五	三、二二二	三、一九七
馬		六六一	六五四	六六	六四三	六五六	六七二
豚	(一九三二年)	一、三五九	一、三五九	不明	一、二五二	不明	不明
山羊		〃	四、〇六九	〃	三、二〇八	〃	〃
羊		〃	一、〇〇四	〃	一、三三七	〃	〃

出所：Indisch Vervslag 1938 頁二七七一—二七八

英領馬來——馬來の牧畜業は甚だ不振で、勿論領内の需要を充すに足らず、年々家畜及びその製品を輸入に仰ぐ状態である。従つて政府の畜産政策は、領内生産を以て需要に當てることを根本策とし、品種の改良、飼育經營の改善、増産奨励を行

ひつゝあるのであるが、未だ十分にその目的を達し得ぬ状態にある。一九三六年の家畜飼育頭數は推定牛三十萬三百八十五頭、水牛十九萬七千四百三頭、羊及び山羊三十一萬五千八百八頭、豚六十二萬五千五百八十一頭に過ぎない。屠殺家畜は爪

哇、タイ、支那等よりの輸入である。

馬來主要家畜輸出入頭數 (一九三八年)

	輸入	輸出
牛	一八、六七	一五〇
山羊	一四、八三四	—
羊	六〇、三〇三	五〇
豚	九六、五八一	二五二

出所 = Malayan Statistics, Dec. 1938.

馬來の畜産行政は、各獸醫局の主管するところであつて、動物防疫法の管理施行、動物の輸入、疾病發生豫防監督、家畜産業の研究調査、公設屠殺場並に家畜病院の監督等、舉げてこれに屬する。

〔牛〕——これを分けて使役牛、屠殺牛、乳牛の三種とする。使役牛は南部印度からの輸入で鼠色又は白色、體は割合に大きい。タイ牛は褐色又は淡

黄色で、使役牛としてのみならず屠殺牛としても輸入される。屠殺牛はタイ牛、バリ牛が主で、乳牛はムールタン、オンガルス、ハンシイ等、主として印度人搾乳業者の輸入飼育するものである。しかしこれらは不潔なので歐米人は新嘉坡牧場、セルダン牧場、フレージャー・ヒル牧場等の歐人經營の高級牛の乳を使用してゐる。

〔豚〕——馬來に於ける支那人は二百萬人を突破するので、これが需要する豚は相當量に達するから、従つて養豚業は經濟的に見て重要な部分を占め、専ら支那人の經營するところである。政府に於ても養豚の獎勵に意を用ひつゝあるが、未だ自給の域に達せず年々十萬頭に近い豚を蘭印のバリ、ロムボック島より輸入してゐる。

〔水牛〕——馬來の水牛はタイから輸入され、水田

の耕作用又は運搬用として使役する。黑色のものが大部分で、體は割合に大きい。

〔山羊及び羊〕——南部印度人の多く飼育するところだが、山羊は黒或は褐色で強健、生殖力旺盛である。別に飼料を與へないでも雜草を喰べて育つ。肉及び乳用として經濟的に有利な家畜であ

る。

〔家禽〕——土着人にして一戸數羽の鶏を飼はぬものはない。支那人は廣東種を飼つてゐるが、これは地産鶏より優れてゐる。一般に鶏肉は一羽單位で賣買される。従つてその消費量も莫大である。

第三節 比律賓、タイ國及び佛印

比律賓——比律賓の牧畜業は未だ何といつても初期である。農耕の勞作に従ふ家畜のみでなく、食用に供せられるものも、輸入に俟たねばならない現狀である。濠洲、米國、印度、佛印等から輸入する肉類、同罐詰及び乳製品の額を擧げて見ると、今更乍ら牧畜業の發達の遅いことが判る。然し牧

畜業を勃興させようとする當局の努力は明かに認められ、輸入は漸次減少しつゝある。家畜の主なるものは水牛、牛、馬、豚、山羊、羊であるが、そのうち最も多いのは水牛で、最も少いのは羊である。左に最近十年間の家畜頭數の變遷の表を掲げる。(單位：千頭)

比律賓家畜頭數 (十年間 一九二八—三七年)

年別	種別	水牛	牛	馬	豚	山羊	羊
一九二八年		一、九二五	一、〇九六	三三四	二、二八一	四三三	一三五
一九二九年		一、九五四	一、一四六	三四一	二、四五四	四五二	一三五
一九三〇年		二、〇三一	一、二二八	三四四	二、七七五	四五六	一三六
一九三一年		二、一五〇	一、二八二	三一九	二、四九一	三九四	一一二
一九三二年		二、一九三	一、三三一	三三六	二、五九五	四三三	一一〇
一九三三年		二、三三五	一、三九三	三六二	二、七四四	四五六	一一九
一九三四年		二、三四六	一、四〇八	三八一	二、八八〇	四九五	一二〇
一九三五年		二、三七一	一、四八三	四〇〇	三、〇一九	五一九	一四〇
一九三六年		二、三〇一	一、五五五	四二二	三、一三六	五四〇	一五三
一九三七年		二、四六四	一、六二二	四七三	三、四三〇	六〇四	一六五

出所=Bulletin of Philippine Statistics Vol. 6. P112

〔水牛〕—比律賓の如く甘蔗、麻等の栽培、及び米作の盛なところは水牛を除いてはその耕作、勞

役に適當のものはない。低地水田の耕作、又は甘蔗の植付時(雨期に行ふ)には牛を使ふよりも水

牛を使ふ方が便利である。しかし日中は時々水に浸してやらなければならず、又疾病にかゝり易い欠點があるので、最近では甘蔗畑に於ても水牛を牛に變へつゝある。

〔牛〕—比律賓には牧草が繁茂してゐて、牧場に適する所が多い。畜牛の奨励は單に耕農の目的のみでなく、食用に供せられる爲に行はれてゐる。しかし比島産の牛も體軀は倭小で、食用として牛を飼育する者は増加したが、牛乳の利用などは餘り問題にされてゐない。従つてその製品たる牛酪、煉乳、粉乳の輸入は年々莫大な額に達する。

〔馬〕—比島馬、濠洲馬、米國馬及び雜種が主であるが、馬は牧畜上重要視されてゐない。

〔豚〕—マニラ郊外の農家は大抵數頭の豚を飼育してゐる。豚の丸焼は有名で、且つ最上級の御馳

走とされてゐるのであるが、もと／＼比島に於ける豚の食用史は古いことであり乍ら、養豚業を経営するものは案外に少い。比島人には回教徒が少いから、豚の需要は相當量に上る。

〔山羊〕—どんな田舎へ行つても、山羊の鳴聲に驚かされる程、各戸に飼はれてゐる。

比律賓の畜産行政は農商務部畜産局の管掌するところで、同局の下に更に動物病理課、動物生産課の二課を置いて、家畜の疾病防遏畜産奨励に當つてゐる。

タイ國—タイ國に於ては昔から佛教の影響に依つて殺生を嫌ひ、従つて食用を目的として家畜を飼育することは少なかつた。農家の耕作、森林の製材、荷物の運搬等を目的とする飼育であり、特に農家にとつて土地に次ぐ投資物であつた。無論

そのことには現在と雖も同じであるが、たゞ最近食用を目的とする飼育も漸次増加しつつある。タイ國の牧畜業は産業の重要な部分を成してゐるのであるが、何れも副業的に行はれてゐて、大規模の經營は少ない。その飼育される家畜は水牛、牛、象、豚、馬、家禽等である。

タイ國家畜飼育頭數(單位頭)

年別/種別	象	馬	牛	水牛
一九二七—二八	九、八七	二八三、四四〇	四、二五六、四三六	四、四四〇、四三七
一九二八—二九	九、三九〇	二九七、八二七	四、四〇八、四九七	四、五七〇、五三七
一九二九—三〇	九、四五二	二九三、二九九	四、五八三、七二七	四、五六八、七九五
一九三〇—三一	九、五六二	三〇三、四五二	四、七三三、五五一	四、七三九、〇二九
一九三一—三二	九、八二〇	三〇九、九九四	四、九七三、一七六	四、八九五、一七七
一九三二—三三	一〇、〇〇八	三二七、八八三	五、一八九、六四四	五、〇〇六、〇七〇
一九三三—三四	一〇、三一一	三四四、六三四	五、三二二、九三〇	五、〇七六、六三三
一九三四—三五	一〇、五一	三五五、一一二	五、三四二、二五	五、一三三、七六
一九三五—三六	一〇、六三九	三六〇、一三七	五、四二一、六七五	五、二二二、八九九
一九三六—三七	一一、七三三	三七四、二二六	五、六二七、〇六一	五、四三三、四三四

〔牛及び水牛〕——牛は殆ど運搬用に使役されるが、しかし英領馬來方面へ輸出されるものは殆ど食用に供せられる。家畜中豚に次ぐ重要輸出品である。また水牛は主として水田の耕作用に飼育されてゐる。

〔象〕——タイは白象の國と云はれる程昔から象を以て世界的に著名である。森林の伐採搬出に最も重要視され、密林地方に於ける荷物の運搬及び旅行者の乗用に供せられる。

〔豚〕——支那人に依り盛に飼育されつつあり、新嘉坡方面へ輸出する。

〔馬〕——シヤンポニーは概説に於て述べた通り、駿足を以て知られ、荷馬にも使用することがあるが、多くは軍人、旅行者の乗用に使用される。

出所=Statistical Year Book Burma (1936-37) P. 448

〔家禽〕——特に鶏と家鴨とが重要視されるのであるが、鶏は東北及び北部地方の高燥地に多く、家鴨は中部及び東南部の低地に飼育されてゐる。タイ國最近に於ける家畜輸出高を示せば左の通りである。

タイ國家畜輸出高表

種別/年別	一九二六—二七	一九二七—二八	一九二八—二九
水牛	一九、九一四頭	三、〇八四	三、四三一
牛	一七、五九三頭	三九、一七五	一三七、一八〇
象	一、七四九	一、四三九	一、二二五
豚	六二、六五〇	五三、一九五	三六、九四五
馬	五、九一五	一〇	一五
家禽	一、三三八、四三三	一、九七七、一三九	一、四二九、〇五五
豚	四八、六三六	六二〇、五二七	四四二、四七五
牛	三、一一五	一〇、一三六	二六
水牛	一五、一九三	一八九、九〇六	二七九

出所=Annual Statement of the Foreign Trade and Navigation of the Kingdom of Thailand. P. 189, 181

佛領印度支那——佛印の沿海地方、低地、三角洲地方は何れも熱暑濕潤で牧畜に好適であるとは云へない。しかし溫暖な平地には牧畜に適する地方もあり、家畜としては牛、水牛、豚、羊、山羊等を擧げることが出来る。佛印に於て比較的牧畜の盛な地方はカンボヂヤとラオスで、カンボヂヤには廣大なる平原があり、土壤、飼料の點よりして牧畜に適し、家畜の數及び質に於て最も優れてゐる。特に牛、馬、羊、豚が多い。ラオスは高原地が多く牧畜に必要な種々の條件に最も恵まれてゐる。牧畜行政に就ては中央に農業牧畜森林總監部があり、その下に獸醫課及び中央獸疫検査所がある。各地方には獸醫疫局及び牧畜地方委員會があつて畜産の改良獎勵に當つてゐる。

佛印の家畜飼育頭數 (一九三七年—單位千頭)

種別	地方別	カンボ	コロン	ラオス	トン
牛	安南	500	1,100	1,500	1,100
水牛		800	600	800	650
馬		11	36	15	10

出所=Annuaire Statistique de L'Indochine. 1935-37. P. 97

種別	頭數
豚	950
山羊	15
山	15
羊	78
象	0.7

第四節 濠洲及び新西蘭

濠洲——濠洲の牧畜業は極めて盛んで、その産業の主要部分を占めてゐる。一七八八年一月にキャプテン・フィリップが濠洲に最初の植民地を建設した時、彼がこゝに持つて来た家畜は馬七頭、牛六頭、羊廿九頭、豚十二頭、山羊數頭であると云はれてゐる。同年フィリップが植民大臣シドニー卿に宛てた書翰の中に、同じく一七八八年の五月

一日現在の家畜數に就いて述べてゐる。即ちその數を基點として、一八〇〇年八月迄の家畜増加の實數を示せば左記の如くである。

濠洲の家畜 (自一七七七年至一八〇〇年)

日期	馬	牛	羊	豚	山羊
一七八年五月一日	7	7	29	12	19
一八〇〇年七月十日	4	28	77	7	不明

一七九四年七月一日	30	40	57	不明	53
一七九五年六月十五日	49	176	83	〃	95
一七九六年九月一日	57	237	152	1,869	1,427
一八〇〇年八月十五日	105	1,084	6,334	4,026	21,813

出所=Official Year Book of the Commonwealth of Australia, 1939.

一八〇〇年以後の濠洲の家畜統計は、主に政府

所有數に限られ、個人所有の數を含んでゐない。之は勿論人口の増加、植民地の擴大、個人所有家畜數の激増等の爲に、正確の數字を得ることが困難になつたためである。一八六〇年以後、最近に至る迄の家畜増加の狀況を示せば左表の如くである。

年	馬(頭)	牛(頭)	羊(頭)	豚(頭)
一八六〇年	431,525	3,957,925	30,135,286	351,096
一八七〇年	726,772	4,276,326	41,593,612	503,388
一八九〇年	1,068,774	7,527,423	62,184,252	815,776
一九〇〇年	1,521,598	10,299,826	97,881,321	891,238
一九一〇年	2,165,866	11,744,744	98,066,046	1,035,850
一九二〇年	2,425,510	13,499,737	81,795,727	764,406
一九三〇年	1,721,734	11,720,926	110,568,279	1,071,679
一九三一年	1,775,550	11,260,955	110,688,895	1,167,845
一九三二年	1,755,437	11,763,237	112,926,926	1,161,407

この表によつて判るやうに、濠洲に於ける家畜の増加は連続的に行はれず年に依り増減を見たのであるが、殊に旱魃の年には減少が甚しかった。而して馬は、一九一八年の二、五二七、一四九頭、牛は一九二一年の一四、四四一、三〇九頭、羊は一九三四年の一、一三、〇四八、〇三七頭、豚は一九三五年の一、二九三、九六四頭をもつて、それぞれ最高の數字を示してゐる。

その他の家畜としては、一九三六年の統計に依

一九三三年	一、七三三、三五	一三、五二六、四六六	一〇九、九三二、〇五三	一、〇四六、八六七
一九三四年	一、七六七、七八	一四、〇四八、六七一	一一三、〇四八、〇三七	一、一五八、二七四
一九三五年	一、七四四、四三〇	一三、九二一、六五九	一〇八、八七五、八〇一	一、二九三、九六四
一九三六年	一、七六三、七五〇	一三、四九一、〇九二	一一〇、三四三、九〇四	一、二〇一、七五二
一九三七年	一、七四六、五二三	一三、〇七六、三五六	一一三、三七二、五二八	一、一〇〇、〇八二

出所：前掲書

れば、山羊一四〇、五七九頭、駱駝四、三六三頭、驃馬一三、三二〇頭である。その内、山羊はクキンスランドに最も多く、駱駝、驃馬は西濠洲に多い。

以上のやうに濠洲は牧畜極めて盛で、産業の主要部分を占めてゐる。牧畜の盛なるところ、畜産業の活潑なる發展を見ること當然であつて、濠洲より海外へ輸出される角製品、肉類、皮類、牛脂、羊毛等（バター、チーズ、ミルク等の酪農品を除く）は年平均六一、二五〇、一四二磅に上り、其の



内羊毛が八〇・四五%を占めてゐる。即ち最近數年間の統計を示せば左記の如くである。

濠洲畜産品輸出狀況

一九三二—三三年	四四、五五一、四四四磅
一九三三—三四年	六七、四九五、七二二
一九三四—三五年	五〇、七七七、三三七
一九三五—三六年	六五、〇二七、九九六
一九三六—三七年	六、四八六、二六八

〔羊〕——濠洲の氣候及びその他の條件は、羊の飼育のため極めて好適である。既にこの植民地創設時代にこれに着目したのが、ニューサウスウェルスの羊の飼育者の元祖の一人であるキャプテン・マックアーサーである。此の進取的な牧畜業者の努力に依り、濠洲の飼羊は今日あるを約束されたといつてよいのであるが、今日でもニューサウスウェルス州が畜羊の主要地で、濠洲の羊の約二分

の一は此の地方に於て占める。一九二五年以來の統計を見ても各年何れも一億頭以上の羊を數へ、一九三四年には最大レコード一一三、〇四八、〇三七頭の數字を示した。その後年々約八百萬頭が屠殺或は肉用として輸出されたにかゝらず、なほ大體に於て増加してゐる。

羊はそのまま、或は冷凍肉羊皮として輸出されるものも少くないが、羊毛として輸出されるものが大部分である。濠洲は羊毛の世界的産地であり、羊の頭數は世界の六分の一であるが、羊毛の産額は世界の四分の一を占め、優良種のメリノ種の羊毛は世界の二分の一を産してゐる。羊毛の大部分は輸出されるのであるが、最近濠洲の羊毛織物工場に於て使用されるものも増加の傾向にあり、一九三六—三七年に於ける使用量は全産額の七%に

達した。

世界各國羊飼育數及羊毛産額(一九三六—三七年)

濠洲	二〇・二百萬頭	九、八三三萬對度
米國	五三・九	四、四四九
露西亞	五八・一	二、〇三三
アルゼンチン	四三・八	三、六三五
南阿聯邦	三九・九	二、七三三
新西蘭	三〇・一	三、〇三三

〔馬〕——濠洲の氣候と牧場は有用馬の生育に適し、高級種の馬の輸入と飼育牝馬の選擇に依り、此等の自然的の好條件は各種の馬の飼育を最大限に可能ならしめた。その結果濠洲の馬は重量級、中量級、輕量級とを問はず、他國の産馬に比し優秀である。印度の軍事當局に於ては濠洲馬を重視し年々多數購入してゐるが、大體濠洲の馬はニューサウスウェルス、クキンスランド及びビクトリ

ヤの三州が主産地で總數の七六%を占めてゐる。

一九一八年の二、五二七、一四九頭が最高記録である。一九一八年以後は自動車道路の發達と農業の機械化に依り馬の數は著しく減じたが、最近は農産物の低價のために農業に動力を使用することが少なくなつた關係で、その減少は從前程ではない。

濠洲馬頭數

一九三二年	一、七五五、四三三頭
一九三三年	一、六三三、三三三
一九三四年	一、七六七、七五八
一九三五年	一、七四四、四三〇
一九三六年	一、七六二、七五〇

〔牛〕——牛の飼育は肉用及び酪農業を目的とする。濠洲のバター輸出の増大は酪農業を大いに發展させ、特にビクトリヤ、ニューサウスウェルス、南部クキンスランドの各地がこれに與つて力

がある。酪牛は主として氣候溫和の地域が選ばれ
 るが、肉牛は主に熱帶的の氣候地域に飼育され、
 例へばクキンスランドの北部ノーザン・テリトリ
 ー、西濠洲北部のキムバーレー地方がその主産地
 である。一九三六―三七年の濠洲の肉の産額は約
 一、二三四、八三九、〇〇〇封度で、其の八一％
 は國內消費に當てられ、残りが輸出される。最近
 三ヶ年の酪農品の輸出は左記の如くである。

バター、チーズ及びミルク輸出額

	一九三五年	一九三六年	一九三七年	一九三八年	一九三九年
バター	三二二、六四六、一七七封度	一七四、〇〇九、三九六	一九七、三四五、六四七	二〇七、七六一、二三四	一九六、一七三、〇〇〇
チーズ	一三、九七三、六三七	一三、九二四、五七三	二七、二四五、六三六	二七、二四五、一三〇	三三、七、四六七
ミルク	一六、九六六、〇三三	二二、六九六、六八〇	二四、七二七、四三三	九六三、八七三	七三三、三〇一

豚の飼育数は年により非常な變動があ

り、一九〇四年には一、〇六二、七〇三頭に達した
 が、一九一九年には六九五、九六八頭に減じた。
 一九二二年頃から又漸次増加し、一九二八年以後
 は百萬頭を突破し、一九三五年には一、二九三、九
 六四頭を數へた。一九三六年は若干減じ一、二〇
 二、七五二頭である。豚は殆どハム及びベーコン
 に製造され、一九三六年の産額は七七、六五五、一
 七八封度で、大部分國內消費に使用され、年平均
 約七千萬封度の消費額である。其の他は南洋及び
 極東各地に輸出されてゐる。

281 牧畜においては濠洲と同じやうに牧羊が第一
 位で、之に次いで牛、豚である。こゝに、一九三

五年現在の新西蘭家畜數を示せば左表の如くであ
 る。

新西蘭家畜數(一九三五―三九年)

種別	年別	一九三五年	一九三六年	一九三七年	一九三八年	一九三九年
馬		二七二、九六六	二七六、一七〇	二七七、七九九	二七八、一六七	二七四、八〇三
乳牛		一、九五三、〇九四	一、九五二、五〇七	一、九五三、五三四	一、八七三、七九七	一、八五三、七二三
肉牛		四、二九三、四九九	四、二五九、〇七八	四、三九九、一〇一	四、五〇六、〇八三	四、五六四、九四八
綿羊		二九、〇六七、七五四	三〇、一二三、七〇四	三一、三〇五、八一八	三二、三六六、七七四	三一、八九七、〇九一
豚		七六二、七五五	八〇八、四六三	八〇二、四一九	七五六、四六六	六三六、四六三

出所 New Zealand Official Book, 1940.

〔羊〕 新西蘭には一個所二萬英反以上に亙る牧
 羊場が二百もあり、其の合計面積九百三十萬英反
 と稱せられる。是等は主として南島東部地方にあ
 るが、此の地方の草原地帯は恐らく一千二百萬英

反と見られてゐる。而も此の草原地帯は未開拓地
 が多く、従つて新西蘭の牧羊業の前途は洋々たる
 ものである。
 新西蘭の牧羊業は、濠洲の如く廣大なる牧場を

有して數十萬、數百萬の羊群を擁してゐるものはなく、規模に於ては濠洲に比し小さい。牧羊業が今日最も盛に行はれてゐる地方は南島に於てはカクタブリー平原、北島に於てはイーストチープよりウェリントンに至る山岳の東方である。羊の種類は多種多様であるが、南島の丘陵地及び低地地方はメリノ種の飼育に適し、混種メリノ、ロングウールの組織的な混種に依り今日世界に有名なコリチール種を産出してゐる。北島に於てはロムニーマーン種が適し、最も一般的に飼育されてゐる。

新西蘭の羊毛生産額は一九三七—三八年三億一千八百萬封度に上り、世界産額の八%を占め、米國に次いで世界第四位の産地である。羊毛は殆ど輸出に向けられ、一九三七年七月一日—一九三八

年六月三十日間の輸出總額は二億五千八百五十萬封度に上つた。日本の新西蘭羊毛買付數量は一千三百六十萬封度である。

〔牛〕—肉用及び乳酪業用として多數飼育され、一九三八年の統計に依れば四、五六四、九四八頭である。最近に於ては乳酪業の發達の著しいことと、肉用としては世界市場に距離が遠いために他國との競争が不利であることにより、肉用として飼育されるものより、乳酪業用として飼育されるものが多い。

乳酪業及び牛肉生産業は北島に最も盛で、新西蘭に於けるその八五%を産出してゐる。又そのうちの八五%は乳酪牛である。乳酪業の中心地は北オークランド及びオークランド地方であつて、これらの地方は國內乳酪牛の半數以上を占めてゐる。

る。之に次いでタラナキ及びウェリントン地方で乳酪用の四分の一以上を産する。乳酪用以外の牛ではウェリントン地方が首位を占めて四分の一以上、之に次ぐ地方はキズボーン、ホークスベイ、オークランド等である。牛は冷凍肉として輸出される、數量も相當に上るが、最も重要なものはバター、チーズの生産であつて、これらは新西蘭輸出品中の重要な部分を占めてゐる。一九三七年のバターの輸出は二、九七六、〇八五ハンドレツド・ウェイト(一六、九八六、四七七磅)、チーズの輸出は一、六四七、一六〇ハンドレツド・ウェイト(五、三七一、八七八磅)に上り、大部分英本國に輸出されてゐる。

〔豚〕—養豚は乳酪業の附帯事業として近年頗る盛になり、其結果として豚の飼育頭數も著しく増

加して來た。一九三七年の統計に依れば飼育頭數八〇六〇、一九頭、ハム、ベーコン、冷凍肉の輸出量五七〇、六八六ハンドレツド・ウェイトである。

其他鶏、鴨、鶩鳥、七面鳥などの家禽類も盛に飼育され、一九三六年の統計に依れば總計四、〇一九、〇七六羽、一人當り二・六羽の飼育である。

濠洲委任統治領ニューギニア及び濠洲領バプア—濠洲委任統治領ニューギニアは殆ど森林を以て覆はれてゐるので牧場に乏しい。併し最近(一九三四—三五年)豊富なる牧場が發見されたやうである。家畜は主として椰子の間に蒼生してゐる特殊の草原の上に放牧されてゐる。牧牛はセビツクを除いては至る處に放たれてゐるが、その大部分はマダング及びニューブリテンにある。牛の外に、馬、羊、豚、山羊等は飼育されてゐない。

家畜數に就いては遺憾乍ら最近の統計はない。
 濠洲パプアに於ては牧草のよく成育した一定の
 牧場地あり、羊を除きすべての家畜が飼育されて
 る。此等の土地は給水の便もよく、一平方哩の
 家畜收容能力は三〇頭位であると云はれてゐる。

第十三章 工 業

第一節 概 説

南洋は全體として、原始産業の盛なる地方である。従つて工業の發達に就ては、まだこれといふ程のものを見ないのであるが、しかし近來、各地とも工業化の氣運が旺んで、既にそのスタートを切つたものも少くない。

重工業も全く見られぬではないが、矢張り土地柄だけに、輕工業が多く、各種の纖維工業、食糧品及び嗜好品工業、絹物その他の特殊工業など、多種多様といふことが出来る。

尤も濠洲及び新西蘭は後に説く如く、聊かその

色彩を異にするのであるが先づこれを除く一般事情について概説する必要がある。第一にその經營組織であるが、大體これは近代的な機械化せる工業、農園附屬工業、土着人の營む家内工業の三種に大別し得るが、各種の中間的經營も多く、就中工場制手工業と認む可きものが尠くない。而してこれらの經營の種別と生産物の種別とは必ずしも一致せず、同一種類の生産物にして別種の經營から生産されてゐるものがある。例へば綿織布の如きは近代的工場でも、亦、土着人の仕事場からも

生産されるがしかし全體としてみれば機械化工業は、なほ萌芽時代で、主たる地位は工場制手工業及び家内工業によつて占められてゐる。農園附屬工業の經營種別は一様でなく、製糖業の如く近代化されたものもあれば、一部のゴム工業の如く、初期工業形態に屬するものもある。農園工業の特色は經營形態の如何に拘らず、生産物が世界市場に販賣される爲めに、流通面が著しく資本主義化されてゐることである。

南洋各地を大觀して、工業の發達程度最も高く、又速度の早いものは、蘭領印度である。更紗工業は一九三七年、一億五千七百萬碼の綿布を使用して居り、同年煙草の生産は二千五百萬盾を超えてゐる。その他石鹼、タイヤ、ビール、ゴム靴、綿織布等の生産も相當盛んである。この蘭印に次ぐ

ものは比律賓で、政府は「經濟計畫」の樞軸として工業化問題を採上げてゐるが、現在の主要工業としては製糖、製材、製油、酒精、煙草工業等である。他に製帽、製靴、精米工業等がある。これによつて明白なる通り、比島の工業は多く農業と直接に結合してゐる。製糖業を筆頭として、相當に機械化されてゐる事は認められるが、何分にも動力工業が貧弱な爲め、その進展は捗々しくない。馬來及び佛印は各種工業原料品に富むに拘らず、まだ本國工業資本の進出乏しく、精米、ゴム、罐詰、椰子油、石鹼工業を除けば、殆んど見る可きものがない。タイ國は獨立國であるに拘らず、英國及び華僑の經濟的優越の影響を受けて土着資本の蓄積が阻止され、従つて工業の發達にも影響して居るが、しかし精米と製材を二大工業として

製鹽其他の小工業が行はれてゐる。要之、南洋工業の情勢を端的に表現すれば、蘭印では既に産業革命が開始されて居り、比律賓は漸く之に足を踏入れ、他はその前夜にあると云へよう。蓋し南洋各國は農業を主として居る關係上、製造工業は政府民間共に餘り意を用ひて居な

かつたのであるが、一九二九年の深刻なる不況等の刺戟により、官民等しくこれに關心を持つに至り、工業化問題は眞面目に考慮さるゝに至つた。近年殊に蘭印、比律賓において政府が頻りに之を提唱して、その氣運を益々促進するに至つたのである。

第二節 蘭領印度

一九三八年の統計によると、爪哇及びマヅラには工場法の適用を受けてゐる工場及び仕事場が三千九百八十八、それに外領の分を加へると五千七百の多きに達する。外領の分を除いた事業別分類は次の如くである。

機械工場 四六
セメント工場 二三

修繕工場	一〇六	發電所	一五四
印刷工場	一八三	織布工場	六一
煙草工場	二二	製紙工場	一
製油工場	一八二	製材工場	四七
カボック工場	九二	コーヒー工場	六三
鐵泉工場	六九	ポンプ工場	一九五
製氷工場	八一	農園工場	一、五三二
其他	一、一三一		

農園工場が數に於て歴倒的であるのみならず、その生産も巨額に達することは、農業を主とする蘭印として當然であらう。

蘭印の工業と云つても、殆んどその大部分が爪哇及びマヅラに行はれて居るのであるから、以下主として之に就いて記述する。爪哇の工業の種類は罐詰、自轉車、製菓、硝子、家具、石鹼、製紙、皮革品製造、精油、セメント工業等で、之に従事してゐる労働者數は百七十五萬人と推算され、その約一割が完全に機械化された工場で働いてゐる。

蘭印で最も發達してゐるのは織布工場で、爪哇の主要都會には必ず大織布工場がある。爪哇西部に在る一工場は一八〇〇人の労働者を雇傭し、日本製の織機を使用し全然近代工場化してゐる。従

前、この織布業の分野に於ては蘭領生れの華僑が大いに活躍した。彼等は爪哇人の小さい織布小屋を合併して十人から百人位までの労働者を使い、家内工業的又は工場制手工業的經營を行つてゐる。現在でもそのやうな合併侵食が行はれ、獨立の爪哇人織工は之と苦闘しつゝあるのであるが、しかしその華僑の織布工業も、今や近代的織布工業の脅威に曝されてゐる。

又、スラバヤには七個の製鋼工場があり、その最大なるものは一千人の労働者を使用してゐる。之等の工場に對しては大量の政府注文が發せられ、之を支柱として經營が續けられてゐる。かゝる工場は他にもあつて、陸軍の被服を作る工場、一日三千個の生産能力あるガス・マスク工場（爪哇）等もある。産業革命の初期に特有なる政府の

工業獎勵の一例なのであるが、別に或織布工場に於ては試験所的工場を設けて、政府は斯業の發達を促してゐる。煙草工場も機械化工場の一例をなすもので、年額二千五百萬盾の機械製卷煙草が生産されてゐる。

近代的工場として特に注目すべきものは、外國人經營の工業である。バタヴィア近傍にはジェネラル・モーターズの自動車組立工場があり、また、National Carbon Company Java L.t.d. が設立された。ポイテンブルクには五十人の米人職工に依つて教育された八百人の爪哇人労働者を使用するタイヤ工場が五年前から設けられてゐるがこの工場に關して興味あることは、その製品がブラジル市場に於て日本品と競争する爲めに生産されてゐる一事である。恐らく爪哇に於ける低勞銀を利

用して、吾國の低勞銀に對抗せんと企圖してゐるのであらう。

以上は主として近代的工業に就いて述べたが、蘭印に於ける工業の重要なものは、手工業的工業たることは申す迄もない。これが作業は獨立労働者によるものと、賃銀労働者によるものとあるが、工業専門の者が少く、家庭工業として従事するか、又は季節労働として行ふものが多いことは、その著しい特徴である。一九三七年に於て、之等の小工業の生産額は一億八千萬盾と推算され、機械化工業の生産推算價格七千八百萬盾の倍額以上に達したのを見ても、その優勢を推知し得るのである。

之等の土着人工業中、最も主要なものは蠟染更紗工業（バチック工業）で、之に使用する綿布量

は一ヶ年一億五千八百萬碼(一九三七年)、サロン枚數にして七千萬枚である。その經營規模は小は單一人企業から、大は五、六百人の労働者を使用するものまであつて、多種多様である。これに次いで染織サロン、織布工業で、純綿もの、綿人絹交織物を製し、年産額サロン七百萬枚に達する。之等の織布工業用の原料絲は殆んど輸入物であるが、一九三二年輸入額二千二百五〇噸に過ぎなかつたのが、五年後の一九三七年には丁度五倍の一萬一千二百五十噸に達した。以て織布工業發達の速かなるを知り得るであらう。

製靴其他の皮革工業も殆んど土着人の手中に在つて、年産額六百萬盾に達する。煉瓦及びタイル工業もこれに屬し、凡そ適當な粘土の發見される處には、殆んど常にその生産が行はれてゐるとい

ふ有様であるが、その技術に至つては頗る原始的なものが多い。尤も最近、政府の窯業試験所の努力に依つて大いに改善された。

最後に擧ぐべきは煙草工業で、土着人用のケテック煙草(國産葉に丁字葉を加へて製したる至極低廉なる卷煙草)の産額は一千七百萬盾と推算され、通常の卷煙草も手作りもの年産額八百三十萬盾、機械生産もの二千五百萬盾(小賣値)(以上何れも一九三七年)を生産する。この外、葉巻も約十億本を産出する。

蘭印では以上述べたやうな各種工業の外にスマトラのインダレンにポートランドセメント會社の工場が一つあつて、年々約十四萬噸を生産し、大體領内の需要を充してゐる。バダンセメント、又はインダレンセメントと稱せられるのがそれであ

る。日本製セメントに壓迫されても、輸入制限令の力で採算圏内に入つてゐる。製紙工場もバンドン郊外に半官半民の代表的なものがあり、主として政府用紙を作るが、業務不振である。

又動力工業を見るに、その据付ボイラー數及び發電量は左の如くで、不完全な數字ではあるが、以て動力使用漸増の傾向を知るに足らう。

一九三四年	四三〇一臺	一八四、八〇〇キロワット
一九三五年	四二四	一八五、一〇〇
一九三六年	四四七	一八五、八〇〇
一九三七年	五六一	一九九、三〇〇
一九三八年	五三七	一九九、三〇〇

次に労働者の待遇であるが、これに就ては充分の資料がない。恐らくこれまで工業労働者に關する、この種の調査を必要としなかつたのであらう。

ところが農園、特に製糖工業労働に關しては詳しい統計がある。それによると常備一日七十二仙、季節備一日四十一仙である。尤も苦力となると、遙に下位で、常備で四十四仙、季節備で二十四仙見當である。いづれも一九三七年の數字であるが、苦力の方が四割方安い。工業労働者も、大體これと大差なかる可く、現にガラス吹工の賃銀は月額二十盾、仕上げ、その他の作業に従事するものが四十仙乃至六十仙の日給を受けてゐる。

蘭印に於ける最近の工業の助成促進は、例へば日本品の進出を阻止して、自給自足を圖るといふやうなことも、勿論目標の一つであるが、就中、爪哇の人口過剩問題は最も有力なものである。即ちこの人口過剩問題は、衣食住の絶對的不足といふ意味のみでなく、多數人の貧困の問題を含むこ

とを注意すべきである。この貧窮は農園農業の強い収取と、凡そ農業經濟國が免れ難い不利な經濟的條件、例へば工業製品と比較して農産品の割安とか、價格變動の幅が大きいとかによるもので、この際工業化は爪哇人の購買力を増大せしむべき最も有力な手段である。工業は農業に比して遙かに多數の労働者を要し、之が賃銀の支拂は土着人

第三節 英領馬來

英領馬來の産物は前諸章に述べた如く、殆んど大部分が農産物等の原料資源に屬し、從來工業の發達は見るべきもの少なかつた。然るに歐洲大戰當時、錫、ゴム等其他の物資が大量に輸送され、その景氣は馬來の工業を刺戟して、其後の發達を

購買力の増加となる譯であるが、しかし蘭印政府の努力は、大規模な工業の近代化よりも寧ろ土着人工業の發展に向けられてゐる。何故ならば近代工業の發展は、既存の家内工業的土着人工業を却つて衰滅に導く惧れがあるのみでなく、本國の近代的工業との矛盾を招くからである。

促す素地を作つた。數年を経て馬來が世界的不況に當面するや、政府は輸入品防遏と、領内産業の保護獎勵政策を實行することとなり、「馬來の工業化」の方針を以て進むこととなつた。これに對しては、馬來は生産機械と資本とを潤澤に供給す

る本國を有することと、低廉なる労働力を豊富に有することとで、頗る便宜なる條件を具へて居るのである。現在馬來の工業は次第に發達しつつあり、或種の工業は既に輸入品防遏の目的を達し、領内の供給は勿論、輸出を爲す迄に進歩したものである。

併し一方馬來の工業を制約すべき幾多の事情もあつて、其發達を遅らして居る點も見逃すことは出来ぬ。例へば工業の動脈ともいふべき動力の方面をみるに、電力消費は火力、水力合して十萬キロワットに達せず、石炭の産出もマレー探炭會社がスランゴールのバト・アラン炭坑から採掘するものが、殆んど唯一のもので、埋藏量は一千萬噸と云はれてゐても、現實の出炭量は領内の需要を満すに足らない。従つて石炭の値段も高く、火力

發電に依る電力も極めて高價である。電力は新嘉坡に於ては市役所の獨占する處であり、聯邦州では政府經營に係るもの十五ヶ所で、數は多いが出力一萬キロ以上のものは僅かに一ヶ所に過ぎぬ。他は極めて小規模で、燈火用を主とし、動力に使用されてゐるものは極めて少い。

海峽植民地、マレー聯邦及非聯邦を通じて、労働者十人以上を使用する工場は二千五百に達するが、概して小規模のものである。その中、最も多いのは一千七百と推算されるゴム工場である。マレーのゴムは當初は全部原料として輸出されてゐたが、粗製ゴム輸出制限令の施行以來、製品化の傾向が現れ、一九二一年に初めて華僑がズック靴の製造に着手した。かくて現在では各種ゴム靴、タイヤ、チェーン、ゴムタイヤ、ホース等の製

造が行はれてゐるが、品質は決して良好と言ひ難く、生産量も未だ内需を満すに足りない。工場としては新嘉坡ゴム製作所が最も大きく、資本金二百萬弗である。

錫精錬工業も馬來の大工業に屬するが、作業は主として新嘉坡及びペナンに於て行はれ、*British Trading Co. Ltd.* が最も大きく、同地方産鑛石の八割以上がこの會社に賣却される。その他華僑經營のものには、*Ban Hock Hin* (萬福興) を筆頭に各地に散在するが、萬福興を除けばいづれも小規模で、且つ設備も舊式である。

食料品、嗜好品工業をみると、先づバイナップル罐詰工業に指を屈せざるを得ない。これが擡頭は比較的近年のことに屬するが、今や布哇に次いで世界第二の輸出量を保持してゐる。併しこの工

業は悉く華僑の獨占する處であつて、經營の最も大なるものは、*Leo Pineapple Co.* で、その資本金五十萬弗、年産能力三萬函に達する。他は遙かに之に劣る。清涼飲料水製造は相當に發達して居り、内國需要を満した上、スマトラ、タイ、サラ

ック方面へ輸出してゐる。この最大なるものは日産能力二〇〇〇ダースの *Fraser & Neave* で、以下各種の規模のものが存在する。麥酒はマレー醸造及び群島醸造の二大會社によつて生産され、いづれも新嘉坡に工場を置き、年産額六十萬ガロンと推計される。またケランタン州には燐寸と精米について見るべきものがある。

要之、マレーの工業は農業原料品の加工を主として居り、その間、食料品工業は重要な地位を占めてはゐるが、罐詰業の一部を除けば、大部分

は半家内工業的經營の下に遂行されてゐる。そして最も注目すべき一事は織布又は紡績業が殆んど存在しない事である。一國の工業が發展する場合、往々にしてこの織布部門の工業が中心となる

の例は、英國、日本、印度、蘭印等にも之を見出すのであるが、マレーはランカシアの強い支配下にあるために、その發達を抑へられてゐるのであらう。

第四節 比 律 賓

比律賓は一九四六年を以て獨立國家となる筈であるが、これは同時に比島物産が現に米國に於いて受けてゐる關稅其他の特殊利益を失ふ結果を招來する。よつて比島政府は、一方において能ふ限りこれが存続のために努力し、他方また、比島經濟の自立性強化を企圖してゐる。換言すれば米國を最大最要の市場とする比島農業經濟は、今やその市場の狹隘化に直面し、これに伴ひ輸出の減退

が豫想されるならば、現に輸入しつゝある多量の生活必需品の輸入を削減する方法を講ぜねばならぬ道理であつて、比律賓工業化の計劃はこの輸入削減を目的とする。

政府はコンモンウェルス法第二條により政府の諮問機關として國民經濟會議を設立し、先づ國民の生活必需品殊に食料品、衣服類の生産を目的とする産業設立の起案を命じた。これは市場性が或

程度確立して居り、且つ資本が比較的少くて済むといふ點に鑑みたものであつて、肉類、その他の罐詰工業、酪農工業、水産工業、綿糸紡績等がその主たるもので、之に次いでガラス工業、アバカ、マゲイ等による袋囊工業、バルプ及製紙、ココナツトの工業化、皮革工業等が豫定されてゐる。

産業計畫實施の中樞機關は國立興發會社であつて、今後設立さるべき各種産業會社の親會社として資本的技術的援助を行ひ、且これを統合するものである。

工業發展に缺く可からざるものは低廉なる動力であるが、政府は之が供給の爲め百五十萬比を以て國立動力會社の設立を計畫してゐる。現在比島には水力發電所は二十四ヶ所、電力合計三萬三千四百馬力で、最大なるものはラゲナ州ボトカン所

在のマニラ電氣會社發電所の二萬二千八百馬力であるが、新會社完成の暁は更に二萬キロワットを加へ得る見込である。

食料品増産に關しては五十萬比の資本を以て既に國立食料品會社が設けられ、酪農品の製造及び罐詰製造が行はれてゐる。又綿布生産に關しては、前記興發會社の綿布工場が三百臺程の新式織機を運轉してゐる。之に依つて輸入量の三割を削減せんとするものであるが、その従業員は千五百名内外で、賃銀は男工最低一比二五仙、女工六十仙（一九三九年九月）見當である。また同工場紡績部は年産四百萬碼の綿絲生産能力を有し、その三分の二は家内工業に、三分の一は粗布製造に仕向けてゐる。一九三九年十一月には、更に國立麻纖維會社が設立された。同年十月、國民經濟會議

は八百五十萬比の肥料製造會社設立案を可決した。その設計によればアムモニア工場一、硫酸工場一、混合肥料製造所一で、これらは大體二ヶ年以内に生産を開始する豫定である。

右の經濟計畫を思想的方面から援助せんとするものが Nepa 運動 (National Economic Protectionism Association) で、これは同時に比島の經濟的獨立を目的とする國產品獎勵機關である。設立は一九三四年十一月であるが、同協會の定款中には國產品消費獎勵の大宣傳を行ふこと、産業振興に資する法律の提案及び支持、比島經濟、又は比人労働に有害なる政策の實行を阻止すること、比島の經濟的利益の保護に必要な手段を講ずると共に、不當且つ不正なる外國の競争を防止すること等が掲げられてゐる。

以上が産業計畫の大體で既設未設のものを一括

して掲げた、所謂比島「新工業」の概貌を示すものであるが、これとは別に、現在既に相當に發展してゐるものとして、製糖、製油、煙草、セメント、刺繡、製綱の諸工業を擧げることが出来る。特に製糖、製油、煙草の三工業が主であるが、その内製糖工業の近代化は、一九一〇年以後の事に屬し、製品は分蜜糖とマスコバタ糖（粗糖）で、前者は主として米國市場へ、後者はアジア市場へ向けられる。また製油（椰子油）工業は戰前僅かに一工場を有したに過ぎなかつたが、第一次世界大戰を動機として發達し、一時は工場數三十を超え、日産一千三百噸に上つたこともある。若し之を年額とすれば、その要するコブラは八十萬噸であるが、比島のコブラ年産額は三十萬噸にすぎぬ

から製油能力と均衡を失する。しかし戦後の椰子油價格の暴落に遭ひ、これら製油工場の大部分は倒潰した。

マニラ煙草の名は世界的に有名で、前世紀末に一時衰へたが、比島が米領となつてから再び恢復し、特に米比自由貿易開始と共に比島煙草は非常に有利な地位に置かれ、一九二三年にはその工場數百五十五ヶ所を數へた。其の後漸減し、現在では葉巻工場八十餘、紙巻工場二十餘を數ふるに過ぎぬ。

セブ島東海岸ナガ附近にセメント原料があり、石炭も採掘されるので、米國人に資本金五百萬比のセブ・ポートランド・セメント會社を設立せしめ、國立興業會社から二百五十萬比を出資して一九二三年末より新式機械による製造を開始した。

生産額は日本洋灰に對する高率關稅實施以來激増し、月額平均四萬四千樽に達してゐる。併しこの生産高を以てしても國內需要の一部を充し得るに過ぎないので、セブ工場の擴張及び一日二千二百樽の生産能力を有する工場を新設する事になつてゐる。

右の外に、貝釦、製帽、刺繡、眞田、土着人間の織布業等があるが、いづれも家内工業的に行はれてゐるに過ぎない。要之、現在の處では比島工業は大して發達して居るとは云へないので、多くは農産物加工工業に屬するものである。併し今後の發展は比島政府の努力にして繼續される限り、比較的速かなるを得るかも知れないが、要は資本を如何にして得るかにあると考へられる。

第五節 タ イ 國

タイ國の工業も頗る幼稚で、機械化工業としては精米、製材位のものである。しかしこれも元來が作業工程の單純なものであるから、それだけでタイ國工業の近代化を云爲することは出来ぬ。ただ内容はいづれにしてもこれが盛大に行はれてゐることは事實である。先づ精米について見ても、各地に多數の精米所があり、その關係でこの國では粃の輸出が少く、白米が斷然第一位を占めてゐる。經營は殆んど華僑の支配する處であつて、華僑は單に精米業のみでなく、粃の買入から精白、運搬、輸出に至るまで、全部その手中で處理する。されば華僑を無視してこの國の米は考へられぬ。

精米工場中、比較的大規模のものはバンコックに集中し、その數五十八工場といはれる。大部分は粃殻を燃料として蒸氣力を使用し、少數のものが電動機又は發動機を使用してゐる。在バンコック精米工場の精米能力は白米一日七千噸と稱される。地方精米所は小さいが鐵道の普及と政府の地元精米獎勵によつて漸次増加の傾向にある。

第二位の工業たる製材業はチーク材の加工を主とし、總べてバンコックのメナム河岸にある。大規模のものは六會社で歐人經營四、華僑經營二である。各會社はバンコックの上流二五—六〇軒の間に貯木場を所有し、貯木場から滑材路によつて

引上げて工場へ運ぶ。工場動力は蒸氣機關を使用し、燃料としては鋸屑を用ゐてゐる。チーク丸太は伐採から製材に至る過程に於て、材の瑕疵、價格の關係等の爲めに、會社によつて頻繁に取捨選擇が行はれる。この廢棄品は政府の手で蒐集され、地方市場に搬出され、造船、建築、手工業的用途等の國內消費に供せられる。

工業としては、右の二大工業の外に、セメント、製氷、マッチ、製紙、紡織、機械、造船等の諸工業がある。セメントはタイ・セメント會社（資本金二六二萬五千銖）がタイ・デンマーク合同（タイ國持分七五%、デンマーク持分二五%）で一九一三年に設立されて居り、ポートランド・セメントを製造してゐる。年産額約七〇萬樽である。ビール會社としてはタイ人經營の *Boon Pawd Brewery*

Co. があり、資本金六〇萬銖、月産能力約五千箱である。製氷會社は規模が小さく、右のビール會社の兼營するものと、イギリス系の *Bangkok Manufacturing Co.* が大きい方で、製氷はタイ灣岸の漁業用産業として、經濟的には重要である。マッチ工業は、殆んど輸入品を防退するに足り、製紙業は官業が二つあり、國內需要の六〇%供給を目標として經營されてゐる。紡織業は國防省の經營するものがあるが、未だ試験工場の域を出てゐない。機械及び造船業は新興工業であるが、鐵道附屬の工作所、海軍工廠及び英國系の *Bangkok Dock Co.* があるのみである。最後にエネルギー産業であるが、タイ國に於けるエネルギー資源は、現在では頗る貧弱である。石炭、石油は勿論、水力電氣に於ても殆んど開發

されてゐない。火力發電としてはバンコックの官營發電所及びタイ電氣會社（資本はベルギー六〇%、タイ二五%、その他一五%）が規模稍々大きく、後者は一五、〇〇〇キロワットの能力を有し、前者は發電量十三萬キロワットに達する。地方發電所としては資本金廿萬銖のものが二ヶ所新設された以外には、いづれも極く小規模である。

以上は所謂工場制工業に就いての記述であるが、この内精米、製材を除けば、種類こそ多けれど、發達の程度極めて低く、従つて是丈でタイ國の工業品生産が足る筈はない。これを補ふものが手工業的工業の存在である。その種類としては織物、製籠、製壺、金屬加工、農水畜産加工、食料品製造、製鹽等がある。之等諸手工業の生産高は不明であるが、農民收入に於ける手工業收入のバ

ーセンテージが相當に高い點からみて、その重要性を知り得るのである。

	手工業 收入	總收入ニ 於ケル%	農業 收入	總收入ニ 於ケル%
北東部	九、八〇	三、五二	七、七四	二五、六七
南部	一九、九一	二六、九五	一七、七六	二四、〇三
北部	二〇、一五	三〇、八九	一八、九一	二九、一一
中部	三四、〇九	一八、四七	一〇五、四七	五七、一五

(註) 年收、單位バード

要するに、タイ國工業は未だ充分に發達して居らぬ。その原因としては、例へば住民の怠惰などが挙げられてゐるが、恐らく最大な社會的原因は土着資本の蓄積が妨碍されてゐる一事であらう。若しタイ國民族資本が蓄積されば、工業は發達せざるを得ない筈である。然るに之を妨げてゐるものは、英國及び華僑がタイ國財政經濟に強大な力を有してゐる事實である。

第六節 佛領印度支那

佛領印度支那の工業は蘭印や馬來にも及ばない程度であつて、精米工業が殆んど支配的地位を占めてゐる。斯業の中心地シヨロンには、百馬力以上の動力を使用してゐる工場だけでも三十近くあり、その他、一日百噸の精米能力を有する工場が六十を數へる。更に交趾支那、カンボヂヤ、トンキン等に大小二十餘の工場がある。この外に零細工場が各地方に多數散在する。しかしシヨロンを除き、近代的設備を有するものは全體で二十工場内外である。これらの精米工場を經營する者は、タイ國の場合と同じく殆んど全部華僑であつて、佛人が二つの大工場を經營する外は、安南人が極

く少數所有してゐるに過ぎぬ。

精米業に次ぐものは米及び砂糖を使用する醸造工業であるが、經營の近代化といふ意味から云へば、この方が優れてゐる。醸造會社中、特に有名なのは印度支那醸造會社で、これは最新式の設備を有し、ハノイ、ハイドン、ナムダン、シヨロン、フノムベンの五ヶ所に廣大な工場を有してゐる。年産能力は、無水アルコール十六萬ヘクトリットルと云はれてゐる。其他に葡萄酒、澱粉をも製造し、又、ハノイに年産能力二千五百ヘクトリットルを有するラム酒醸造工場を兼營してゐる。また安南中部及び南部に佛系資本の工場が八ヶ所

ある。此等に較べて規模は甚だ劣るが、この外に交趾支那及びカンボヂヤを合して二十程の工場がある。何れも華僑又は安南人の經營に係るものである。左に一九三六年に於けるアルコール類醸造高及び公認醸造所原料使用高を掲げて置く。

	安南	カンボ ヂヤ	交趾 支那	トン キン	全佛 印
飲料アルコール	二	一七	一〇〇	一〇三	二三〇
工業用アルコール	—	—	一・三	一・〇	三
發動機用アルコール	—	—	二六	一三	三九
ラム酒及燒酎	—	—	五・三	—	五・三
砂糖製アルコール	—	六・五	八・九	—	一五・四

(印度支那統計年報 1936-37)

	安南	カンボ ヂヤ	交趾 支那	トン キン	全佛 印
米	一、六五五	八、三〇二	三六、二二一	三〇、四四七	八〇、六一五
砂糖	一、六	二、九〇二	八、二四三	—	二、三三〇

(同上)

アルコール工業と密接な關係を有する製糖業は

殆んど交趾支那と安南に限られ、砂糖精製は前者が、甘蔗の栽培は後者が、それぞれ第一位を占めてゐる。印度支那統計年報によれば、その生産高は精製糖九、九九七噸(一九三六年)であるが、その四年前の一九三二年の四、一三〇噸に比べれば二十四割餘で、發展は仲々速で、政府の努力が與つて力あるのである。併し製糖工場の大多數は頗る小規模で生産方法も幼稚である。近代的工場としては印度支那製糖會社外二社あるのみ。生産能力は印度支那製糖が一日の甘蔗消費量三百噸、他の一社が八十乃至百噸程度である。

セメント工業は、トンキン地方に優良な原料を産する爲め、割合に發達してゐるが、生産は印度支那ポートランド人造セメント會社が獨占し、年

産十四萬九千噸（一九三六年）である。その他は煙草工業、纖維工業等であるが、煙草工業は土着人用の強煙草と在住外人用の弱煙草とを生産する。領内産業の九割は前者に屬する。近年種々改良が行はれ、會社としては印度支那煙草製造會社（資本金千八百萬法）及び佛安煙草會社（資本金六百萬法）が支配的で、英米タバコ會社の金融的支援をも受けてゐる。煙草生産高は二千九百噸である（一九三六年）。

纖維工業は綿糸布紡織と絹糸布紡織とに分れるが、綿糸布紡織は二、三の工場が機械設備を有する外、殆んど家内工業的生産で多量の綿糸布を輸入してゐる。棉花生産には有利な自然的條件を備ふるに拘らず、その生産は近年殆んど釘付の状態である。近代的紡績會社としてはシヨロンのみ

ciété Khien-Hung 及び Société Comrière du Tonkin の二社あるのみ。絹絲布工業は稍々近代工場らしい設備を有する佛安製絲及び佛印絹絲の二社によつて行はるゝ外は、殆んど土着民の自家生産に止つてゐる。

上述の如く佛印工業發展の現状は低い段階に在るけれども、當局は之が發達に意を用ひてゐるから、その將來は相當注目してよいと思ふ。然らば右工業化の將來を決定する動力問題はどうか。一九三六年現在電力發電量は六千八百萬キロワット、据付電力六千萬キロワット（一九三六年）で、その半分が工業用に用ゐられてゐるのであるが、佛印は水量豊富なる河川に恵まれ、且つ石炭の埋藏量も多いことであるから、動力問題の解決は比較的容易であらう。かゝる意味でも工業化の

前途は有望と云はねばならぬ。

第七節 濠洲及び新西蘭

南洋諸國中、最も工業の發達してゐる國は濠洲である。これは主として前大戰當時若しくはその後の發展に係るもので、さきに農業國として大戰に遭遇した濠洲は、今次大戰では農工國としてこれに参加してゐるのである。

最近十ヶ年の統計を見るに、全生産額中、製造工業の生産額は三十六%に達する。金額で云へば一九三八年に於て四億九千八百八十萬濠洲磅である。製品中、重要なものを挙げれば機械、器具、運搬具、食料品、タバコ、衣類、紙、文房具類、化學藥品、染料、爆薬等、纖維及び纖維製品、木

製品及びバスケット類で、之等合計は一九三八年に於て四億三千萬濠洲磅に上り、全製造品額の八九%強に達する。右の外、エネルギー工業の生産高一千六百五十一萬濠洲磅である。

工場数は二萬六千三百九十五に達し、しかも逐年増加の途を辿つてゐる。尤も濠洲政府の統計に於ける工場とは従業員四名以上のものを含んで居るから、その點は注意して置かねばならぬ。職工数は五十六萬六千人で、この點ではニューサウスウェルス州が第一で、これに對し工場数の多いのはビクトリア州である。いづれにしても右二州の工

業は斷然他を壓してゐる。

濠洲の工業は、その發達の歴史が新しいだけにその當然の結果として、先進工業國の製品と競争するに堪へない。加ふるに労働階級の優勢に基く高率賃銀其他の事由によつて生産費が高い。依つて強度の保護政策を必要とし、高率關稅政策を堅持するの已むなきに至つてゐる。

濠洲工業は全生産の四割近くを占め、濠洲經濟に於て重要な地位を占めるのみならず、英帝國領中、加奈陀に次ぐ實力を持つ。しかし同地の貿易統計に明かなる如く、未だ國內需要の充足を主眼とし、輸出工業の位置に立至つてゐない。たゞ發展の趨勢は依然として繼續して居り、殊に今次大戰は更にこれを強化する動因となつてゐる。然るに國內市場を觀る時、労働階級の生活が比較的高

いと云へ、僅々六百八十萬の人口を擁するに過ぎないのであるから、工業品市場としては狭いものである。この故に濠洲工業が輸出工業に轉じ始めるのは、さまで遠くないやうに思はれる。その時は濠洲が現在よりも一層積極的な意味で英本國及び加奈陀工業との摩擦を感じる時であらう。

新西蘭も濠洲と同じく、第十九世紀の六十年乃至八十年代に於て、所謂ゴールド・ラッシュを経験し、之に依つて移住者が非常に増加し、彼等に必需品の供給を行つたことが工業勃興の動機となつた。その後、牧羊業の發達と共に皮革工業と羊毛洗滌業が發達し、製材業と並んで最も重要な工業となつた。然るに一八八二年に初めて冷凍肉が英國に送られて以來、冷凍工業の勃興を促し、今日ではバター、チーズ等の酪農工業と共に、新西

蘭の主要工業となつてゐる。

一九三八年度統計は、工場數五、九二四、従業員數十萬二千三百人、生産物總額一億一千三百七十萬濠洲磅となつてゐる。諸工業中、動物性食料生産工業は生産物總價格、工場數、従業員數、動力エンジン數、馬力數等、殆んど凡ゆる點に於て他の工業を遙かに抜き、全工業の半に近い大きさを示してゐる。

エネルギー産業が之に次ぎ、植物性食料品工業が稍々之に劣る。第四位は衣服工業、第五位は製材業で、これら五者合計では全工業品の六割七分四厘を占める。要するに近年に於ける工業の發達は牧畜業を基礎とし、之と唇齒輔車の關係に在るものである。

財政の章には一言した如く、新西蘭は社會的施

設の非常に發達したところであるが、労働行政に

就いても、労働爭議強制仲裁制度、最低賃銀制、四十時間制、失業者救済施設等、見る可きものが多い。濠洲と云ひ新西蘭と云ひ、共に新開地たる關係上、人口稀薄にして従つて労働量の供給が豊でなく、爲めに労働階級の勢力は大きい。

第十四章 貿易

第一節 概説

南洋諸國は一般に原料品を輸出し、製造品を輸入する。例へば輸出には蘭印の砂糖、石油、英領馬來の錫、ゴム、タイ國の米、濠洲の羊毛等があり、輸入には各地に於ける綿布、人絹、鐵製品、雜貨等がある。

一九三八年に於ける南洋主要地の總輸出高は二十三億一千三百六十萬圓、輸入十九億五千五百二十萬圓で計四十二億六千八百七十萬圓となり、之が世界貿易に於ける比率は、輸出に於て八分六厘七毛、輸入に於て六分八厘五毛、合計に於て七分七

厘三毛である。即ちその各地別輸出入額は、

	輸 入	輸 出
蘭 印	三六、九四八	四五三、五五七
英領馬來	三七六、二三一	三九二、九七五
比 律 賓	一五三、八五七	一六四、八九三
タ イ	五八、一七四	九〇、二七〇
佛 印	六四、九九四	九六、四八九
ビ ル	八九、八六九	二〇四、六二二
濠 州	六一三、八三六	六一三、八三六
新 西 蘭	二五四、七六二	二七〇、二〇九
其 他	二五、五九九	二六、七二〇
計	一、九五五、一七〇	二、三三三、五五一

(單位千圓)

之を第一次大戰直前の一九一三年に比較すれ

ば、南洋貿易の世界貿易に於ける比重は相當大となつてゐる。しかし、こゝに至る道程は決して平坦ではなく、特に一九二九年の大恐慌の打撃が大きかつた。この打撃は南洋貿易に限らないが、南洋は農業地である爲めに、その影響が激しかつた。恐慌が表面化したのは一九二九年の秋であるが、實際は前年下半年から農業諸國は恐慌状態に陥つてゐた。これは一般購買力の減少は勿論であるが、主として歐洲各國の戦後食料自給策による農業國側の輸出不振と、農業國の輸入品が輸出品に比べて割高なる事に基因した。その結果一九二六年と三一年とを比較すれば、南洋の輸出は四割強に、輸入は五割強に激減したのである。打撃の深刻なりしこと推して知るべきである。

又、南洋貿易を國際收支の見地から見ると、通

例、各地とも出超である。南洋諸國は外國投資の償還、収益支拂、華僑送金等多額の「貿易外支拂勘定」が多い。之をカバーする爲めに斯る連續出超が行はれるのである。

次に各國の貿易上に於ける地位であるが、輸入額に於ては濠洲が常に第一位を占め、英領馬來が之に次ぎ、第三位蘭印、第四位新西蘭、第五位は概ね比律賓、第六位と第七位はタイ國又は佛印が占める。これが戦後の大勢であるが、一方輸出に於ては矢張り濠洲が第一位で、第二位と第三位は蘭印又は英領馬來の占むるところである。第四位は新西蘭、第五位は殆んど比律賓、第六位と第七位はタイ國、又は佛印が占める場合が多い。之に依つて濠洲、蘭印及び英領馬來が南洋貿易に於いて指導的地位に在ることがわかるのであるが、金

額の點から見ると、この三者合計は全南洋輸出入の六割二分九厘乃至六割三分一厘（一九三八年）

を占めて居り、残りの三割七分乃至三割四分を、その他の地方が分擔する。

第二節 蘭領印度

先づ蘭領印度の貿易の規模をみるに、左表の如く近年は十億盾を超え、大戦前よりは稍々擴大してはゐるが、好況時の一九二六—二九年頃に比較すれば半減してゐる。（單位—千盾）

年度	貿易總額	輸入	輸出	出超
一九二三年	一、〇五一、八八六	四七七、六六三	六二四、二二三	一七六、五三〇
一九二九年	二、五三二、六二一	一、〇八八、四〇三	一、四四三、二一八	三五四、八〇五
一九三〇年	八〇四、六三一	二八二、二六七	五二二、三四四	二四〇、〇九七
一九三一年	一、四四六、九六四	四九七、九七五	九四八、九九九	四五一、〇二四
一九三二年	一、一三五、五九七	四七八、三〇六	六五七、三九一	一七九、一八五

而して一九三八年年度の輸出入貿易に於ては、石油

生産物（燈油、ベンジン、ガソリン、重油、機械油）の一六一、六〇五千盾（二四・六％）とゴムの一三五、三八八千盾（二〇・六％）が群を抜き、兩者合して全輸出の四五％を超える。前者の輸出市場は新嘉坡、濠洲及び新西蘭、埃及、日本等であり、後者の最大市場は四六、〇五八千盾を輸出する米國で、新嘉坡、英國等がこれに次ぐ。

石油生産物及びゴム以外の輸出品としては、茶、砂糖、煙草、コブラ、錫、バームオイル、コーヒー、規那及び規那皮等で、特に茶は近年著る

しく増加して五六、二四五千盾に達し、砂糖を抜いて第三位にある。主として濠洲及び新西蘭、和蘭、英國、米國へ輸出される。砂糖はその産出額に於て世界第三位を占め、輸出額四四、六九〇盾、その約四分の一を埃及へ出し、他は和蘭、香港、新嘉坡等に仕向ける。煙草は輸出總額三八、八五八千盾の殆んど全部が和蘭本國へ送出され、コブラ（三八、二一六千盾）は和蘭、新嘉坡、獨逸へ、錫（三三、四四三千盾）は七割五分が新嘉坡へ、残餘は米國、英國、日本等へ向けられる。

然らば輸入はどうか。これは何といつても綿布が大宗で、近年特に増加の一途を辿り、一九三八年の輸入額六七、六三二千盾は、同年輸入總額の一四・一％に相當した。これは和蘭本國からの二八、三二七千盾が第一位で、日本が第二位二七、四八三千盾である。従來は日本が群を抜いて第一位を占めてゐたのであるが、輸入割當其他の制限政策によつて、これが激減し、代つて和蘭の進出を見るに至つたのである。その経過の一端を左に示して置く。（單位—千盾）

	一九三三年	一九三四年	一九三五年	一九三六年	一九三七年	一九三八年
和蘭	四、五二四	六、一六六	七、一八八	九、六七五	二六、一六五	二八、三七七
日本	四七、七一九	四四、六三四	三七、三三三	三一、七八	五二、三〇九	二七、四八三

いづれにしても、日蘭兩國からの綿布輸入は總

額の八〇％を超え、殘餘二〇％は英、伊、其他よ

り輸入してゐる。

綿布以外の織物、人絹、モスリンの類が二七、二八〇千盾で、これは印度が首位を占め、英蘭がこれに次ぐ。各種糸類一四、九八〇千盾は、その過半が日本より、他は英、支、蘭である。食糧品（小麦、ビスケット、バターの類）は三八、五五六千盾で、大半を新嘉坡より輸入する。

機械器具類は農場、工場で使用する各種の機械、部分品、附屬品から、鋤、鍬などに至るものであるが、その總額五七、二二六千盾で、從來は多く獨逸から輸入してゐた。

次で鐵鋼及びその製品が四二、三三九千盾で、これも獨逸が第一位で、白耳義、和蘭、米國の順であつた。一九三七年には日本が第一位を占めたのであるが、こゝでは第六位に墮落した。

以上各種品目の外に、煙草、石油生産品、小麦

粉、染料、自轉車、木材等の輸入が行はれる。如上の輸出入品を吞吐する主要港としては、爪哇では首都バタヴィアの外港タンジョンプリオク、スラバヤ、スマランがあり、外領ではバレンバン、パラワン、バリクババン、マカッサル等がある。地域的に見て爪哇は入超、外領は出超といふのがこゝ、兩三年來の傾向である。

最後に貿易收支を検討するに、本項冒頭に掲げた數字の示す如く年々輸出超過である。この輸出超過は本章第一節に述べたる如く、巨額の貿易外支拂勘定をカバーする爲めのものである。例へば一九三八年度に於ては、貿易外支拂勘定約四億盾に對し、同受取勘定は二億二千五百萬盾である。しかもその中、約一億盾は輸入短期資金であるか

ら實際に於ては二億七千五百萬盾程の不足である。之に對する貿易出超は、國際聯盟發表の方法（輸出入合計に四分を乗じて得たる數字を、輸入統計金額から控除せるものを以て、實際の輸入金額とみる）によつて修正すれば、約二億二千萬盾

となり、この巨額の出超を以てしても、尙ほ五千數百萬盾の不足である。貿易外支拂勘定中、大いなる項目は在蘭印諸企業の利益送金一億六千七百萬盾と年金送金三千二百萬盾とであり、兩者合して同支拂勘定全額の半に當る。

第二節 英領馬來

附、北ボルネオ、サラソク、ブルネイ

英領馬來の貿易の大勢を知るために、先づ左の表を掲げる。（單位—千海峽幣、(一)は入超）

年度	貿易總額	輸入額	輸出額	入出超
一九三三年	八六八、三六五	四七九、四五五	三八八、九一〇	九〇、三五五
一九三六年	二、三三三、五六六	一、〇五〇、一一二	一、二七三、四七四	二二三、三六二
一九三三年	七四六、六七九	三八〇、三七八	三六六、三〇一	一四、〇七七
一九三七年	一、五九五、〇四三	六九二、一六五	九〇二、八七八	二一〇、七二二
一九三八年	一、一四〇、九六三	五五九、四〇九	五八一、五五四	二二、一四五
一九三九年	一、三三三、〇五七	六三四、五五二	七四八、五〇五	一三三、九五三

統計上の數字は、右の通りであるが、何分にもこゝには新嘉坡及び彼南の二仲繼貿易港がある爲め、純馬來貿易が何程であるか明白でない。この二港を通ずる積換貿易だけでも夥しいものである。従つて入出超額も馬來プロバの數字ではない。

英領馬來の貿易に於ける各國參加の状態をみる

に輸入貿易に於ては英帝國、蘭領印度、其他の國が略々三分の一づゝを分ち合つてゐる。輸出貿易では一九三七年米國が四四%を超えて第一位を占め、同年に於ける馬來輸出貿易の増進は、一に米國への増加に負ふところである。これに次では英帝國で、輸出總額の二三%を占め、その内でも英本國、濠洲、印度、加奈陀の順である。米國及英帝國を除けるもの、即ち全輸出の三二%が各國に屬する分で、その中、佛蘭西七・七%、日本六・七%、蘭印三・九%等が主なるものである。

次に商品に就いてみると、いふ迄もなく馬來輸出の代表は護謨と錫である。一九三七年の統計によれば、前者は四六八、八三五千海峽弗、後者は一八九、七六九千海峽弗で、前者は全輸出の五二%、後者は二一%に當り、兩者合して實に七三%

に達する。護謨の最大なる顧客は米國で二七二、七八八千海峽弗(五四%)、第二位は遙に下つて佛蘭西の五六、三三四千海峽弗、更に下つて英本國五三、四九一十海峽弗、日本二五、九一二千海峽弗等が主たるものである。ゴム汁も一五、四三〇千海峽弗輸出され、その中三九%(六、〇八五千海峽弗)が米國へ向けられ、其の他は英、佛等歐洲向けが主である。錫もまた米國を最大顧客とし、一三一、七六〇千海峽弗(七〇%)を占むる。かゝる事實が反映して米國は輸出貿易に於ける四四%といふ壓倒的地位を占めてゐる。錫の残り三〇%は英、佛、伊、日等へ輸出される。

護謨及錫に次ぐ特産物はコブラで、全輸出額は二二、七九四千海峽弗、その三分の一(七、三五六千海峽弗)は獨逸へ、四、七〇八千海峽弗は和

蘭へ、而して四、六二二千海峽弗が英本國へといふ風に殆んど歐洲へ仕向けられる。

尙、統計の上ではガソリン輸出が三七、七〇八千海峽弗(第三位)として現れてゐるが、他は、四九、一五二千海峽弗の輸入を見てゐるから、之は結局、再輸出と考へられる。橙油、米に就いても同様の事が考へられる。

以上の外、鳳梨、鐵鑛、乾鹽魚等も主要輸出品として數へられる。

輸入商品に就いて云へば、護謨、ガソリン、重油、錫鑛、燈油、米等、輸出品目に見出されるものが多いが、これは此地の貿易が前記の如く、仲繼貿易の多い結果である。護謨は輸入總額の五分の一を占め、一四三、四七九千海峽弗(一九三七年)に達し、輸出の三割餘に當る。その中六五%

を蘭印に仰ぐ。ガソリン(四九、一五二千海峽弗)及重油(二二、〇六二千海峽弗)も、共に大部分を蘭領印度から輸入する。ガソリンは輸出額を差引くと馬來に残るものは一一、四四四千海峽弗に過ぎない。錫鑛の輸入は四二、六三二千海峽弗で、

この中七分三分は泰國から、その他はビルマ(一四%)、佛印(六・七%)から輸入され、精鍊されて輸出される。米も金額は四八、〇五二千海峽弗で第三位を占める輸入品であるが、輸出額を差引けば三八、四三一十海峽弗となる。主たる輸入國は泰國(二七、八二九千海峽弗、五七・九%)及びビルマ(一七、三五九千海峽弗、三六%)である。

其他各種綿織物、紙卷煙草、コブラ、燈油、加糖煉乳、粗、精製糖、乾鹽魚、胡椒等も主なる輸出品である。

以上は馬來貿易の概要であるが、何分にも中繼貿易が多く、重要輸出品十二品目中七品目が同じく重要輸入品目に入つてゐる爲めに、馬來の國內經濟と貿易との關係が把握し難いので、試みに重要貿易品につき、輸出入の双方に出てくる品目は金額を相殺して残高のみを掲げてみると、一九三九年では次の如き表を得る。(單位一千海峽弗)

輸 出		輸 入	
○ゴム	二四三、四三〇	錫	五、三七七
錫	一五八、三三〇	○米	四四、〇六五
ゴム汁	一六、四五三	重油	三三、〇六三
檳榔子	九、五三六	綿反物	一五、三三一
罐詰鳳梨	九、九二八	紙巻煙草	一五、一四四
鐵	九、一五七	○ガソリン	一四、九二三
○コブラ	三、三三三	加糖煉乳	九、四三九
		粗・精製糖	一三、八三二
		○燈油	三、二七六

これによれば、輸出が原料品を主とすることは植民地經濟として當然であるが、輸入に於て、原料たる錫鑛が第一位を占めてゐること、米の純輸入が多いことが注目される。

(附) 英領ボルネオ——元來當領を支配統治するものが一營利會社である關係上、其の貿易政策も他に見ない特徴を有し、連年巨額の出超を續けてゐる。(單位一千海峽弗)

年 度	總額	輸入	輸出	出超額
一九三四年	一四、一〇六	四、四三三	九、六八四	五、二六二
一九三五年	一三、五七四	四、七五五	七、八一九	三、〇六四
一九三六年	一三、七九〇	四、八〇五	八、九八五	四、一八〇
一九三七年	二〇、六五七	六、三六二	一四、二九五	七、九三三
一九三八年	一五、七三七	六、二二二	九、五五五	三、三三三

○乾鹽魚 五三六
(○印ハ輸出入差引セルモノ)

輸入商品の主なるものは米及穀の一、二一四千百にして、輸入總額の五分の一を占め、食料品の七〇二千弗、織物及被服の六六八千弗、紙卷及葉

卷煙草の四五五千弗、雜貨の五五六千弗である。輸出に於ては栽培護謨の七、九六八千弗が輸出總額の三分の一を占め、燃油六、四四八千弗、ベン

ジン三、一〇五千弗、ケロシン一、四三四千弗で、是等油類を以て四〇%に達し、金の一、一一三千弗、鐵器九五〇千弗、映畫フィルム七九三千弗、ジェルトン七九三千弗、胡椒六三三三千弗、サ

ゴ五七〇千弗、機械五四五千弗が殘餘の主なるものである。因に當領の國別輸出入貿易は發表されてゐないが、其の主要相手國は何と言つても海峽植民地を筆頭として、その他英領各地である。

同一コースを辿つてゐる。最近五ヶ年間の貿易額を示せば次の通りである。(單位一千海峽弗)

年 度	總額	輸入	輸出	出超
一九三四年	三五、四一七	一三、九五九	二二、四五八	七、四九九
一九三五年	三七、五九三	一六、四四四	二二、一〇九	四、六三五
一九三六年	四三、八三〇	一八、二六二	二四、五五八	六、二九六
一九三七年	五五、五八〇	三三、八八九	三三、六九一	九、八〇三
一九三八年	四八、五〇六	三三、三七二	一五、一三三	三、七六四

輸出入商品の五十萬弗以上のものを挙げれば、輸入に於ては原油の五六五三千弗が約四分の一を占め、鐵鋼及同製品の二、五四二千弗、米の二、二六九千弗が夫々一〇%以上で、シガー及シガレットの一、三五五千弗、映畫フィルムの七二八千弗、綿布六五〇千弗等である。輸出の大半は栽培護謨の四、七三八千弗にして、次いで木材の二、一七七千弗(二三%)、乾鹽魚の五〇七千弗が主要輸出品

(附) サラワク——當國の貿易も他の南洋諸國と

である。

當國も又北ボルネオ同様國別輸出入貿易統計には記録がなく不詳であるが、海峽植民地、其他英領各地が主要相手國である。

(附)ブルネイ——最近五ヶ年間の貿易收支は次の通り毎年出超を示してゐる。(單位一千海峽弗)

年度	總額	輸入	輸出	出超額
一九三四年	五、一九三	一、七五二	三、四四〇	一、六八八
一九三五年	五、七三三	一、九九四	三、七三九	一、七四五
一九三六年	六、〇七五	一、八七〇	四、二〇五	二、三三五
一九三七年	八、二一一	二、五二六	五、六八五	三、一五九
一九三八年	九、四〇二	二、八三三	六、五七〇	三、七三六

主要輸入品は機械製品の二四四千弗で、主として英米より、次いで米の一九四千弗は泰國、ビルマ、佛印より輸入し、食料品の一七〇千弗は蘭印及支那より、煙草の一〇三千弗は英國、英領北ボ

ルネオより、石油の九四千弗はサラワク、染綿布の九一千弗は英國、日本より輸入してゐる。主要輸出品は輸出總額の八三%を占める原油にして、主としてサラワクへ、栽培護謨の六二四四六千弗はサラワクへ主として輸出される。而して、英領ボルネオ側の對日貿易統計不詳の爲、我方の統計より見れば貿易バランスは左表の如くである。(單位一千圓)

年度	輸出	輸入	入超
昭和九年	三九九	七、三三三	六、九〇四
昭和十年	五四五	九、八三一	九、二八六
昭和十一年	五三六	一五、七五三	一五、二一七
昭和十二年	一、〇四〇	一八、七七五	一七、七三五
昭和十三年	九五〇	一三、八三三	一三、八八三

日本よりの主なる輸出品は金屬製品最も多く、

機械類が是に次ぎ、織物製品、油脂蠟及同製品、飲食品等である。輸入の主なるものは鑛油が過

半を占め、木材、ゴム及樹脂コブラ等である。

第四節 比 律 賓

比律賓は西班牙領時代は出超を續けたが、一八九八年米領となつて以來逆調となつた。併し貿易額は増進し、特に一九〇九年の米比自由貿易制の實施以來、一段と發展し、貿易收支も二六年以來順調に轉じた。即ち、(單位千比、(一)は入超)

年度	總額	輸入	輸出	入出超
一八九〇—九四	七、一五八	三二、六五五	三九、五〇三	七、八四八
一九一三	二〇、一七〇	一六、六三五	九五、五四五	二、〇八〇
一九二六	五二、三五六	二二、五九八	二七三、七六八	三五、一七〇
一九二九	六三、二七三	二九四、三八〇	三三八、八九三	三四、五二三
一九三〇	三四、二六四	一三四、七三三	二二、五四三	六、八三〇

一九二六年から三七年まで連續出超である。この事自身は南洋貿易では珍しくないが、比島の場合には、之が大いに比島經濟を潤してゐる。比島には比較的に外國投資が少く、本國たる米國すら二億弗見當と云はれる。従つて外國資本に依る收取も他國よりは輕微であつたらうと思はれる。されば土着資本の蓄積も、濠洲を除き、南洋では最も有力であらう。現在見らるゝ優秀な道路、港灣、學

校、病院等の設備も、之によつて行ふことが出来
をみるに、
なのである。次に比律賓貿易に於ける各國の地位

計	輸 出		輸 入	
	一九三九年(%)	一九三八年(%)	一九三九年(%)	一九三八年(%)
米 國	一八四、二六三(七・〇)	一七六、八九七(七・三)	一六六、八五六(六・八)	一八〇、七四六(六・一)
日 本	一五、五三〇(六・四)	一五、〇六六(六・五)	一五、三三七(六・二)	三五、四二四(九・五)
英 國	六、六四六(二・七)	六、〇一七(二・七)	八、五七六(三・五)	(獨) 八、三〇九(三・三)
和 蘭	六、五二〇(二・七)	五、〇九一(一・五)	五、九六一(二・四)	(英) 五、四三三(一・五)
其 他	二九、四九三(一二・三)	二六、五七六(一二・一)	四八、九一五(九・九)	四五、三四五(一七・一)
計	二四、四五二(一〇〇)	二三、一五九(一〇〇)	二四五、〇五五(一〇〇)	二六五、二二五(一〇〇)

右の表に明かなやうに米國は全輸入の六八%を
占め、特に輸出貿易に於ては八〇%に及ぶ。對米
輸出の首位を占むるものは砂糖であるが元來砂糖
は比島全輸出品中の首位を占めるもので、一九三
八年の輸出額は一〇〇、〇〇五千比にして全輸出

の四三%に及ぶが、その全部が合衆國に送られた
のである。其他の重要輸出品も米國へ送られるの
が頗る多い。即ちアバカ(米國へ二四%)古々椰子
油(九七%) コブラ(六六%) 乾燥椰子(九九、
八%) 煙草及同製品(六四%) 等皆然りである。

輸入貿易でも同様で、鐵鋼及び同製品(七九%)
綿布及び綿製品(六三%) 鑛物性油(七四%) 自
動車(九九%) 紙及び製品(七六%)等孰れも米國
の占むる比率は高い。此等の數字を見る時、獨立
後に於ける貿易、特に輸出貿易が米國側に依つて
如何に取扱はれるかは、比島經濟に對して決定的
な鍵となる事が知られるが、そも、獨立案なる
ものがキューバ糖保護の爲であるといふ説も行は
れてゐる事を省みれば、比島政府が獨立に對する
經濟的準備に大童であるのは洵に尤もである。

米國に次いで日本であるが、米國とは非常な
隔りがあつて、一九三八年の統計では全貿易額の
八%強を占むるに過ぎない。貿易收支關係では米
國とは反對に當方の出超、即ち比島側入超となつ
てゐる。この點では獨逸、和蘭、蘭印等も同様で、英

國及び佛國は比島側出超となつてゐる。之を一九
三七年の統計によつて重要商品別にみれば、輸入
では鐵鋼及同製品四五、七九二千比の中、獨逸
三、一七九千比で第二位で、日本二、〇四四千比
で第三位である。綿布及綿製品四三、八一二千比
に於ては、第一位の米國二七、八一一千比と第二
位の日本一〇、二二〇千比とを加へれば、八〇%
を超える。鑛物性油では蘭領印度が第二位であ
り、肉及酪農品では、米國に次ぐものは濠洲であ
る。其他小麥では、濠洲及加奈陀、紙及同製品で
は、獨逸及加奈陀、煙草及同製品、並に絹及人絹
及同製品では、日本が米國に次いで第二、第三位
を占めてゐる。

輸出商品では第一位の砂糖(一〇〇、〇四四千
比)は、全部米國へ送られるが、第四位のアバ

カ、即ちマニラ麻(二〇、三一八千比)は米國へ二四%、英國へ二五・四%(五、一六三千比)、第三位の日本は二二・八%(四、六三七千比)を占める。

コブラ輸出(二四、五二二千比)の七割弱が米國へ向けられることは前述したが、残り一割は和蘭、佛蘭西等へ送られる。

煙草は米國へ六、三五五千比、日本へ五〇六千比輸出される。

木材(五、六五二千比)に限り、日本が第一位(二、九七九千比)で三五%を占め、米國が第二位二八・七%(一、五五九千比)英國第三位(六八二千比)九・六%となつてゐる。

第五節 タ イ 國

この國の貿易も亦、繼續的出超であることと並に比較的少數の輸出品に依存せることの二點に於て、他の南洋各地と貿易事情を共通するものがある。先づその出超の點に就ては、左表の如く一九三八―一九三九年に至る十ヶ年平均は四九、五二二千銖

に及ぶ。

年度	貿易總額	輸入	輸出	出超
一九三〇―三二	三六、九七三	二〇、七五四	一五、八二八	四九、四四四
一九三一―三三	二九、四〇五	二〇、〇四四	一八、四八一	七四、三二七
一九三二―三六	三六、三三七	二二、八三四	一六、四九三	五七、六六九
一九三七―三九	三三、〇五三	二九、六三一	三〇、四三三	七四、七九一

この出超は、貿易外收入を有しない當國にとつては、國際貸借決済の唯一の資金である。タイ國の貿易外支拂勘定が、何程の金額に達するかは全然不明であるが、その主なるものは、華僑の送金(年額二千五百萬銖と推算されてゐる)及びその他の外國商館の送金がある。貿易外支拂が巨額に達する證左として、貿易出超にも拘らず一九三一年來金銀の出超が續き、一九三八―一九三九年の如きは二五、二四八千銖に達したことに注意しなければならぬ。これはアメリカ合衆國への銀賣却に依るものである。

次に少數輸出品に依存することであるが、こゝでは米(九七、四一九千銖)、錫及び錫鑛(三〇、八一四千銖)、ゴム(二五、二二三千銖)、及びチーク材(六、六九四千銖)の四種合計で全輸出(二〇

四、四〇二千銖)の七八%を占め、米のみで四七%に及ぶのである。輸出貿易のタイ國經濟に對する重要性を考慮せば、タイ國經濟の消長が米の輸出に依存すると稱しても、さまで過言ではなからうと思ふ。右の外、獸皮、鹽魚、ステイックラック、チーク以外の木材、鳥卵、青果、乾檳榔椰子等が輸出される。

輸出市場としては、常に英領馬來が第一で五〇%以上を占め、一九三八年には五六・七%弱に及んだ。第二位が香港で一九三八年一〇・六%、之に英領印度(二・七%)及び英本國(一・四%)を加へると、タイ國輸出に於ける英國の勢力は七一%を超える。之に對して日本は一一・七%、獨逸三・〇%、和蘭二・五五%等である。先づこれらを以て輸出の主要市場とするのであるが、反

對に輸入市場としては、日本の進出こそ驚異的である。即ち一九二六年には僅かに全輸入の四・六七%に過ぎなかつたものが、三三年には一五・七五%となり、三六年には實に二五・六七%とまで進出した。その後三八年には一四・七六%と下つたが、英領馬來の進出も相當なもので一九二六年には一二・四二%であつたが、十年後には二二・五八%となつてゐる。三八年には更に二五・五七%と進み、日本を遙に凌駕するに至つた。その他は英國、香港、獨逸、英領印度の順であるが、帝國總計で五三・五%強となり、輸出貿易に於ける七一%と呼應して、タイ國貿易の生命線を把握してゐる。

商品としては綿製品、食料品(砂糖、罐詰、ミルク、野菜)礦油、金屬製品、機械、ガンニー袋

等が主なるもので、一九三八年綿製品輸入額は二一、九六〇千銖にして、總輸入額の二六・九%を占め、その内一二、九二六千銖が日本からの輸入である。これは綿製品輸入全額の五八・八%に相當し、殘餘の大部分は新嘉坡及香港を経て英國及印度から輸入される。

食料品は總額一六、七九八千銖(輸入總額の一・二・九%)で綿製品に次ぐのであるが、その内、砂糖(三、六五〇千銖)の大半は蘭領印度から、罐詰ミルク(三、六三二千銖)は主として和蘭及び瑞西から、野菜(二、〇六八千銖)は三分の二が香港、支那、新嘉坡から輸入される。

礦油(一〇、三八一十銖)は新嘉坡及彼南の兩港中繼によつて九、一五三千銖、蘭領印度から五七六千銖となつてゐるが、この内蘭印輸出の分は

直送の數字で、前記二港の中繼によつて行はれるものは含まぬから、實際にはこれより遙かに多額でなければならぬ。金屬製品輸入(一二、八三〇千銖)の中、第一位は英國の四、二二七千銖で、其他獨逸(一、八二三千銖)、彼南、白耳義、新嘉坡から購入され、機械類(七、六五三三千銖)は從來獨逸が第一位、彼南が第二位であつたが、一九三八—九九年には彼南第一位(一、六六四千銖)、日本第二位(一、一八三千銖)、英國第三位(一、〇二四千銖)となり、獨逸は第六位に落ちた。ガンニー袋(五、三三〇千銖)は印度からのものが三分の二を占め、殘餘は新嘉坡其他から来る。右の諸品の外、煙草、綿織糸、車輛等が日英米の諸國から輸入されてゐる。

貿易地としては無論盤谷が第一位で、一九三七

—三八年度には輸出九五、五四一十銖、輸入一〇二、七四〇千銖、輸出入計一九八、二八五千銖、次年度には輸出一一三、二六六千銖、輸入一四〇、一八四千銖、計二五三、四五〇千銖で、年々全貿易の七〇%以上を占めてゐる。

而も一九三七—八年度に比較して、一九三八—九年度には貿易額は六二、七三六千銖増加しているが、その中五五、一六四千銖即ち増加分の八八%弱が盤谷を通じてゐる。

盤谷に次いでバダンプサル(Padang Besar)、プケー(Bhuket)、カンタン(Kantang)、タクアプ(Taknapu)の順となる。しかし第二位と雖も、その貿易額は、前記二ヶ年平均に於て盤谷の五、八%弱に過ぎない。

第六節 佛領印度支那及びビルマ

佛領印度支那——佛領印度支那はどれ程の貿易額を有してゐるか、先づその大勢を知るために左表を掲げる。(單位—千法)

年 度	貿易總額	輸 入 額	輸 出 額	入(▲)出超額
一九一三年	五三〇、二〇〇	二三四、八〇〇	二八五、四〇〇	五〇、六〇〇
一九二六年	六、六四三、八二九	二、七九九、九五六	三、八七三、八九一	一、一〇三、九五四
一九二九年	四、四四三、六四四	二、六〇三、七九九	一、八四〇、八五五	▲七六一、九三四
一九三一年	二、四一七、九三八	一、二九九、六七八	一、一四八、二六〇	▲一三二、四二八
一九三六年	二、六八二、七九九	九七四、七七七	一、七〇八、〇五三	七三三、三三三
一九三七年	四、一五六、四六六	一、五六二、三六八	二、五九四、〇九八	一、〇三二、七三〇
一九三八年	四、七六一、六五六	一、九二六、八九九	二、八四四、七五七	九七七、八五八

この表に於て注目すべき事は、一九三一年を例外として、他は悉く出超であり、而も戦後出超額は戦前出超額に比して格段の増加を見せるの一事である。この莫大の出超は、三十餘萬人に達する

と稱せらるゝ華僑の本國送金、佛人官吏の俸給、退職金、商業利潤、事業配當等による佛本國への送金、本國政府の強制割當金、本國市場に於ける公債償還等の貿易外支拂勘定を決済する爲めに余儀なくされたものである。

次に、この國の貿易に於ける各國の地位を示し、その貿易の方向と右の決済が如何なる國との貿易に依るものであるかを示したい。(數字は貿易額及全貿易額に於けるパーセンテージ)

	一九三七年	一九三八年
佛蘭西	二、〇三二、二七六	四、九〇九
香 港	四三〇、一〇一	一〇・四
新嘉坡	二五三、八八三	六・一
米 國	二三三、一三五	五・六
英 國	六八、〇七一	一・六
日 本	一五六、八六三	三・八

またその主要各國別入(▲)出超は、(單位—千法)

	一九三七年	一九三八年
佛 國	三六〇、〇三六	三三〇、四二一
香 港	一五九、三三九	一三七、五八五
新 嘉 坡	一三七、八一四	二二三、〇四三
米 國	二二八、〇七七	一四五、六〇〇
英 國	一、三三六	▲三、〇六六
日 本	六〇、三三九	三一、四九〇

佛領印度支那輸出貿易の王座は米である。米は全輸出の過半を占め、一九三七年において一、〇七五、八六八千法に及び、輸出入を通じかゝる巨額に達する商品はない。仕向地は半ば近くが佛本國で、他は香港、支那、佛領アフリカ、蘭印、英印其他である。米に次ぐものは護謨又は玉蜀黍であるが、兩者合しても米に及ばない。即ち前者は四六五、五九一千法、後者は四五五、〇四一千法である。護謨の最大市場は米國で、約三分の一、佛本

國は二割三分、その他日本、獨逸、新嘉坡へ夫々一割以上送り出される。玉蜀黍は大部分佛本國である。第四位は石炭で、輸出額九一、一三三千元の中、日本がその半ばを、他は佛本國へ二割六分、支那へ一割四分、第五位は乾鹽燻製魚の六六、〇八五千元で、その中八割近くは新嘉坡へ向けられ、第六位は錫塊及錫鑛で、前者は三三、九九八千元、後者三〇、二三六千元の輸出があり、前者は約三割六分が佛本國へ、一割四分が米國、殘餘は支那、香港等へ送られる。之に反し後者は殆んど全部新嘉坡へ向けられる。その他熱帶産物たる胡椒、肉桂、コブラ、カボック等の輸出も少くない。

輸出品の連年の變化をみるに米の重要性が漸次減少してゐるのが先づ注意を惹く。一九二六年には全輸出の六割八分餘であつたのが、漸減して一

九三〇年には六割に下り、更に近年は五割臺を割る状態である。代つて玉蜀黍、錫鑛、錫塊が増加し、就中玉蜀黍は二六年に一・一八%であつたものが、二九年三・七七%、三三年一五・二九%、三七年一八%と躍進した。

繭つて輸入をみるに、綿織物類、各種金屬製品、絹布帛、鐵及鋼、機械及器具、石油及精油、麻布帛、紙類、自動車及び部分品等が主要なるものであるが、この中、石油、精油、麻布帛を除き、他は本國製品の支配が非常に強い。即ち、(一九三七年度、單位一千法)

商品名	全輸入金額	本國よりの輸入金額	同上%
綿織物類	三〇六、六三六	一八三、〇一一	八九
各種金屬製品	八八、一六二	六三、六三四	七二
絹布帛	八四、七三五	七五、七三五	九二
鐵及鋼	八二、六九八	六三、九三九	七七

これによつて明なる如く、本國よりの輸入は重要輸入品の七〇%以上に及んでゐる。かゝる高度の本國支配は南洋諸國中でも、他に例を見ぬところである。

ビルマ——ビルマもまた比較的少數の輸出品に經濟的生命を託する。米、鑛油、金屬および鑛石、チーク材、パラフィン、棉花、ゴム等がそれであるが、この内米と鑛油だけで全輸出(五〇四、四〇〇千留比)の六二%を占める状態である。金額にすれば前者は二〇五、一三七千留比、後者は一〇、〇〇〇千留比に達する。金屬及鑛石は第三位であるが、金額は遙に下つて六三、六〇〇千留比、チークは更にその半額の三四、八三九千留比、パラフィンは一〇、九〇〇千留比、棉花は八、七〇

〇千留比である。

一方輸入に於ては綿布を第一とし、金額にして三八、九〇〇千留比で、全輸入額二三八、一〇〇千留比の一六%を占める。之に次いで金屬類(一九、三〇〇千留比)、食料品(一六、三六〇千留比)、ジュート袋(一一、〇〇〇千留比)、鑛油、綿糸、石炭、コークス等である。

市場は輸出入共に印度を第一とし、全貿易の五〇%に達する。次が印度を除く英帝國で三一%、日本四%である。ビルマの輸出品の半分は印度へ出る。他はセイロン、海峽植民地等である。輸入では綿布の五六%が印度であつて、英國が第二位で二六%、第三位は日本で一六%である。近年に於ける貿易の大勢は、比較的安定を保ち、貿易收支も巨額の出超を示してゐる。即ち、(單位一千留比)

市場は輸出入共に印度を第一とし、全貿易の五〇%に達する。次が印度を除く英帝國で三一%、日本四%である。ビルマの輸出品の半分は印度へ出る。他はセイロン、海峽植民地等である。輸入では綿布の五六%が印度であつて、英國が第二位で二六%、第三位は日本で一六%である。近年に於ける貿易の大勢は、比較的安定を保ち、貿易收支も巨額の出超を示してゐる。即ち、(單位一千留比)

年度	總額	輸入	輸出	出超
一九三一年	七四三、一〇〇	三三九、八〇〇	四〇三、三〇〇	二四九、五〇〇
一九三二年	七四三、五〇〇	三三九、一〇〇	四〇四、四〇〇	二六六、三〇〇
一九三三年	六九二、八〇〇	三〇七、八〇〇	四八五、〇〇〇	二七七、二〇〇

右の内、最後の一九三三—一九三九年は輸出入共に

減少してゐるが、その主たる原因は、一九三八年七月に勃發したビルマ人對回教印度人の種族闘争によつて當國港市一帶の商取引が一時中絶したこゝとである。

第七節 濠洲及び新西蘭

附、ニューカレドニア

濠洲——濠洲の外國貿易は先づ輸入貿易から發達し、主として食料の取得に在つたのであるが、今日では、羊毛及小麥を中心とする輸出貿易に重點が置かれてゐる。この變化はいふまでもなく濠洲農牧畜業の發展に基くものである。

一九三三—一九三九年(自一九三八年七月—一九三九年六月)に於ける貿易は、輸出約一億二千萬

磅、輸入約一億二千四百萬磅、合計約二億四千四百萬磅であつた。つまり差引約三百七十萬磅の入超であるが、之を既往の貿易額に比較すると左の如くである。(單位—百萬磅、△印入超)

年度	輸出	輸入	輸出入計	入出超
一九三三年	六九・九	九六・一	一六六・〇	△二六・三
一九三六年	〇三・〇	三三・三	三三・三	△一八・二
一九三七年	二二・六	一四五・一	一三二・五	△三三・五

一九三八年 一、一〇・〇 一、一七・七 二七六・七 △〇・七
即ち三八—三九年度は貿易の總額に於て前年度に劣るのみならず、入超といふ現象は一九三〇年以來のことである。

輸出品の大宗は羊毛、小麥、小麥粉、バター、肉類、果實、皮革、鉛等で左の如くである。(單位—千磅)

品名	一九三一年	一九三二年	一九三三年
羊毛	五二、三四〇	六二、五〇五	四六、九八三
小麥	一四、〇五一	一八、七六一	二〇、九〇七
小麥粉	四、五三〇	五、五九一	六、〇三三
バター	九、〇二八	八、八〇三	一〇、一六〇
肉類	八、七五三	一〇、三三三	一二、二五〇
皮革	五、六四九	七、三九六	六、一八一
果實(生、乾、液體漬)	四、七五八	四、八八九	五、七〇一
鉛	三、八三七	四、八一八	四、九三八

轉じて輸入品に就いてみれば、(單位—千英磅)

これによつて見ると、濠洲の貿易は原料品輸出、製造品輸入といふ農業經濟國型を示し、従つて南洋各地貿易の類型に屬する。その輸出入地域別金額及百分率左の如くである。(括弧内數字ハ金額、單位—千英磅)

品名	一九三一年	一九三二年	一九三三年	一九三八年	一九三九年
輸入	四〇・〇	四三・八五	四七・七四八	六〇・〇	五七・一五
輸出	三九・〇九	四九・五五五	四七・七四八	六〇・九二	六四・八八

英本國	四三・五五	四一・四九	四九・二九	五一・七〇
米 國	一四・六四	一五・九五	七・五一	二・四〇
蘭領印度	六・九八	六・七六	〇・九五	一・〇四
日 本	四・五三	四・八〇	六・五七	四・一八
獨 逸	四・〇六	三・七四	二・八七	三・二一
佛 蘭 西	〇・九八	〇・八七	五・三三	六・八六
新 西 蘭	一・五〇	一・五三	三・八五	五・〇四
	(一、七〇九)	(一、七〇九)	(七、二〇〇)	(七、二〇〇)

濠洲貿易の英帝國への依存性の大きなることもさること乍ら、輸入貿易に於ける米國の地位に注目しなければならぬ。

新西蘭——新西蘭は人口も百六十萬程度で、従つて貿易額も大きくはないが、一人當りの輸出入額に於ては世界一と云はれる。(單位一千新西蘭磅)

輸出品の仕向地は英帝國が八割五、六分を占め、英本國のみにても八割に達する。次は米國で五分乃至七分見當、日本は三七年急増して四分七厘となり、第三位である。

輸入では車輛、機械、金屬製品、織物等が主で何れも年額六百五十萬磅を超える。食料品、衣服及び服飾品、油脂などが之に次ぎ、いづれも三百萬磅以上である。これら輸入品は英帝國よりするものが七割二、三分(英國は五割内外)を占め、外國としては米國が他を抜いて一割二、三分に達する。英屬領中では濠洲の一割二分弱、カナダの八分餘が擡んでゐる。

(附) ニュー・カレドニア——ニュー・カレドニアはコブラ、珈琲、椰子實の農産物とニッケル、クローム、銅、鐵、マンガン等の鑛産物とを産出

	輸出	輸入	計	出超
一九三六年	五三、六六〇	三九、五〇九	九三、一六九	一四、一五二
一九三七年	六四、六三二	五〇、〇七六	一一四、六〇七	一四、五四五
一九三八年	六二、九二〇	五七、五四三	一二九、四六三	四、三七七

これを品目の上から見れば、製造品を輸入して農畜産物を輸出すること、他の南洋各地と變らぬのであるが、輸出品ではバター、チーズ等の酪農品を第一とし、羊毛之に次ぎ、其他羊及羊肉、牛豚肉(肉類は冷蔵、冷凍、罐詰)、皮革等殆んど畜産品で、これ丈で全輸出額の九割三、四分を占める。

羊毛の輸出は一九三四、三六、三七の三年間、平均にして毎年一千五百萬磅、特に一九三七年は一千八百七十七磅に達した。冷凍肉の輸出は年々五百萬磅を超え、三七年は五百四十一萬磅であつた。

するが、主たる輸出品は鑛産物である。ニッケル粗鑛三二、七〇〇米噸(一九三八年)、クローム鑛六九、七五〇噸(一九三七年)、その他を輸出してゐる。仕向地は佛、米、日、濠等であるが、最近ニッケルの外國輸出は禁止された。

主要輸入品としては石炭、穀粉、金屬製品、綿布、機械等で、輸入地は大體輸出仕向地に同じい。貿易總額は十二億法内外で、輸入超過國であるが、今後、鑛産物輸出の激増によつて、貿易は有利に轉換するものと思はれる。

關稅制度は佛本國及び佛屬領生産品竝に佛本國へ輸入されて、佛本國化した外國品に限り無稅輸入が許されるが、他の外國品には本植民地特有の稅率を課せられる。

第八節 各地の通商政策

近世に於ける経済的自由の原則は先づ貿易に適
用せられ、自由通商と最惠國主義とを隆昌に赴か
しめたが、戦時・戦後に於ける自由主義の崩壊も、
また國際通商面から開始せられ、高率關稅、輸入
割當、爲替管理等によつて通商が甚だ窮屈となる
と共に、各國は之が打開策としてブロック貿易政
策へ轉向した。一九三一年のオッタワ英帝國會議
はこの轉向の最も明白な證左であつたが、併しブ
ロックキズムなるものは、廣汎な經濟勢力圏を有す
る國にとつてこそ、或程度まで市場問題を緩和す
るかも知れないが、之を持たない國は、他のブロ
ックによつて自己の市場が一段と狭められる。從

つてブロック政策は世界市場問題に對しては何等
の解決にもならない。却つて通商攻防戰を激化せ
しめ、世界貿易を一層萎縮せしめたのである。大
部分が植民地より成る南洋は、欲すると欲せざる
とに拘らず、本國側のかゝる政策の中に捲込ま
れ本國以外の國からの輸入を抑制せざるを得な
かつた。加之、後進經濟の常として、多額の貿易外
支拂勘定を有するに拘らず、之に充當すべき受取
勘定としては、商品輸出の超過以外殆んど無い。
そこで貿易出超の確保は最大急務となつた。一九
二八年以後南洋各地に施行された多數の輸入制限
處置は、この國際收支均衡上の事情と、而して前

記本國のブロックキズムとに基くものである。更に
この傾向を加重するものとして、徐々ではあるが
各地に工業が発達し始め、之が保護の要求の生じ
てゐる事も看過してはならぬ。また今次の歐洲大
戰勃發以來、英、佛、蘭の植民地は一段と輸入制
限を強化したばかりでなく、物資確保の必要から
して、輸出制限を強化するといふ次第で、南洋貿
易の前途には、可成りの暗雲が横つてゐる。同時
に本國及交戰國の需要増大による輸出増進、並に
本國、交戰國よりの輸出減退に基く輸入先の振替
等も期待されてゐる。

蘭領印度——從來、蘭領印度は本國に倣つて自由
貿易主義を採用して來たのであるが、曩の大戦後、
特に一九二九年の恐慌以後、世界に於けるブロッ
キズムと互惠通商主義の擡頭に押されて、傳統の

自由主義は影を薄くし、遂に之を廢棄するのやむ
なきに至つた。その直接の原因は、和蘭が恐慌裡
に一九三六年まで金本位を維持したことであつ
た。各國の通貨價值下落の間に、依然デフレ政策
を繼續すれば、輸出の減退輸入の増加は當然の事
である。殊に蘭印は貿易收入以外に、何等見る可
き國際收入の源泉を有しないから、デフレ政策の
打撃は頗る深刻で、國內經濟の惡化は猛烈を極め、
蘭印未曾有の「白人貧民」が爪哇の町々に現れた
程であつた。就中、邦品の侵入は最も痛手とした
處で、このやうな情勢が遂に各種の輸入制限政策
を採用するの止むなきに至らしめた。日蘭會商
(一九三四年)もその一つであつた。

輸入制限處置の一、三を列擧すれば、一九三二
年には原料品をも含む各種品目に附加關稅を設

け、三四年には原料品以外のもの、本税を引上げた。其後三六年には金本位停止による原料騰貴を防ぐ爲め、更紗工業や小規模織布工業の原料に對する關稅を引下げたが、其後情勢の變化に伴ひ、再び之を舊稅率に引戻した。

又、一九三三年九月「非常時輸入制限令」を公布し、各種品目の輸入に制限を加へたが、現在これが適用を受けてゐるものは各種織物類、硝子類、瑛瑯鐵器類、自轉車及同部分品等數十種に上つて居り、日本品も多くはこれに含まれてゐる。米、大豆、醬油、味噌、砂糖は、經濟長官の特許なき限り、輸入が禁止されてゐる。

右は輸入に關する措置であるが、之と對蹠的に同じく三三年九月に「非常時輸出制限令」が公布され、甘蔗、種苗、カボック種苗、織布業及パテ

イック工業用塗工染料中乾性のもの等の輸出が禁止となり現在に及んでゐる。これは國內産業と同種の産業が外國に發達するを防ぐと共に、國內工業用品の確保を目的としてゐる。この外に國際協定に依つて錫、ゴム、茶の輸出が制限されて居り、又砂糖、カボック、規那は國內不況救濟の爲めに、輸出組合に依る輸出統制を受けてゐる。最近においては、歐洲戰爭より生ずる事態に對處するため、一九三九年九月から、輸入されたる外國生産物加工品および國內生産物（乾魚、馬鈴薯等三十餘品）の輸出に許可制度を採り、また爪哇およびマドラよりの椰子油、コブラの輸出を禁止した。

日蘭印間には三四年の日蘭會商失敗後も種々折衝が重ねられた結果、三七年四月、石澤・ハルト

協定が結ばれて現在に至つた。最近再び日蘭印會商が開かれて居ることは周知の通りである。

英領馬來——英領馬來の貿易政策は英國植民地たる關係上、英帝國貿易政策の基調に支配せらるゝこといふ迄もない。この事は英領馬來のみでなく、濠洲に就ても同様である。依つて英帝國貿易政策の基調に就いて一言せねばならぬ。

英國は自由貿易の祖國と云はれる。その傾向は夙に第十七世紀末葉に萌し、第十九世紀の三十年代に略々完成された。この傳統は第一次大戰直前まで維持され、大戰に際して之を放棄したのであるが、戦後再び之が復活に歩を進め、一九二九年の關稅休日會議に於ても、尙、英國は之を強く主張したのである。併しその主張は實現せず、一九三〇年に於ける「保護貿易宣言」を契機として急速

に保護主義へ轉向した。

併し英本國そのもの、市場は狹隘で、之のみ保護しても得る處は少い。龐大な英國の輸出力を維持伸長せしめる爲めには、大英帝國市場を確保せねばならぬ。こゝにブロック運動發生の原因があり、その結果一九三二年に於けるオッタワ英帝國會議となつた。同會議の結論は英帝國特惠主義の強化で、英國及び各自治領、保護領等は、夫々の結論に適合する措置を採ることとなつた。

英領馬來に於ては一九三二年十一月、右決議に基く關稅改正が行はれ、翌年六月には綿布、麻、人絹關稅引上となり、爾來度々關稅引上改正が實施されてゐる。三四年六月には主として日本品輸入抑制の目的を以て、外國製綿布人絹織物の輸入に割當制が實施され、三七年十二月には之が一層

強化され、三九年七月には、日本品のみに對する輸入商社別割當を改正し、從來、日本品輸入の實績なき英商社にも割當を許可し、以て邦商壓迫を行つた。輸出關係では三七年六月屑鐵の輸出を禁止したことを挙げ得る。

一九三九年九月歐洲大戰が勃發するや、海峽植民地は物資の供給を正常化し、迷惑を防止し、又爲替の調整を爲さんが爲め、輸入管理を實施し、食料品以外の輸入を許可制とし、同十一月には外國爲替保持の目的を以て、磅ブロック以外の外國より現在以上に輸入することを制限又は禁止した。制限品目七十六種、禁止品目二百三十六種に及び、邦品の打撃は相當なものがある。

比律賓——現行の關稅制度は一九〇九年のペーシ・オールドリッヒ關稅を基調とするもので、之に

依れば米比間は相互に無稅とし、他の外國品に對してのみ米國に倣つて關稅を賦課する。其後一九一四年のアンダアウッド關稅法、一九一六年のジョーンズ・コスチガン法、二八年比島議會に於ける新關稅法等を経て今日に至つたものであるが、ジョーンズ法に依れば、米比島間の關稅法制定權は米國議會の決する處であり、その他に對する關稅法又は修正案は單に米國大統領の裁可あれば有效となる規定である爲め、比島議會は關稅增收又は比島産業保護の目的を以て種々の關稅法令を制定してゐる。一九三三年二月に於ける關稅引上、三七年三月に於ける鶏卵稅の引上等がこれである。

比律賓に現在課せられてゐる最大な經濟問題は、一九四六年七月四日を以て獨立するものとし

これに伴ふ經濟自立性を如何にして樹立するかである。貿易政策上の處置としては、關稅の引上及び引下の權限を比島大統領に付與せんとする案があつて、第一回比島國民議會を通過してゐるが、未だ米國大統領の裁可するところとならず、實施の運びに至つて居らぬが、しかし比島政府は頻りに比島工業の發達を計畫して居り、地方、ネバ運動の熾なる情勢よりみて、貿易政策の國民主義化は必至と見られてゐる。

比島の貿易が殆んど米國依存にある關係上、對米貿易政策の重要なことは勿論であり、米國領有以來四十年、米比自由貿易の恩惠を受けて砂糖、煙草、麻、椰子油等の産業が發達したのであるが、もし獨立後に於て純然たる外國としての取扱を受けるならば、比島がこれに代るべき市場を有

しない以上、極めて重大な結果を來すべきは言を俟たぬ。それで現に米比共同専門委員會を設けてこれが調整の準備工作を進めてゐる。

タイ國——タイ國の關稅制度は、遠く一八五六年に對英追加條約に初まるのであるが、これが自由權の回收は、一九二七年三月、新關稅法の實施による。右關稅法は、その後幾回かの改變を経て、一九三六年三月の大改正となつたのであるが、この改正は物價暴落による關稅收入の防止と、國內産業の保護とを目的としたもので、從來、從量稅十五品目、從價稅五十八品目であつたものを、從量稅二十種、從價稅百四十種としたのである。即ち之に依つて得る關稅增收は六十萬銖と推算されたのであるが、この改正が關稅增收を主とした所は、タイ國産業が輸出を主とし、内國供給を目

的とせるものが少いことに依るもので、就中、工業に於て然りである。

タイ國は、右改正と同時に、從來諸外國との間に締結せる不利なる通商條約を廢棄すると共に、新條約締結に努め、日本との間には昭和十二年十二月日泰友好通商航海條約が締結された。

佛領印度支那——佛蘭西は保護貿易主義の旺盛なところで、既に一八九二年に二重關稅制度を殆んど完全に實施したことに依つてもこれが判る。爾後、時に消長はあつたが、保護主義強化の傾向を辿り、特に大戰後の恐慌以來一層猛烈な關稅引上を實行した。ところがフランスの關稅品目の七割は數個の通商條約に依つて輕減されて居り、之が最惠國約款によつて多くの國々にも適用されるので、折角の引上もその効果が著しく減殺されると

いふ事情にあつた。そこで右目的遂行のために割當制度が採用されるに至つたのである。

佛領印度支那の關稅制度は、原則上本國の制度がその儘適用され、その反面、佛印と本國との間は無稅となつてゐる。これは一九二九年三月施行の植民地關稅法に依るものであるが、本法の稅率は仲々に苛烈で、外國からの佛印への輸入關稅は加重されることになつた。日本との間には、一九三二年五月調印の關稅協定があるけれども、その後數回に互る稅率引上や原產地證明表記制度の爲めに、協定の效果は著減して居る。關稅のみならず、割當制度も本國同様に採用して居り、本邦綿糸布の如きもまた、之が適用を受けてゐる。

濠洲——濠洲の歴代政府によつて、關稅政策は最も重要な政策の一つである。それは國內工業の保

護と之に依る高い生活水準の維持とに關聯し、且つその關稅收入は聯邦收入の四十數パーセントを占める重要財源だからである。一九二一年の關稅改正以來、時に後退を示すことはあつても、殆んど常に關稅引上の一途を辿つて來たと云つてよい。之を支持するものは工業階級を代表する合同オーストラリア黨と労働黨で、農業階級代表たる合同地方黨は常に反對の立場を採つてゐる。一九三一年末に合同オーストラリア黨が政權を掌握した時、労働黨に對抗する爲めに、合同地方黨と協同する必要を生じ、一九三二年二月から同年八月迄に五回に涉つて關稅引下、輸入禁止品目の削除等を行つたが、オッタワ會議以後、英帝國特惠を大ならしむる目的で、再び保護政策の強化へと轉換した。その結果が一九三二年十月に於ける全般

的關稅改正となつて現れた。

濠洲の保護貿易政策遂行には、一つの重大な問題が含まれてゐる。それは英本國工業が之に依つて蒙る打撃と、濠洲工業の利害とを如何にして調和するかである。オッタワ會議は之に解決を與へなかつた。加之、一九三四年八月には綿絲、綿製品に従價十割の禁止的關稅を設定せんとした。ラカンシア綿業者は猛烈な反對運動を開始し、結局、クキンズランドの過剩棉花をラカンシアが買取ることを條件として、辛うじて關稅引上を中止したのである。このやうな矛盾は今日に於ても除去されてゐないのみならず、濠洲工業の發達が必然的なものである限り、今後益々増大すると見ねばならぬ。

現行の關稅は一九三〇年及三三年の關稅定率法

に基くのであるが、その後一九三七年六月、同十二月、一九三八年五月の三回に亘つて改正が行はれ、今次大戦勃發以來更に三回の改正を行つてゐる。大部分は國防、國內工業の保護、又は非常時財政の増收を目的とする税率引上であるが、毛織物關稅は引下げられた。これは關稅調査會の勸告

に基くもので、税率を引下げても、濠洲の毛織物業は打撃を受けないとの理由に依る。濠洲の戦時貿易政策は、之等の關稅改正の外に、羊毛（原毛及トップ）全部を英國が買付ける等、實際取引上に各種の戦時措置を講じてゐる。

第九節 南洋諸國と日本との貿易

南洋諸國と日本との貿易は、第一次世界大戦を契機として著しく發展し、特に昭和七年の金再禁止以後顯著であつた。而も單に絶對數のみでなく、日本の全輸出及び全輸入に於ける南洋の比率も向上し、又貿易收支の點からも南洋は出超市場であつた。然るに支那事變の影響と、我が貿易政

策の轉換とに依つて、昭和十三、十四の兩年は入超に轉じた。殊に昭和十二年に於て、九千三百萬圓の入超であつた濠洲が、十三年には千三百五十萬圓に減じ、十四年には百萬圓の出超になつて居るに拘らず、南洋全體としては入超になつて了つた。

南洋貿易には一つの注目すべき現象がある。それは我が國全體の輸出が増進する場合は、對南輸出の全輸出に於ける比率が増加し、前者が減少する時は後者も減少する。之は對南洋輸出貿易の消長が比較的激しいことを示してゐる。之に反し輸入貿易は比較的安定性を有してゐるのであるが、この差の生ずる所以を考へるに、第一に兩者品目の相違が擧げられる。輸出品は纖維工業品、雜貨等主として消費財である。消費財殊に雜貨などは人氣、値段、競争等によつて、賣行の變動し易いものであるが、南洋土着人の購買力は元來が低いので、僅かの値段の動きや景氣の波動でも直ちに大きく響く。加ふるに南洋には華僑といふ大敵が居る。之等の事情は勢ひ輸出貿易の消長を激化せざるを得ないのである。然るに輸入品の方は鐵鑛、

錫鑛、ゴム、羊毛等の生産財が多い。而も羊毛を除けば重工業の原料が主であつて、我が工業組織の重工業化過程に於て、今後原料の輸入が増加すべきは當然で、従つて之を中心とする輸入貿易も自ら安定性を得る譯であらう。我が對南洋貿易は原料輸入＝製品輸出の型で、従つて資本主義國家と植民地的地域間の貿易に普通な型であるが、同じ型でも日印間貿易とは異つて綿花と綿布といふ如き輸出と輸入間に物的關聯が乏しい。

南洋には、例へば滿洲に對する如き日本の工業投資及び政治的投資が極めて僅少なことも注目すべき一事である。先づ工業投資又は政治借款を行ひ、之を基礎として輸出を圖るは、最も近代的な販賣政策の一つであるが、對南洋貿易には之を用ゐることが出来ない。更に輸出貿易の第二の支柱

たる政治力其他の經濟外的勢力の點をみるに、南洋は歐米諸國の舊い植民地である爲に、この點に於ても吾が勢力は決して充分と云へない。かくて對南洋輸出貿易は輸出政策の二大支柱を缺いてゐる。最近南洋に在る邦品輸入業者や小賣業者が、その經營の著しく困難な事を訴へつゝあるのは、他にも理由があるにしても、上述の如き基本事情も、これが有力な原因と見なければならぬ。

左に最近三ヶ年間の對南洋日本貿易金額表と、一九三八年度に於ける重要商品の輸出及輸入金額表を掲げて置く。

對南洋諸國日本貿易（單位萬圓）

國名/年度	一九三九年	一九三八年	一九三七年
蘭領印度	1,376.0	1,020.4	1,000.4
	716.2	832.5	1,524.5

英領馬來	1100	2126	4730
海峽植民地	6901	4680	4730
英領ボルネオ	1102	2640	6780
比 律 賓	4683	5417	6780
タ ー イ	1136	1383	102
佛領印度支那	1136	1383	1876
ビ ル ー	4912	3563	4520
濠 洲	1101	495	1357
新 西 蘭	554	495	1357
ニューギニア	126	2030	2701
ニューカレドニア	2665	1219	821
計	2110	6299	16525
	7103	8288	16525
	1110	1261	1261
	540	1021	4863
	19	40	111
	288	100	8
	37470	36622	58300

（日本數字は輸出、算用數字は輸入）
（大藏省編發貿易月表ニヨル）

縮織物	72,646	生ゴム	16,626
人絹織物	30,373	原油及石油	—
メリヤス製品	10,980	錫	—
縮織絲	9,194	マニラ麻其他	13,266
絹織物	3,971	木材	13,153
硝子及製品	5,833	石炭	13,108
鐵製品	4,686	鐵 鑛	—
石炭	4,136	砂糖	5,189
陶磁器	6,886	採油原料	2,391
セメント	2,160	羊毛	65,124

（單位千圓）

第十五章 商 業

第一節 蘭 領 印 度

概説

蘭領印度で商業の最も盛な地方は爪哇である。スラバヤ、スマラン、パタビア等の北部海岸地帯がその中心地であるが、人口が稠密である關係上、至るところ、しかも多數の小都市が存在し、商品の販路は頗る廣大である。ボルネオ、セレベス、ニューギニア、スマトラの各島は人口が少ないので、爪哇のやうな譯には行かないが、それでも各都市、部落を通じ、商業者の發展活動の舞台は、必ずして狹隘でない。しかしこれらの地方の内、商業上重なるものは、セレベスのメナ

ド、マカッサル、スマトラの東海岸メダン、西海岸パタン等である。

輸出入及び卸賣商業

外國貿易は主として和蘭本國の大規模の商社および其の他の歐米人、日本人、支那人等の經營するところであつて、この内最も勢力のあるのは何と云つても蘭商である。殊に一九三三年以來、當局が各種商品の輸入制限を實施し、蘭商の保護に當つたので、益々隆盛を來たした。所謂五大蘭商（インターナシヨ、ゲオウエリー、ヤコフソン、リンデテーフス、ボ

ルスキの五社）の立直りも、實はこれに負ふところが多いのである。輸入制限の目的に關しては貿易の章に譲ることとするが、要するに邦品の輸入制限にあつたことは明白で、従つて邦人輸入商社は、その後後退又は現状維持を餘儀なくされてゐるのである。併し今次第二次歐洲戰爭勃發以來、歐洲諸國の輸出品の生産減退と海上運輸の危険性とは、期せずして邦品及び邦商に活躍擴充の機會を與へつゝある。邦品中、或るものに就いては有利なる輸入を許可されたものもある。

邦人にして商業を營む者は昭和十二年來現在二千三百余人（家族店員を含む）で、その内小賣商は千人である。

蘭商はその販賣機關を主として華僑に求めてゐる。十七世紀頃から和蘭國旗の進む所必ず華僑あ

りと云はれたやうに、初め和蘭總督がパタビアに來て東印度會社の基礎を固めた時にも輸入商品の中間機關を華僑にすると云ふ方針を定めた。これは今日迄連綿として傳つてゐるのであるが、獨り輸入に限らず輸出物産の買付に於ても土着の生産者と輸出商との中間機關を成してゐる。邦人輸入商も華僑に卸すけれども、一方また邦人の小賣商に卸す。華僑卸商は、このやうに仲介機關として特殊の役割を果し、これが蘭印商業界に根強い力を持つてゐるのは當然である。

小賣商

小賣商は、特に内領即ち爪哇及マヅラに於て盛んである。而してこれに従事する者は華僑、土着民、日本人、歐洲人等であつて、就中華僑が最も多い。

蘭印の華僑は英領馬來、タイの華僑に比しその

數は少いが、十七世紀以來今猶隱然たる勢力を持ち、中介卸商小賣商の大部分は彼等である。如何なる山間僻地にも華僑の居ない所はなく、その旺盛な生活力に一驚するのであるが、今次の支那事變に於ける蘭印華僑の排日は、當初より他に比して緩慢であつて、現在では殆どその形跡を認めぬといつてもよい位である。蘭印華僑の排日熱稀薄の原因としては、(一)地理的に本國に遠いこと、(二)蘭印の消費大衆は土着インドネシア人が大部分で、排日貨を行へば之等の購買者を吸収することが出来ず、華僑自身が經濟的に立ち行かないこと等を挙げ得る。

蘭印に於ける邦人の商業が、賣藥を主とし行商に始まることは、廣く知られてゐるところであるが、曩の歐洲大戰でその基礎漸く成り、爾後益々

地歩を擴大強化して、昭和六年本邦に於ける金輸出禁止を迎へた。蘭印の邦商は、またこゝで飛躍的發展を見せ、その後、昭和十二年に至り、蘭印當局の輸入制限令、續いて翌年八月、所謂非常時勤勞條令の實施、更にその後よりする爪哇の深刻なる不況等の影響で、相當の打撃を蒙つたことであるが、しかも既に築いた地盤と實力とは、牢平として抜くべくもない。その最も盛んなる時に於ては、爪哇のスラバヤの市内丈けでも三十二軒の邦人商店があり、現在それが十七八軒に減少したといふやうなこともあるが、今次の歐洲大戰が、邦商の活躍に又新たな光を添へつゝあると見るべき理由もある。周圍の情勢の變化と共に、一張一弛のあることは當然で、その故にこそ、反省と検討による進路の打開がある。

昔は、華僑の對日ボイコットも随分と深刻であり、邦人はその都度甚大なる打撃を避けられなかつたのであるが、しかもそのボイコットは、一方また華僑側の損失でもあり、消費大衆を邦商に近

づける役目を果す場合が多かつた。邦商は打撃を受けつゝ、進んで直接大衆に接し、地盤の開拓をやつた。今次大戰に於て、華僑の排日貨の強力ならざるは、また當然のことである。

第二節 英領馬來

概説

英領馬來は、今日各國垂涎の護謨、錫等の重要な資源の供給地であり、且つその半島の尖端に位し、マラッカ海峽に面する新嘉坡は東西交通の交錯點で、北に馬來半島、タイ、佛印、西南にスマトラ、東に爪哇、ボルネオ、セレベスの諸島を控へてゐる關係上、物資の集散地として頗る優秀な地位を占めてゐる。新嘉坡の繁榮は直ちにそのヒンターランドたる馬來半島各地の産業

及び商業の發展を促進した。

英領馬來の商業の發展の跡を辿つて見ると、常にその主要産業たる護謨、錫其の他の産業の發展に伴つて、此等主要産業の發達しない地方には商業都市の發展は見られない。よつて護謨、錫の景氣、不景氣は直ちに經濟界に影響し、土着民の購買力も之に右左せられる。

商業の盛な都市はシンガポール、ピナンを初め、

概して西海岸地方のジョホール王国、ネグリスマ
ピラン州、セラシゴール州、ペラ州、ケダ王国で
ある。

東海岸地方は鑛産地帯として知られてゐるだけ
に、ケラントン王国のコタバル市を除いては、
これといふ商都のあるを見ない。消費者は各々二
百萬人餘の人口を擁する支那人、馬來人が大部分
であるが、支那人が経済的に土着人たる馬來人を
壓倒してゐる形で、その購買力も絶大であるから、
支那人を無視して商業を営むこと出来ない。

輸出入高

領内には製造工業の見るべきもの
が極く少ない。従つて各種製品の輸入が多く、特
に綿織物、人絹織物、陶磁器、自轉車、食料品、
藥品、機械類を輸入製品の主要なるものとする。
織物は、日本品、英國品（マンチェスター物）が

断然多く、護謨園、錫鑛山が多量に必要とする機
械類は英國品、米國品、獨逸品が多い。

輸出は護謨、錫、鐵、コブラ、サゴ、タビオカ、
胡椒、デリス等が主なるものであるが、歐米、日
本の大商社がその取扱の殆ど大部分を占めてゐ
る。輸出入を通じて貿易額の約八割迄は英人商社
が取扱ひ輸出入品の仲買卸は華僑が獨占してゐ
る。大商社の經營者にはユダヤ系の歐人多く、侮
り難い勢力を持つてゐる。歐米人に次いで貿易商
として勢力を持つものは邦商で、三井、三菱、大
倉、野村の支店、出張所、千田商會等の大きいと
ころから、輸出入兼小賣を営む個人商店を合し約
六十軒を數へる。

日本品は優良安價なる故を以て土着民の需要に
適するのであるが、一九三四年織物輸入制限に依

り邦品の地位は一時稍衰へ、一九三六年頃また盛
り返した。ところが一九三七年織物製品輸入制限
と支那事變勃發による華僑の排日貨、更に一九三
九年爲替管理、輸入制限及禁止に依り、邦商及び
邦品は甚大なる打撃を受けた。

輸入商の商習慣としては外人商社D/A九十日、D/P
六十日、邦商D/A六十日、P/D三十日が普通である。
又輸入商への掛賣外商六十日乃至九十日、邦商三
十日乃至六十日位であるが、資力薄弱の小賣商の
賣掛金回収は邦商は期間が短かすぎ競争の激甚な
シンガポールに於ては外商に比して不利である。
此點は將來考慮を要する處である。

小賣商

小賣商に於ては、何と云つても華僑
が壓倒的の勢力を持つてゐる。シンガポールの如
きは人口六十萬のうち、その八割迄は華僑である。

殊に錫鑛山の多い西海岸中部地方に於ては華僑以
外の店を見ないと云ふ町さへある。馬來人は利殖
の念に乏しく、經濟的發展性に乏しく、僅にケダ
ー、ケラントン兩王国に於て商業を営みつゝある
と云ふ状態である。これも兩王国が馬來人保護の
政策を採つてゐるからで、シンガポールの如き自
由市場にしたならば、忽ち華僑に蠶食されるであ
らう。

邦人の小賣商は殆どシンガポールに集中し今日
は稍偏在の傾きがある。半島各地にも多少散在し
てゐるが、英領馬來全體で邦人小賣商は約百二十
軒位で、華僑の何十萬と云ふ數に比しては問題で
ない。併し日本品の宣傳販賣は何と云つても在留
邦商の力に俟たねばならぬ。支那事變による排日
貨の深刻なる今日に於て、英領馬來に邦品が多少

なりとも輸入販賣されてゐるのは、邦商の努力があるからである。我國の馬來への輸出増進、華僑の排日對策として、邦人小賣商の増加新設は今後益々必要とされるであらう。

小賣商の取扱商品は華僑にあつては、食料品、雜貨、陶磁器、自轉車、織物、藥品等、邦商は雜貨、織物製品、硝子製品、陶磁器、藥品、食料品、印度人は食料品、織物を主とする。歐人にして小賣商を営む者は殆どないと云つていゝ。ユダヤ人の小賣商も見られるがその數は少い。

第二節 比 律 賓

概説 比律賓は原料生産國であつて國內需要の大半は外國よりの輸入によつて充たされてゐる

商人氣質に就いて云へば、華僑は支拂もよし商取引の對象として無難であるが、印度人は借倒し又法網を巧に潜る術に長け、性質が宜しくない。邦商は最近迄は現状維持的の經營方法の店が見られ、其の結果邦商の商權の發展は爪哇などに比し遅れてゐる。併し今次の深刻なる排日貨は、反つて邦商の經營の根本的改革のためによい機會を與へたものの如く、排日貨に苦慮しつゝも種々改善策を講じつゝある。

ことは他の南洋諸地方と同様である。従つて國內商業はこの原料生産輸出品取扱業を第一とし、次

に各種輸入商品取扱業及び之等に附帶せる事業、國內生産品の國內消費方面取扱等に大體分野が劃されてゐる。

先づ一般商業の趨勢を知る爲め比律賓の輸出入額を見るに、一九三八年に於て、輸入額二六五、二二五千比、輸出額二三一、五九〇千比で、年貿易額約五億比であり、これ等の貿易商を始め卸商、小賣商は大部分、華僑、西班牙人、米國人、英國人、日本人、獨逸人等によつて營まれ、特に華僑の勢力は他の諸地方と同様他の追従を許さぬものがある。比律賓人の商業上の地位は殆んど見るべきものなきも、國內産業の保護促進に伴ひ、國民の間に最近「比律賓に於ける商權を比律賓人の手に移せ」と云ふ運動が旺となり、從來商業を蔑視せし比律賓人も漸次商業に従事する傾向になつ

て來てゐる。

比律賓に於ける商業は現在のところ殆んど輸出入貿易品の取扱ひが主ではあるが、輸出の大半は米大陸にあり、且つ國內の生活が比較的有福であるため、商業は賑つてゐると云つてよい。しかも今後國內資源の開發と相俟つて、商業も益々發展するであらう。

主要商業都市 比律賓に於ける商業の中心はマニラ市である。全島の生産原料品、輸入商品はここを中心と動いてゐる。次にセブはルソン島以外の諸島に對する一中心をなしてゐるが、尙他にイロイロ、サムボアンガ、ダバオ等がその主要商業地である。

邦商 比律賓に於ける邦商は中心地たるマニラに百餘商社あり、何れも堂々店舗を張り華僑始め

歐米商と競うてゐるが、その他の商業都市にも必ず邦商あり、比律賓商業上の邦商の地位は次第に高まりつゝある。只邦商の發達は歴史尙新しく、又華僑の日貨排斥等のため容易ならぬ努力を拂ひつゝある現況である。

邦人商社には貿易、銀行、船舶、保險等大商社の各支店の外、比律賓に本店を有する貿易商社も數社あり、就中卸商、小賣商は邦商の過半數を占めてゐる。而してその取扱商品も大部分は邦品の綿布類、各種の雜貨類である。

邦商の發達は日比貿易と關連して發達して來たが、今日の基礎は大正年代になつてからで、これが昭和の初年に著しく發展を見たのである。

比律賓に於ける邦人卸小賣商はバザー (Bazaar) と稱してゐる。商店の意味である。比律賓人は邦

人小賣商のこのバザーに絶大の信用を置いてゐるが、邦人バザーは一流地帯に店舗があり、商品が豊富にあり、正札販賣であることなどが、その主たる原因である。當地の邦人小賣商の店は頗る整頓され、清潔で一見瀟洒たる感を懐かせる等、比律賓人の好みによく適合せる經營方針をとつてゐる點に依る。

比律賓在留邦人にして商業に従事し居る人數は卸商六七軒 (一九三〇年)、小賣商一、二〇九軒であるが、華僑卸商三、一〇〇軒 (一九三〇年)、同小賣商一萬五千軒 (一九三六年) に比し、尙相當の開きがある。

小賣市場 比律賓全島到るところ、大小の公設市場があり日用雜貨、米炭、魚肉類、野菜類等の生活必需品を賣つてゐる。こゝでは比律賓人、

支那人等が主たる營業者であるが、市場の附近は買物に來集する者によつて雜鬧し、地方では、この市場を中心にして他の商店も店を張り、一商業中心地をなしてゐる處が多い。

サリ・サリ 比律賓には日用の生活用品を商ふ小店がいたるところにある。これをサリ・サリと稱してゐる (マニラ市四千)。前述した小賣市場に於けると同様の日々の家庭用品を賣る小店であるが、最近このサリ・サリが問題になつてゐる。それは、現在サリ・サリは殆んど全部支那人の手によつてなされて居り、特に最近急激な増加を見てゐるので、當局はこの支那人のサリ・サリを制限し、比律賓人の手によつて營ませなければならぬといふことを聲明したのである。比律賓人の商業は、斯かる小規模から、先づ始めなければならぬ

いといふ意嚮であらう。

行商 比律賓に於ける行商は相當の廣範圍と重要性を有してゐる。マニラ等の商業都市に店舗を持ち、トラックに商品を積み、地方へ行商人を送る者が相當多いが、又、地方比律賓人による純然たる行商も行はれてゐる。主として地方の島内商店であるが、比律賓は多數の島によつて形づくられてゐる關係上、島から島への行商は昔から、而も相當大規模に行はれ、行商人は一團を組織し共有の行商船を所有してゐるものが多い。

ネバ運動 比律賓人は「商ひ」を輕蔑して來たが、最近漸く目覺め「比律賓の商權は比律賓人によつて維持されなければならない」と云ふ一種の國民覺醒運動を起してゐる。この運動がネバの運動である。ネバ nepa-national Economic

Protectionize association 國民經濟擁護同盟

比律賓の西班牙領有時代は僧侶政治の時代で無
智な農民と、飽くなき地主と、寄食高踏な町の大
衆で充たされてゐたが、米西戦後今日の獨立準備
時代に至りて漸く政治の獨立と共に經濟の獨立も
叫ばれて來た。ネバ運動も斯かる機運の一つの現
れと見るべきである。尤も未だ一部の運動では
あるが、比律賓人は漸く商賣蔑視の陋習から一歩
踏み出し、商業に手を出し始めて來たのである。
從來投資方面では相當の地位を占めて居るが、實
際に商業を營む者は稀れだつた。それが、最近は
若き商業従業員の養成頗る盛んとなり、男女店員
は、各商社で店頭に働くに至つてゐる。邦人商店
の店員は、その八九割は比律賓の男女店員である
こと稀れでない。又比律賓人の小賣商の開店にあ

たりて邦人卸商があらゆる便宜を與へこれを後援
して居るのを見るが、華僑商店には殆んど比律賓
人の店員の姿を見ることが出來ない。これは大き
な一つの示唆を與へることではなければならぬ。
商業景氣 比律賓商業の景氣を支配するもの
は、原料國の常態で島産品の市況が最も影響する。
就中比律賓商品の大宗たる砂糖、コブラ、米、麻
の景氣が一般商況に及す力は頗る大きい。又鐵鑛
山、金山、木材、海産物の景氣も地方的ではある
が、見逃せぬ力を持つてゐる。
次に輸入品によつてまかなひ居る比律賓は、こ
の輸入品個々の價格需給状態も一般卸小賣に影響
する事は勿論であるが、本邦商品の取扱を主とす
る邦商は、現地の各種影響の外に、日本の製造
方面、輸送方面、爲替關係等は常に原動力を齎ら

してゐるが、斯かる經濟界の平常の景氣素因の
外に突發的に人為的に邦商景氣を動かすものがあ
る。華僑の日貨排斥、日貨不買同盟の運動がそれ
である。日支紛争の都度經濟戦の一つとしてこの
手を用ゐる。比律賓に於いて前の上海事變當時の
日貨不買同盟は相當強力に働きたる結果、邦人商
社は結束奮起し、却て奥地進出の機をとらへ今日
の如き隆昌の基をなしたやうな逆効果になつてゐ
るが、日貨排斥は多くの場合商賣の圓滑を殺ぐこ

とは勿論都市奥地に商權網を張る華僑のこの運動
は邦商にとつて、相當大なる研究課題となつてゐ
るのである。

比島販賣業者製造業者及行商人 (單位比)
商品賣上額累年比較表

年	合 計	販賣業者及製 造業者賣上額	行商人 賣上額
一九一九年	一、三三二、二六七、七三〇	一、二七三、九九一、五六一	五八、二九六、一五二
一九三三年	一、〇八一、三四〇、三三三	一、〇一九、四三三、三三四	五一、九〇六、八九六
一九三九年	一、一九六、六二八、三六四	一、一四三、一九五、七六二	五五、四三三、五〇二
一九三九年	八二五、六七九、八〇三	七九一、〇五四、四七一	三四、六二五、三三三

第四節 タ イ 國

概観 タイ國住民は大多數の農民と少數の貴
族僧侶官吏から成り商工の如き貨殖の業は今尙是
を輕視する風が強い。従つて國內商業も外國貿易

もタイ國人の經營するものが少く大部分外國人特
に華僑の掌中にある。タイ國在住華僑二百五十萬
に達し、實に同國の全人口の約三分の一を占める。

盤谷の商業區域を通過するものは全く支那の都會にある感を懐くのである。支那の正月には盤谷の青物市場は殆んど閉鎖せられるので、數十萬市民の臺所に多大の不便を來すが如きはタイ國に於ける華僑の勢力を如實に語るものである。

華僑は單にその本國支那の商品を取扱ふに止まらず、更にその數倍に上る諸外國輸出入商品を、その手で捌く。従つてタイ國の貿易取引は、タイ人を相手とするのでなくて、殆んどこの華僑相手である。是は非常に重要な事で、タイ國との間に密接なる貿易關係を有する諸外國の商人は、如何に夫々の資力乃至國家的背景を以てしても、この華僑の實力を無視することは出來ない。

しかし最近タイ國では、このやうな實力を有する華僑に對し、タイ人の爲めにその商業解放の要

求を目的とする運動が起り、またその目的を含む華僑排斥運動も行はれてゐる。最近に於ける支那人移住の制限或は營業制限も、また多分にこの目的の下に行はれるのである。

商習慣

精米の取引は内地市場に於ける卸取引は、價格、品質、引渡時期及び數量を定めた約定にて行ひ、通常賣手が米を引渡す。輸出米の賣買には精米所より直接香港、新嘉坡の代理商に委託販賣するものと、支那人買辦を通じ在盤谷米輸出業者に賣付け、その手により輸出せしめるものとある。

チークはチークの原木は現金取引を原則とするから、資金少き小製材所は仲買人を介して原料木を買取る。買方は豫め筏の丸太數、材質、採材具合等の諸點を吟味して後商談する。歐洲市場には

當國木材商の代理があり、之と豫約した先物賣買に對して、チークを積出すを原則とし、代理商は仲買人又は直接消費者と取引する。印度へは委託形式の積送を普通とし、日本及び支那への委託輸出も珍しくないが、角材は殆ど代理商との豫約賣買に對して積送する。

錫鑛石は買付値段は毎日の新嘉坡公定建に依る。

護謨は仲買の買付方法は主として現金にて買ひ前貸或は手附金等をなさず、彼南、新嘉坡、紐育、倫敦の護謨相場が毎日産地の仲買人に電信され、これに應じて産地買付相場が決定される。

ステック・ラックはタイ國にはシェラック工場無き爲め、全部ステック・ラックの儘大部分新嘉坡へ輸出する。

商品の輸入経路

タイ國は東、西、南洋の中間に位し居る關係上、多種多様の製品が東西各國から輸入せられ、是等の製品を輸出國の有する特異の市場事情や商習慣を基として見ると、大體歐米商品、支那商品及び日本商品の三者に分つ事が出来る。

(イ) 歐米商品は商品の殆ど全部が盤谷にある當該輸出國商社の支店、又は歐米人たる其の代理店を経て輸入せられた上、盤谷の華商に賣渡さるゝ事になつてゐる。

(ロ) 支那商品は華僑の手に依つてその本國及香港から直輸入せられるのが多く、外に新嘉坡の華僑を通じて同地から轉輸せられるものが多少ある。支那品の取扱が華僑に限定せられてゐるのは支那人相互間の民族的了解に出發する傳統的商習慣や

特異信用制度の存在に由來するもので、従つて容易に他國商人の其の間に介在することを許さざるものがある。

(ハ)本邦商品と盤谷と本邦間に邦船又は外國船の航路なき當時は勿論、直通航路の開設せられた後とても、その回数が少かつた時代には、本邦商品のタイ國輸入は比較的僅少で、香港、新嘉坡の兩地から轉輸せられたものが多かつた。現今に於ては香港、新嘉坡の兩地から本邦商品轉輸入は次第に減退して、直輸入によるものが多い。而して今なほ香港、新嘉坡の兩地から轉輸入があるのは全く爲替關係から來るものと見られる。

タイ國市場に於ける本邦商品輸入業者の色別を見るに、前記歐米商品及支那商品の場合と異り、相當複雑である。これは從來本邦重工業者がタイ

國の市場を閉却してゐたことによる。換言すればタイ國市場に對する邦商の活躍が、日本品需要の進展状態に伴はざりしことである。而して現在本邦品の輸入は、

- 1、内地中繼業者(内地の邦人輸出業者又は在留華僑)を介して輸入せらるゝもの。
- 2、内地製造家へ直接注文輸入せらるゝもの。
- 3、内地本支店又は仕入部を通じて買付輸入せられるもの。

4、内地製造家が其の販賣機關を當市場に派出して輸入せられるもの、等である。

市場販賣組織

タイ國市場に輸入せられたる各種の外國商品の内消費者への配給は、その九割九分迄華僑が占め、歐米人、印度人等は僅かた一%にも當らない。今華僑の商業的活動を見るに、

(一)輸入商、(二)盤谷市内の間屋業、(三)地方散在の間屋、(四)船舶行商者、(五)盤谷市及び各地方に散在する小賣業者の五種で右の内(二)(三)及び(四)に屬するものは同時に小賣業を兼營するのが普通である。而して(四)に付いてはタイ國陸上交通機關未發達にして、しかもジャングルあり、猛獸毒蛇の巢窟ありといふ事情で、國內を網の目の如くに流るゝ河川に水上店舗が櫛比する。顧客は即ち小舟に乗つて是等水上店舗に來住するのである。

邦商の推移

タイ國に於ける邦人の地位は華僑のそれに比すべくもなく、又他の南洋各地の邦人の活躍に比すればその發展も遅々たるの感がある。比較的發展を見たのは大戰を契機とする邦品の進出に追従して大商社、出張所が開設せられた事であるが、初期の邦人は、極めて小資本で店を

大正八年 大正十年 昭和十三年

在留邦人	三三三	三三一	六二一
輸出入商(卸商)	三	二	四
小賣商	一〇四	三三	一四四

持ち、輸入も卸も小賣も凡て自分でやるといふ風にして努力した。新市場開拓にはどこでも努力を必要とするのであるが、かくして需要者の購買力の程度、嗜好、人情風俗を識り、之に適當な商品を販賣する。其後逐次大貿易商の出張所などが設置され、戦後の經濟變動期に入ると共に、個人營業者の衰退となり、昭和に入つてから再び激増を示しつゝ、昭和八、九年頃の所謂日タイ親善熱の最高調時代の大發展期に到着した。即ち個人營業者は急激に増加し、また單に盤谷市場のみならず、他の海外諸地方とも取引關係を有する大商社の活

動を展開した。現在タイ國に於ける邦商の大部分は雜貨商であり、他は藥品及醫療機械商、寫真材料商等で、殆ど盤谷市のみに限られてゐる。

第十六章 交通

第一節 概 説

南洋の交通といつても、その重きを爲すものは、南洋自體の交通ではなくて、南洋と他の各地との交通である。これはいふ迄もなく、海運と空路であり、特に海運は、早くから英、佛、蘭各國との間に發達し、最近、我が國の活潑なる登場を以て、愈々賑かになつたことである。英、佛、蘭各國に關するものは、後に詳述することゝして、こゝには先づ我が國の對南洋海運の狀況を見よう。

一九三七年六月現在、濠洲を除く南洋各地に對する我が船舶は、一千噸以上のもの合計三十萬噸

に達した。その内命令定期航路が約六萬五千噸、自由定期航路が約九萬噸、殘餘が不定期である。即ちアジア洲内各地を航行する日本船舶にして、南洋各地に寄港するものを示せば、

船舶會社名	航路名	發航回数	寄港地
日本郵船	カルカッタ線	月三回	新嘉坡、彼南、蘭貢、カルカッタ
〃	ホムベイ線	月一回	新嘉坡、彼南
大阪商船	カルカッタ線	月二回	新嘉坡、彼南、蘭貢、カルカッタ
〃	ホムベイ線	月二回	新嘉坡、彼南
〃	西貢、盤谷線	月一回	海防、西貢、盤谷

西貢、盤谷 急航線	月一回	マニラ、セブ、サン ホアンガ、ダバオ
比律賓線	月一回、 二回	新嘉坡、彼南
川崎汽船	年約六回	
南洋海運	月二回	瓜哇—スラバヤ、 スマラン、チエ リボン、パタビ ヤ、チラチャッ プ
日本—瓜哇線	月二回	セレベス島—メナ ド、マカッサ スマトラ島—パ ムバン、パダン 英領北ボルネオ— タラオ、サンダ カン、セセルト ン
日本—南支那 —臺灣—英領 ボルネオ—瓜 哇線	月二回	新嘉坡 日本—瓜哇—新嘉 坡—英領北ボル ネオ
三井物産 盤谷線	月二回	西貢、盤谷
日本—比律賓	月一回、 二回	マニラ、レガスピ、 タバコ、イロイロ、 セブ、ダバオ

石原産業 日本—海峽植 月二回 新嘉坡
海運 民地
中村汽船 北海道—比律 月一回、 マニラ、セブ、イ
賓線 二回、 ロイロ、ダバオ

また各國と南洋各地間の航空路を一瞥すると、その主要なるものに、英國イムベリアル・エアウエーズ會社の英本國サザムプトンより印度、タイ國を経て、濠洲シドニーに至る英濠線があり、總距離二萬餘軒、毎週三往復で、使用機は二十四人乗四發動機附ショート・エンバイア飛行艇、英本國よりシドニー迄十日である。同社は更に盤谷に於て英濠線より分岐して香港に至る香港線を經營し目下十一人乗四發動機附デ・ハヴィランド八六型陸上機を使用して、毎週二往復を實施してゐるが、英本國より香港までの所要日数は六日である。佛國エール・フランス會社の佛本國マルセーユ

よりタイ國、佛領印度支那を経て香港に至る極東線は總距離一萬三千餘軒、毎週一往復で、使用機は十二人乗三發動機附ドッチーメ三三八型陸上機で佛本國より香港までの所要日数は六日半である。和蘭KLM王立和蘭航空會社の和蘭本國アムステルダムよりタイ國を経て蘭領東印度のバタビヤに至る蘭印線は、總距離一萬四千軒、毎週二往復で、使用機は十一人乗ダグラスD.C.三型陸上機で、和蘭よりバタビヤまでの所要日数は五日である。また米國汎米航空會社の桑港から太平洋を横斷し比律賓を経て香港に至る太平洋横斷線は、總距離一萬四千軒、毎週一往復で、使用機はチャイナ。

クリッパー機の四十八人乗四發動機附マーチン三〇型飛行艇及びカリフォルニア・クリッパー機の七十四人乗四發動機附ボーインググ三一四型飛行艇で、米國より香港迄の所要日数は七日である。この外、目下戦争の爲め中止してはゐるが、獨逸ルフト・ハンザ會社經營の伯林—盤谷線がある。我が國は昭和十四年十二月、タイ國との間に航空協定が成立し、日タイ間に定期航空路開設が實現し、十五年六月十二日、第一回飛行「松風號」が盤谷に着いた。

第二節 海運

比律賓——一九三七年に於ける比律賓の外國貿易總額五五一、九七二、八八四ベツ、翌一九三八年四九六、八〇五、六四九ベツの中、米國は前年に於て三六八、〇九〇、一一五ベツ、翌年に於て三五九、六〇四、四四六ベツに達し、實に全貿易高の約七二%を占める。この比律賓貿易に従事する各國船舶の輸送割合は英國が主位で、一九三七年四一二隻、一九三八年五〇七隻入港し、米國は一九三七年一八一隻、一九三八年一二九隻入港して居た。これに對し日本、諾威、和蘭各國船舶の進出著しく、右兩年度に於ける船舶出入數を示せば、

	一九三七年		一九三八年	
	隻數	噸數	隻數	噸數
英國	入港船舶 四三	一、二六三、七六九	五〇七	一、九九八、七三二
	出港船舶 四六	一、七四三、九七六	五〇六	一、九九四、六二八
米國	入港船舶 一八一	九六、三二五	一二九	五九三、四九〇
	出港船舶 一七	九四、五三二	一三四	六〇五、八四七

	一九三七年		一九三八年	
	隻數	噸數	隻數	噸數
日本	入港船舶 三〇	九九一、八三六	三五九	一、二六五、六五〇
	出港船舶 三四	一、〇三二、二〇一	三五三	一、二六三、五三八
諾威	入港船舶 一五三	五〇三、五二六	一八九	六〇九、八七九
	出港船舶 一五〇	四八三、五九八	一八八	六〇二、三八九
和蘭	入港船舶 一四七	六五三、八五五	一四八	七〇三、〇一九
	出港船舶 一五〇	六五九、九九七	一四三	六七五、二二三

またこれを各港別に見ると、(單位噸)

	一九三七年		一九三八年	
	入港	出港	入港	出港
マニラ	一、一八五、四三八	一、三三四、七四九	一、一八九、〇三三	一、二九六、七二〇
イロイ	一、〇一九、〇七五	一、〇三三、〇三三	一、〇一六、二六五	一、〇一九、八八四
セブ	一、四七五、六五〇	一、四八九、四三七	一、四九七、五七一	一、四九七、三三三
ダバオ	一七四、五八八	一八三、三三三	一七三、〇七二	一八一、二八五
サムボ	六二四、四七三	六三三、七六〇	六〇九、六三〇	六三三、三七〇
アンガ	一三三、一五四	一四三、三六〇	一三三、一五四	一四三、一八二
レガスピ	九〇、八五六	九〇、九五九	八八、七六四	九〇、八七二

右の各港は英領馬來、タイ國、蘭領印度、佛領印度支那に對する門戸として、又之等各國より濠洲方面への連絡地點として、支那、日本及グアム

島を經由しつゝ、米國、加奈陀に對し貿易上の頗る重要な地位を占めて居る。今、日比間定期船に就て見るに、日本郵船會社は太平洋・大西洋沿岸航路(月一回)、日本・マニラ・オーストラリア線(月一回)、南洋諸島線(月一回)、日本・漢堡線(月一回)の五航路を營み、大阪商船會社は日本・比律賓航路(二週一回)、臺灣總督府命令のもの、日本・新西蘭線(三月一回)、米國大西洋太平洋線(月一回)の四航路を始め、三井物産會社の日本・紐育航路(月二―三回)、日本・比律賓航路(月二回)、山下汽船會社の極東・紐育・南米線(月一回)、川崎汽船會社の世界一週航路(月一回)、米國大西洋・マニラ航路(二月一回)、國際汽船會社の米國大西洋岸・マニラ線(三週一回)、大同海運會社の比律賓・北米大西洋岸航路がある。右の内、日本・

マニラ・メルボルン航路は遞信省命令航路で、起點橫濱より神戸・長崎・香港・マニラ・ダバオ・木曜島・シドニーに寄港してメルボルンに至り、復航も同様の地點に寄港して居る。當航路の使用船は總噸數五千噸以上、最大速度時速十五海里以上のもので、月一回、一年間十二航海以上となつて居る。此の外比律賓に寄港する外國定期船會社は米國七社、英國三社、諾威及び丁抹各二社で、和蘭、瑞典は各一社に過ぎない。

佛領印度支那——當領に入港した船舶は一九三五年に於て佛國船二五六隻、一、五二〇、三三九噸、英國船三五一隻、一、一六一、九六五噸、日本船は一八九隻、八六二、四二七噸である。佛印―日本間の定期航路には佛蘭西のメッサヂェリ・マリチーム社のマルセイユ横濱間二週一回貨客船十隻を

以てするものがあるが、日本船としては大阪商船の横濱—盤谷間貨物船月一回一隻を配してハイフオン及びサイゴンに寄港せしめ、又基隆—ハイフオン間に二週一回貨客船二隻を配して居る。

タイ國——タイ國の海運は英國及び諸威に支配されて居て、自國の所有船は極めて少ない。日本船舶としては大阪商船と三井物産とが横濱—バンコック間に貨客船及貨物船を配して居る。今、一九三五年—三七年に至る間、バンコックに入港した船舶の國籍別を示すと左の通りである。

	一九三五年—三七年		一九三六年—三七年	
	隻數	噸數	隻數	噸數
諸威	四六九	四四、八七六	四三二	三六、三二六
英國	三三三	三三、七六五	一九五	三〇、三七八
日本	七五	二〇、七三九	七三	二四、九四三

内國海運はタイ國に於て比較的發展し、バンコ

ックを中心とする水路は、從來非常な便益を與へて居る。タイ國の母と稱せられるメナム河は水流が緩で且つ深い上に、水量の増減も規則的であるから、其大部分を通じ浅吃水の船を行ることが出来る。殊に満水時にはバクナムポーの上流百二十哩の地點まで大吃水船の航行が可能である。

英領馬來——新嘉坡の積卸貨物は一九三八年に於て三千萬噸を突破せんとして居るが、その六九%は英國船に依り、一七%は日本船に依つて輸送されて居る。新嘉坡は東西海上交通の唯一の關門で、日本郵船、大阪商船の歐洲・南米線の往復寄港地であり、大阪商船の亞弗利加航路の寄港地である。一九三八年に於ける新嘉坡の外國船舶出入統計を示せば左の通りである。

	一九三六年		一九三七年	
	隻數	噸數	隻數	噸數
入港船舶	五、八五八	一五、二七六、七三四	一、七三三	四、九四、四九四
出港船舶	五、五八八	一四、七〇〇、四九八	一、七三三	三、七〇、五五七
計	一一、四四六	三〇、九七七、二三三	三、四六六	八、六五、〇五二

またこれら船舶の主要國別出入統計を示せば、

	入 港		出 港	
	隻數	噸數	隻數	噸數
英國	一、七六六	五、一一九、〇三五	一、七三三	四、九四、四九四
和 蘭	二、八八九	三、八六七、三六六	二、〇七三	三、七〇、五五七
日 本	四三四	一、八六九、〇〇一	四〇四	一、八〇一、三四五
諸 威	五三三	一、〇三六、一三四	四七八	九五六、九二一
佛 國	一九一	九二九、六三五	一九一	九二九、六三五
獨 逸	一六六	八六三、七九四	一六六	八六三、八二六

蘭領印度——當領に於ける各國船舶の活動狀況を一九三六年—三七年の數字を以て示せば左表の通りである。

	一九三六年		一九三七年	
	隻數	噸數	隻數	噸數
和蘭及蘭印	三、〇五九	一四、二三四	三、一三三	一五、四七〇

當領と日本との貿易は主として日本船及び和蘭船によるのであるが、當領の對外定期航路の主要會社には和蘭のK・P・M社、和蘭汽船會社、ロツテムダム・ロイド社及び爪哇・支那・日本汽船會社、英國と和蘭との共同經營のO・S・L社がある。我が南洋海運會社の航路は南洋航路爪哇線と稱し、遞信省命令航路で、神戸を起點とし往航はスラバヤ、スマランに寄航し、パタビヤに到り、復航はパタビヤより神戸に直航し、また毎月二回以上マカッサに寄港する。この爪哇線に使用する船舶は三千五百噸以上、時速十三海里以上のもので八隻、航海回数には月三回以上一年間四十八航海

となつてゐる。更に當領内の海運に従事する船會社はK・P・M社、爪哇・支那・日本汽船會社、蘭印タンク汽船會社、バタフセ石油會社、和蘭石油會社、蘭印石炭貿易會社外五社がある。茲に特筆すべきは當領沿岸貿易は永らく外國船に對して開放されてゐたが、一九三六年七月公布の法律に依り、現在は和蘭船にのみ留保されて居ることである。

濠洲及び新西蘭——先づ日本と濠洲との海運現狀を見るに、日本船舶としては、

- 1、大阪商船會社——日本、濠洲線（月一回）
寄港地——神戸、アリスベーン、シドニー、メルボルン、リスボン
- 2、日本郵船會社——日本、濠洲線（月一回）
寄港地——長崎、香港、マニラ、ダバオ、木曜島、アリスベーン、シドニー、メル

ホルン

また外國船舶としては、

- 1、イースタン・エンド・オーストラリアン汽船會社——日本線（月一回）
寄港地——ラバウル、マニラ、香港、上海及長崎、神戸等
 - 2、オーストラリアン・オリエンタル汽船會社——支那、日本線（月一回）
寄港地——アリスベーン、木曜島、マニラ、香港、上海、長崎
- 更に濠洲と他の南洋各地間航行船舶としては、左の四種がある。即ちその一は、前記日本濠洲間就航の二社であり、他は、
- 1、K・P・M汽船會社——新嘉坡、爪哇、濠洲線（月一回）
寄港地——バタビヤ、スマラン、スラバヤ、アリスベーン、シドニー

- 2、パインズ・フィリップ會社——爪哇、新嘉坡線（月一回）
寄港地——木曜島、ダーウィン

- 3、オースアン・ステイムシップ會社——爪哇、東部濠洲線（月一回）
寄港地——爪哇各港、ダービー、アラム等

日本、新西蘭又は外南洋各地と新西蘭間には山下汽船の貨物船の外直航路がなく、濠洲東部各都市間と新西蘭間には、ユニオン汽船會社、外二三の船舶會社の各定期航路がある。

ニューギニア——日本とニューギニア間には直航定期船がなく、濠洲とニューギニア間を約四十日に一回航行するものにパインズ・フィリップ會社船がある。シドニーを發し、濠洲東岸諸港に寄港しつゝ北上、モレスビー其他の濠洲委任統治領の

諸港に寄港してシドニーに歸るもので一往復に約一ヶ月を要する。又別にイースタン・オーストラリアン汽船會社のシドニー・ラバウル、香港間航路船が二ヶ月に一回マニラ經由で寄港する。

外國船として和蘭K・P・M汽船會社は月一回の定期航路を蘭領ニューギニアの北部諸港に開いて居る。即ちマカッサ（セレベス）よりアムボイナ、テルナテを経てニューギニアのソロンに寄港しマノクワリを経て北東ニューギニア（濠洲委任統治領）のフムボルツベイを終點として復航に就く線である。所要日數二十五日。英領ニューギニアのポート・モレスビーに寄港する二線と同じくK・P・Mの經營で、本線は西貢を發し、爪哇スマランよりポート・モレスビーに寄港し、ビスマルク諸島のラバウルを経てニューカレドニアのヌメヤ港

に達し、シドニーより再びポート・モレスビーに立寄り、バタビヤに歸り西貢に赴くものである。ニューギニア内航線としては英領、濠洲委任統治領内の諸港間を航行するバーンズ・フィリップ會社船とW・Rカーペンター會社船とがある。兩者共に定期に二週間乃至三週間毎に各港に寄港しラバウルに發着して居る。

ニューカレドニア——日本より直接同地に達する定期船なく、大阪商船又は日本郵船の濠洲線にてシドニーに着し、更に同地に於てメサゼリ・マリチム(佛國船會社)船に乗り換へ、四、五日にしてヌメヤ港に達する。他の一線は山下汽船會社の貨物船で(三ヶ月に一回)濠洲への途中立寄るものがある。神戸出帆後約二十日を要する。佛國船にして本島へ定期航路を有するものは前記メサゼ

リー・マリチム(M・M)があるのみで、同社線は佛本國を發し、スエズ運河及び濠洲の西、南、東岸の諸港を経てヌメヤ港に達するものと、バナマ運河、佛領タヒチを経て本島に達する航路がある。何れも一ヶ月一回の定期である。和蘭K・P・M汽船會社はサイゴン、爪哇、ヌメヤ間、二ヶ月一回の定期航路を經營する。寄港地はサイゴン、バタビヤ、スマラン、ポート・モレスビー、サマライ、ラバウル、ポート・ビラ、ヌメヤ、シドニー、バタビヤ、サイゴンで、往復に二ヶ月を要する。

河川運輸

最後に南洋の河川運輸であるが、これは鐵路、自動車路の便なき地方に於て發達せるもので、佛領印度支那の北部の紅河(一、一七〇浬)、及び南部のメコン河(四、六〇〇浬)、タイ

國の中央を流れて千里の沃野を貫くメナム河(一、三〇〇浬)、英領馬來のバハン(三二〇浬)、ペラ(二七〇浬)の兩河、更に英領北ボルネオのキナバタンガン、蘭領ボルネオのバリト河(九一七浬)等に於けるもの皆然りである。又スマトラ島にはカムバル(三一、〇〇〇浬)、シアク(一六、三五〇浬)、ハリ(八〇〇浬)の三大河あり、何れも東海岸に注ぎ、廣き沖積平野を貫流し、夫々舟楫の便が多い。その他ビルマでは古來イラワヂ河及びその支流が主要交通路で、パーモ迄約一四五〇浬、支流チンドウインは四八三浬の間舟運の便がある。また濠洲では鐵道の發達は東南海岸に限られ

るので、大小河川が奥地より海への貨物輸送に役立つて居るのであるが、大體濠洲の河川は距離が短かくて急流なので、舟航に適せぬものが多い。河川の最大なるものはマレイ河(約五〇〇浬)で南東部の山岳地帯の水を集めて南濠洲のエンカウンター灣に注いで居るが、此河とても雨期のみに舟楫の便がある。

ニューギニアは蘭領、英領共に道路の完全なるものがなく、河川の最大なるものは濠洲委任統治領のセビック河(長さ七〇〇浬)で、河口から三十哩の地點迄舟航が可能である。此外ラムウ河(約四〇〇浬)マーカム河、ソリア河等がある。

第三節 陸運

陸上交通の根幹をなす道路は、各地當局の最も意を注ぐところで、殊に海運の發達せざる地方に於ては、使用自動車の増加と相俟つて愈々道路の整備を見せつゝある。

比律賓——一八八〇年代の記録に見ると、各村落を連絡する道路の約二〇%が馬又は水牛に乗つて旅行し得る程度で、雨季に於て交通全く不能となるもの六〇%に達したと云ふ。米領に歸屬して以來、銳意之れが改善に努力し、一九三七年十月現在では道路延長一六、七四四杆、その内、舗装した所謂一等道路が九、五五六杆で、舗装の完備は東洋一と誇つてゐる。四六、〇〇〇臺の乗用及び貨物用自動車があり、鐵道の不振を補つて居る。四輪馬車、牛車も多い。

鐵道の開通は一八九一年マニラから四五杆の開

通を嚆矢として、翌年にはマニラ—ダグバンまで開通した。これが今日の北方幹線の一部で、今ではサンフェルナンドまで二六〇杆に達する。南方幹線はマニラからレガスピに至るもので、これらを含む比律賓の鐵道總延長は一、四〇〇杆に過ぎない。

佛領印度支那——當領の鐵道は近年躍進的發達を見、一九三三年の領内總延長二、三七〇杆に對し、一九三五年は二、六九〇杆となり、殊に一九三六年縱貫鐵道の竣工に依り、二、九二八杆の延長増加となり、道路は一九三五年現在總延長八、九五七杆である。この道路延長の増加により自動車交通もまた旺んじたことであるが、現在の自動車數が分明しないのは遺憾である。一九二八年以後一九三五年迄の車輛新登録數を見れば、乗用車

九、五八三、乗合車一、五三八、貨物車一、五二〇である。

タイ國——當國はその地勢の關係上、古くより水運の發達を見たので、道路交通は閉却され勝ちであり、盤谷を除いては、最近まで殆んど道路らしい道路がなかつた。しかし政府當局は一九三四年經費一億五千萬銖、十八ヶ年計畫で、一萬五千杆の道路敷設計畫を樹立し、一九三四—三五年豫算に於て、國內の十線に對する工事を開始した。

鐵道は一九三六—三七年度に於て、その總延長三、二〇〇杆、旅客總數五、六七二、二八三人、機關車數一九二、客車數三二二、貨車數三、四九〇輛である。ところが最近タイ國政府は鐵道の大改良を計畫し、一九三五年三月日本に對して鐵道橋梁一六四本、總重量一、七〇四噸を注文し、同年

十月には、貨車三百輛、更に一九三六年一月にはレール七千噸の引合をなすと共に、日本鐵道省の有力者を招聘して技術の向上に努力してゐる。同國の自動車數は、一九三六—三七年度に於て、各種合計九、八八三臺であつた。

英領馬來——本領内には完全な砂利車道が四通八達してゐるが、これは比較的最近の事であつて、従前は矢張り交通機關として河川に依るか、密林中に小徑があるに過ぎなかつた。一九三四年末現在各種道路の總延長一五、二八四杆（海峽植民地一、七七二杆、馬來聯邦九、一六〇杆、馬來非聯邦州四、三五三杆）で、その内アスファルト道路は海峽植民地一、二〇三杆、馬來聯邦に四、五五二杆、馬來非聯邦に二、三〇七杆、計八、〇六二杆である。

英領馬來の鐵道は、一九三四年馬來聯邦鐵道局年報に依れば、幹線一、七九五杆で支線は三三九杆、計二、一三四杆である。馬來半島の鐵道はタイ國鐵道と連絡の爲め何れも一米軌道で、大部分は單線である。新嘉坡發タイ國境バダンプサールでタイ國有鐵道と連結するものは、新嘉坡—盤谷間約四十時間を要する。本幹線には護謨栽培地及び錫産地、砂利採取場を結ぶ無数の支線がある。

近來英領馬來各地に於ける道路の急激なる發達に伴ひ、交通乃至運送機關としての自動車利用が増加したのであるが、一九三五年末現在各種自動車數は次の通りである。

乗用自動車	二七、五〇四	乗合自動車	一、九九九
貨物自動車	七、〇四五	自動自轉車	三、八八四
雑用自動車	四三〇	計	四〇、八六三

蘭領印度——本領の道路は、爪哇に於て殆んど完成してゐると云へるが、外領は比較的發達してゐるスマトラ及びセレベスの一部を除き、他は極めて貧弱である。ボルネオやニューギニアの如く河川を唯一の交通路として居る所もある。一九三九年一月一日現在の爪哇の國道延長は一〇、〇五九杆、内五、八〇四杆、即ち約半分はアスファルト舗装である。斯くの如く爪哇は道路網の完成と徹底的な修理並に改装に依り、其道路交通の便なること南洋第一と稱せられる。之に反し外領に於てはアスファルトで舗装された道路は僅か四七七杆に過ぎない。

スマトラの幹線道路はスマトラ縦貫道路及び横斷道路で、全部自動車を通じ、殊にメダンの周圍はアスファルトの優秀なる道路が縦横に走つて居

る。

ボルネオはボンチアナより西部の都邑を連絡する道路、バンジャルマシンを起點として奥の護謨栽培地帯及び南東沿岸に通ずる自動車路以外にはこれといふものがなく、何れも河川を利用してゐる。

セレベスでは、比較的開化せるマカッサル及び北部のメナドを中心とする地域に道路があるのみで、舗装道路は極めて僅かである。

また鐵道は爪哇、マヅラ及びスマトラのみに敷設され、就中爪哇に於て四通八達し、官營線の外

に十三の私設線がある。今鐵道の開通延長を示せば左の通りである。

爪哇及マヅラ	官營線	二、九九九杆
	民間會社線	五、八六三
スマトラ	官營線	六四五
	民間會社線	一、九七四
セレベス	官營線	四七
蘭領印度開通線延長合計		七、三三七

自動車——道路の完備した地方に於ける自動車の増加は當然で、一九三八年一月一日現在の當領の自動車及び自動自轉車數を掲げれば次の通りである。

自動車及び自動自轉車數表

地方別	乗用自動車	乗合自動車	貨物自動車	三輪自動車	自動自轉車	計
爪哇及マヅラ	三四、九七八	一、七七八	六、〇九五	一、五四六	九、四〇四	五三、八〇一
スマトラ	八、八三九	五、七〇四	四、四一四	一四五	一、七四五	二〇、八四七

ホルネオ	一、八五九	一、八	四七	五三	五、〇六四
セレベス	七〇〇	五〇三	一一一	二四	一、七六一
蘭印合計	四七、六四三	八、八九九	一一、五三四	一、八〇〇	八、三六二

ビルマ——古代からイラワヂ河及び其の支流がビ

二哩である。

ルマの主要交通路であり、パーモ（九〇〇哩）まで舟運の便（支流のチンドウイン河は三〇〇哩）があるので、道路、鐵道の發達の遅々たることは不思議ではない。現在鋪裝道路三、七六〇哩、非鋪裝道路六、七七〇哩、鐵道の營業哩數は二、〇六〇哩に過ぎない。

濠洲——一九三七年の調査によれば、官營鐵道總哩數二萬七千哩、同私營三萬八千哩である。自動車は總數八十萬臺の内、乗用車五十萬臺、二十一萬五千臺が營業用貨物自動車で、七萬八千臺が自動自轉車である。大都市の電車は哩數にして五七

ニューカレドニア——總面積八、五四八平方哩、人口五萬三千餘の蕞爾たる柳葉狀の一小島であつて、中央山脈が北西より南東に走り、本島を二分したる形である。従つて舟楫の便ある河川もなく、また鐵道、道路の稱すべきものもない。僅かに南東端に近いメマヤ市より西海岸に沿ひ北西端バゴメン附近まで幅約五米の道路があり、自動車を通ずる。幹線以外に島内各所に通ずる里道はあるが、辛うじて交通し得る山徑である。島内の交通機關は主として自動車で、前述幹線道路に一日一回の定期乗合自動車がある。

第四節 空 運

航空機及航空技術の發達に連れ、南洋に領土を有する英、米、蘭、佛各國は各自優秀なる大型機を利用し、本國と植民地とを連絡する航空路を開設し、政治的、經濟的に連繫を計りつゝある。

比律賓——航空輸送は一九三二年以來、比島政府當局の不斷の保護助成に依り相當發達を見せてるが、比島航空局統計に依れば、一九三八年の航空輸送旅客數は三、七三八人で、飛行總距離二、五二四、一三〇〇に達し、一九三三年より三八年に至る六ヶ年間の輸送旅客は一一、二五、〇四三人、其總飛行距離は一三、六九二、〇九〇に及んでゐる。比島に於ける航空輸送會社としては、

(一) イロイロ・ネグロス會社 (Iloilo Negros Air Express Co.)

一九三二年創立、現在イロイロを中心とする四線を有す

(二) エアリアル・タグシー會社 (Aerial Taxi Co.)

一九三〇年創立、現在マニラーバギオ、マニラ—レガスピの二線を經營す

比島航空にとり重要な意義と價值とを有するものは、米國のパン・アメリカン・エアウェイズ會社の太平洋橫斷航空路である。同線は一九三七年四月の開設で、マニラに於て比島の國內航空路と連絡すると共に、桑港及び香港の兩終端に於て歐米の航空路と結び付くから、比島國內航空は即

ち世界航空路と連絡するものである。

佛領印度支那——本領には領内航空と稱すべきものなく、現在佛・英の二國際航空路が存するに過ぎない。即ち、英國のイムベリアル・エアウェイズ會社香港線は盤谷よりハノイを経て香港に至り、佛國のエール・フランス會社極東線は本國マルセーユより西貢に至り、ハノイ、香港に至つて居る。エール・フランス會社極東線は佛本國と佛印とを結ぶ國際航空路で、一九三八年夏の開始にかゝり、マルセーユ、西貢、ハノイ、香港の二三、七〇〇料を結んで居る。

タイ國——一九三一年タイ國唯一の航空會社「タイ航空輸送會社」(Aerial Transport Co.)が設立された。會社は現在三線を經營して居るが、一九三六—三七年度の輸送成績を見るに、旅客六四人、

貨物一五、四二〇個、一、八一八、六八六疋、郵便物一二、四五四、一四八疋と云ふ數字を示して居る。國內航空は斯くの如く華々しいものではないが、タイ國が歐洲—濠洲間、歐洲—極東間航空路の要衝に當ると云ふ地理的事情の爲め、英、佛、蘭の國際航空路は何れもタイ國首都盤谷に寄港し、英のイムベリアル・エアウェイズ會社は更に盤谷より香港に航空路を分岐せしめて居る。殊に、今次歐洲動亂の突發前獨逸ルフト・ハンザ會社が伯林—盤谷線の開通を計畫せるなど、國際航空に於けるタイ國の地位は益々其の重要性を加へつゝある。

一九三六—三七年及び一九三七—三八年に於ける國際輸送の成績を示せば左の通りである。(單位 疋)

旅客	一九三六—三七年度		一九三七—三八年度	
	到着	出發	到着	出發
郵便物	二、五八、三〇九	四六一	三、六五、一九七	五四五
貨物	二、三四五、三八八	一、三四〇、一五八	四、一六一、一五五	一、四三一、五三九
着	一、四八四、〇九三	四、五四九、五八三		

タイ國航空で特筆すべきは昭和十四年十二月の日タイ航空協定に基く定期航空路の開設である。これは本章總説に記した通り、十五年六月十二日、無事第一回航空を終つた。

英領馬來——和蘭本國—蘭印間、英本國—濠洲間を結ぶ二大國際航空路は一九三〇年及び一九三四年の開通であるが、英領馬來は其の經由地に位し、現在和蘭のKLM會社線は彼南を経てスマトラのメダンに至り、メダンより新嘉坡に飛來して再び

蘭印に向ひ亦英國のイムベリアル・エアウェイズ會社英濠線は彼南を経て新嘉坡に來り、それより蘭印—濠洲に向つてゐる。この外一九三〇年開通の蘭印KNILM會社バタビヤ—新嘉坡線があるが、これは一九三八年佛印及び蘭印の兩當局間の協定成立に依り佛印の西貢まで延長せられ、目下一週一往復の運航が實施せられてゐる。

蘭領印度——一九二八年蘭印諸島間及び濠洲、比律賓、馬來、佛印等の間に定期航空を開始する目的を以て「蘭印航空會社」(略稱KNILM)が設立された。會社は先づ爪哇を中心としてスマトラ、ボルネオ、セレベス、バリ等々に漸次航空路を開設し、之を姉妹會社KLM會社のアムステルダム—バタビヤ線と連結し、次で一九三八年夏にはバタビヤより濠洲シドニーに至る線、バタビヤ